

# さっぽろ障がい者プラン2018（案）

みなさんからのご意見を募集します

～パブリックコメントの実施について～

募集期間

平成29年12月20日（水曜日）から

平成30年1月18日（木曜日）まで 【必着】

札幌市では、現在、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、さっぽろ障がい者プラン2018の策定（計画期間：2018年度～2023年度）に取り組んでいます。

さっぽろ障がい者プラン2018とは、障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるほか、障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な見込みなどについて定めるものです。

この計画の案について、みなさまのご意見を募集いたします。

なお、皆様からお寄せいただいたご意見等について個別の回答はいたしません。ご意見等の概要とそれらに対する札幌市の考え方につきまして、平成30年3月頃に公表いたします。

平成29年（2017年）12月

札幌市



こうひょうしりょう  
公表資料

さっぽろ <sup>しょう</sup>障がい者 <sup>しゃぶらん</sup>プラン2018 (案) <sup>あん</sup>

こうひょうばしょ  
公表場所

- 1 <sup>しやくしやとう</sup>市役所等における <sup>はいふ</sup>配布・<sup>えつらん</sup>閲覧
  - ・ <sup>しやくしよ</sup>市役所 (3 <sup>かいしやう</sup>階 <sup>ふくしか</sup>障がい福祉課、2 <sup>かいしせいかんこうぶつこーなー</sup>階市政刊行物コーナー)
  - ・ <sup>かくくやくしよ</sup>各区役所 ( <sup>そうむきかくかこうちやうがかり</sup>総務企画課 <sup>ほけんふくしか</sup>広聴係、保健福祉課)
  - ・ <sup>かく</sup>各 <sup>せんたー</sup>まちづくりセンター
  - ・ <sup>しんたいしやうがいしやふくしせんたー</sup>身体障害者福祉センター
  - ・ <sup>しちやうかくしやう</sup>視聴覚 <sup>しやじやうほうせんたー</sup>障がい者情報センター
- 2 <sup>さっぽろしほーむぺーじ</sup>札幌市ホームページによる <sup>えつらん</sup>閲覧

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/>

いけん ぼしゅうきかん  
意見の募集期間

<sup>へいせい</sup>平成29年 <sup>ねん</sup>12月 <sup>が</sup>20日 (水曜日) <sup>にち</sup>～平成30年 <sup>へいせい</sup>1月 <sup>ねん</sup>18日 (木曜日) <sup>が</sup>【必着】 <sup>にち</sup> <sup>もくようび</sup> <sup>ひつちやく</sup>

いけん ていしゅつほうほう  
意見の提出方法

「<sup>いけん</sup>ご意見シート」、又はこれに <sup>また</sup>準じた様式にて、<sup>か</sup>下記提出先へ <sup>ゆうそう</sup>郵送、  
<sup>じさん</sup>持参、<sup>ふあくす</sup>ファクスまたは <sup>でんしめーる</sup>電子メールにより <sup>ていしゅつ</sup>提出してください。( <sup>いけん</sup>ご意見の  
<sup>がいやうとう</sup>概要等を <sup>こうひょう</sup>公表する場合、<sup>ばあい</sup>氏名及び <sup>しめいおよ</sup>住所は <sup>じゅうしよ</sup>公表いたしません。)

※ <sup>でんしめーる</sup>電子メールによる場合は、<sup>ばあい</sup>ウィルス感染を <sup>ういる</sup>避けるため、<sup>すかんせん</sup>ファイルは <sup>さ</sup>

- ※ 電子メールによる場合は、ウィルス感染を避けるため、ファイルは添付せず、件名に「障がい者プランに対する意見」と記載し、本文欄の記入用紙に準じた様式でご意見を記載して、送信してください。
- ※ 障がいなどにより、上記の方法によるご意見の提出が困難な場合は、点字によるご意見の受付や、手話によるご意見の通訳などを行いますので、下記のお問い合わせ先まで個別にご相談ください。

### 意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市保健福祉局 障がい福祉課（札幌市役所本庁舎3階）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

ファクス 011-218-5181 電話 011-211-2936

電子メール [jigyoukeikaku@city.sapporo.jp](mailto:jigyoukeikaku@city.sapporo.jp)

受付時間：平日の午前8時45分から午後5時15分まで（持参の場合）

※平成29年12月29日（金曜日）～平成30年1月3日（水曜日）を除く

#### 【漢字の表記について】

札幌市では障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者基本法」や「身体障害者手帳」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使っています。

## もくじ

### <さっぽろ障がい者プラン2018の概要>

さっぽろ障がい者プラン2018の構成	概要	1
計画期間	概要	2
さっぽろ障がい者プラン2018の策定の趣旨	概要	3
さっぽろ障がい者プラン2018の体系	概要	4
横断的分野1～4	概要	6
施策分野1～6	概要	10
成果目標	概要	16
サービス見込量一覧（主なもの）	概要	18

### <さっぽろ障がい者プラン2018の本編>

#### 第1章 さっぽろ障がい者プラン2018の策定趣旨と位置付け

1	さっぽろ障がい者プラン2018の構成	1
2	さっぽろ障がい者プラン2018の位置付け	2
3	計画期間	5
4	障がい福祉を取り巻く環境	6
5	さっぽろ障がい者プラン2018策定の趣旨	9

#### 第2章 札幌市の現状と課題

1	札幌市の現状	11
2	さっぽろ障がい者プランの振り返り	15
3	平成28年（2016年）度障がい児者実態等調査の結果	23
4	現状のまとめ	31

だい しょう しょう しょう しゃぶらん たいけい  
第3章 さっぽろ障がい者プラン2018の体系

1	基本理念・計画目標・分野	32
2	分野ごとの基本施策	34

だい しょう しょう しゃけいかく しさくてんかい おうだんてきぶんや  
第4章 障がい者計画の施策展開（横断的分野）

横断的分野1	障がい等への理解促進	36
横断的分野2	生活環境の整備	41
横断的分野3	情報アクセシビリティの向上・ 意思疎通支援の充実	47
横断的分野4	障がいを理由とする差別の解消・権利擁護	53

だい しょう しょう しゃけいかく しさくてんかい しさくぶんや  
第5章 障がい者計画の施策展開（施策分野）

施策分野1	暮らしの支援	61
施策分野2	保健・医療の推進	71
施策分野3	療育・教育の充実	79
施策分野4	雇用・就労の促進	88
施策分野5	スポーツ・文化等の振興	95
施策分野6	安全・安心の実現	98

だい しょう しょう しょう しゃぶらん せいかもくひょうおよ さーびすりょう  
第6章 さっぽろ障がい者プラン2018の成果目標及びサービス量の

みこ しょう ふくしけいかく しょう じふくしけいかく  
見込み（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

1	2020年度の成果目標	104
2	訪問系サービス量の見込み	116
3	日中活動系サービス量の見込み	118

4	居住系サービス量の見込み	124
5	相談支援サービス量の見込み	126
6	障害児支援サービス量の見込み	127
7	発達障がい者支援	130
8	地域生活支援事業のサービス量の見込み	132
9	サービス見込量等確保のための主な方策	149

## 第7章 さっぽろ障がい者プラン2018の評価・見直し

1	PDCAサイクルについて	150
2	PDCAサイクルの実施	150

## 第8章 資料編

1	検討体制	153
2	障がい児者実態等調査	153
3	意見交換会等の開催	153
4	パブリックコメントで寄せられた意見	157
5	その他、計画案からの修正点	157
6	障がい児・者数	158
7	事業所数	163
8	第4期障がい福祉計画におけるサービス見込量の 進捗状況	166
9	用語集	173





さっぽろ <sup>しょう</sup>障 <sup>しゃぶらん</sup>がい者プラン2018  
<sup>あん</sup>(案) <sup>がいよう</sup>の概要



# さっぽろ障がい者プラン2018の構成

さっぽろ障がい者プラン2018は次の計画を一体のものとして構成しています。

## (1) 障がい者計画（旧：障がい者保健福祉計画）

根拠法：障がい者基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

## (2) 障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）

根拠法：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）、児童福祉法

障がい福祉サービスや障がい児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

### さっぽろ障がい者プラン2018

障がい者計画【障がい者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画

【障がい者総合支援法、児童福祉法】

障がい福祉サービス等に関する実施計画

けいかくきかん  
計画期間

さっぽろ障がい者プラン2018の計画期間は次のとおりです。

◆ 障がい者計画 6年間

(2018年4月から2024年3月まで)

◆ 障がい福祉計画(第5期)、障がい児福祉計画(第1期) 3年間

(2018年4月から2021年3月まで)

しょう しゃけいかく  
障がい者計画

2018年度 ~ 2023年度

さんこう  
【参考】

しょう ふくしけいかく だい き  
障がい福祉計画(第5期)

しょう じふくしけいかく だい き  
障がい児福祉計画(第1期)

2018年度 ~ 2020年度

しょう ふくしけいかく だい き  
障がい福祉計画(第6期)

しょう じふくしけいかく だい き  
障がい児福祉計画(第2期)

2021年度 ~ 2023年度

## さっぽろ障がい者プラン2018の策定の趣旨

札幌市では、これまでも「さっぽろ障がい者プラン」に基づき、「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者保健福祉計画（新しいプランからは「障がい者計画」に名称を改めます。）によって、障がいのある人に関する施策の方向性等を定めるとともに、障がい福祉計画では、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の確保を図ってきました。

一方で、現在のプラン策定後、国においては、障害者差別解消法の施行をはじめ、関連法の整備を進めるなど、障がいのある人の生活環境は大きく変わってきています。

このような状況から、札幌市では、障がいのある人たちのニーズ、各種審議会や各障がい者団体からの意見、この間の国の動向等も踏まえ、今後の札幌市における障がい者施策と、障害福祉サービス等の更なる充実を図っていくため、障がい者計画、障がい福祉計画（障がい児を含みます。）を一体化した「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定します。

### 【参考】障害者基本法による障害者の定義について

障害者基本法第2条では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

なお、平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。

# さっぽろ障がい者プラン2018の体系

このさっぽろ障がい者プラン2018を策定するために設置した「札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会」において、これまでのプランにおいても掲げてきた基本理念である「共生社会の実現」については、関連法との関係からも、継続して取り組んでいくべき重要な事柄であるとのご意見をいただきました。

このことを踏まえて、今後の施策の方向性については、これまでとの継続性を重視した基本理念をベースとし、この間の国の法制度等の動向や、障がいのある人のニーズを踏まえ、計画目標を新たに加えるなどの見直しを行います。

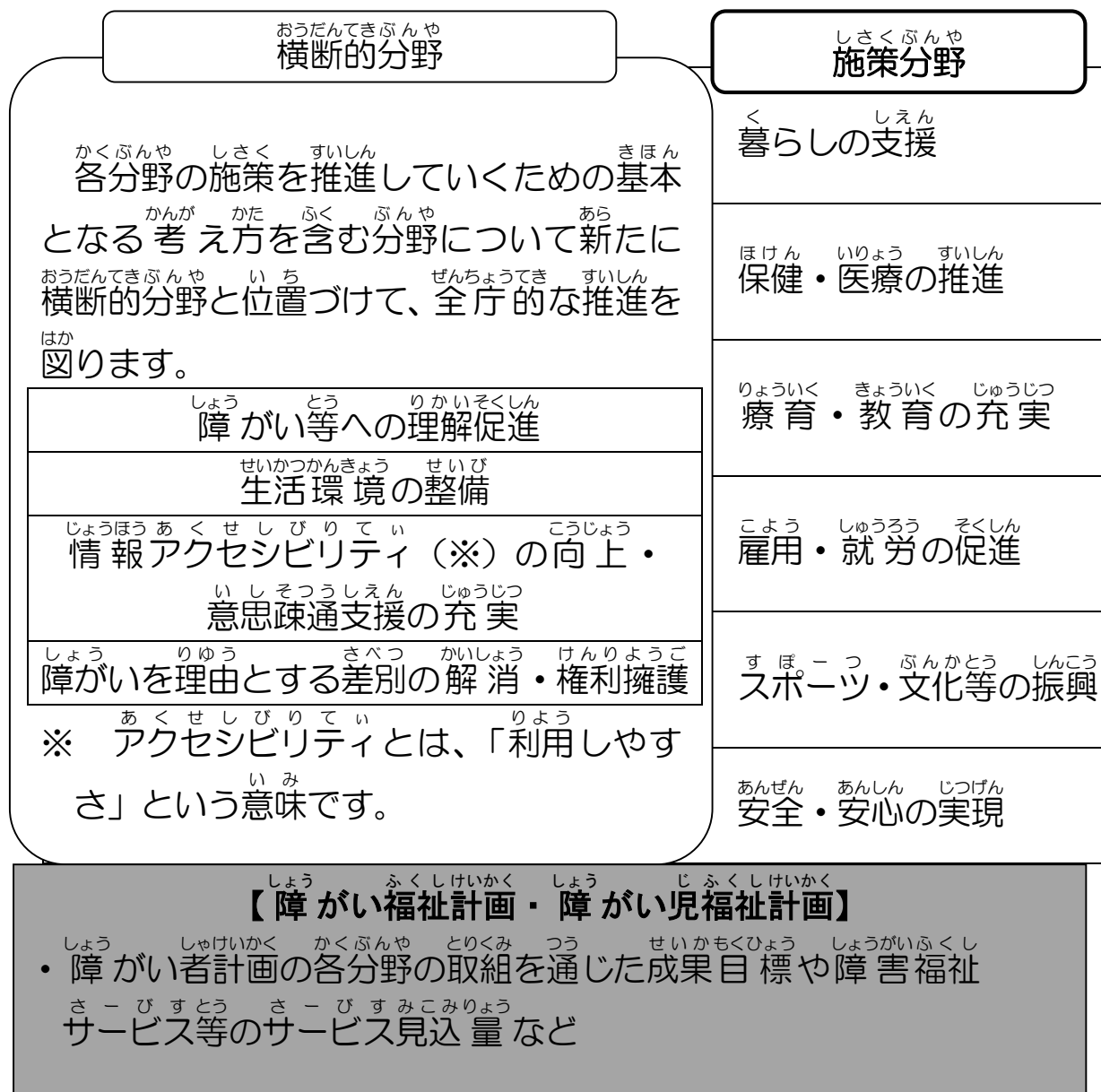
## (1) 基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

## (2) 計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消

(3) 分野（障がい者計画）と障がい福祉計画・障がい児福祉計画



おうだんてきぶんや しょう とう りかいそくしん  
**横断的分野 1 障がい等への理解促進**

◆ **基本施策**

- 基本施策 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 基本施策 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
- 基本施策 3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施などの取組を進めます。
- 各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じて、障がい等への理解を促進します。

おも じゅうてんとりくみ  
**主な重点取組**

◆ ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進（新規）

難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮を提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。

◆ 手話が言語であることについての普及啓発（新規）

手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。



おうだんてきぶんや せいかつかんきょう せいび  
横断的分野2 生活環境の整備

きほんしさく  
◆基本施策

きほんしさく ばりあふりー もと すいしん  
基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

きほんしさく す かくほ  
基本施策2 住まいの確保

- 全ての市民が1年を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人々が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

おも じゅうてんとりくみ  
主な重点取組

しん さっぽろしばりあふりー きほんこうそう もと せいびすいしん  
◆新・札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進

しん さっぽろしばりあふりー きほんこうそう もと すべ ひとびと あんしん  
新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、全ての人が安心して暮らし、分け隔てなく社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想についても、段階的、継続的な発展を図っていきます。

ぐるー ぶほーむ せいびすいしん  
◆グループホームの整備推進

ぐるー ぶほーむ せいびひ いちぶ ほじょ おこな せいび  
グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。

◆基本施策

- 基本施策1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
- 基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- 基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供
- 基本施策4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

- 手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段について、広く市民の理解を促進します。
- 障がいのある人が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を円滑に利用できるよう、取組を進めます。
- 障がいのある人が市政に関する情報を取得しやすいよう、障がいに配慮した市政情報の提供を進めます。
- 障がいのある人が情報通信技術（インターネットなど）を利用することにより、支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、支援を行います。

おも じゅうてんとりくみ  
主な重点取組

◆コミュニケーション手段に関する普及啓発（新規）

障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分かりやすく周知していきます。

◆区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置（新規）

区役所等に設置したタブレット端末を使用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーションによる音声情報の文字化を行います。

おうだんてきぶんや しょう りゆう さべつ かいしょう  
**横断的分野 4 障がいと理由とする差別の解消・**  
 けんりようご  
**権利擁護**

◆ **基本施策**

基本施策 1 障がいと理由とする差別の解消の推進

基本施策 2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的  
 配慮を受けやすくする環境の整備

基本施策 3 権利擁護等の推進

基本施策 4 障がい児・者虐待防止の推進

- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の理解を促進します。
- 障がいのある人が円滑にその権利を行使できるよう、市全体で必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。
- 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい児・者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

おも じゅうてんとりくみ  
**主な重点取組**

◆ **虐待防止ネットワーク会議の開催（新規）**

札幌市、国、北海道、医療、警察、福祉などの関係機関や障がい当事者(家族を含む。)によって、定期的に、障がい児・者の虐待防止のための情報共有や連携強化を図ることで、虐待の防止や、虐待を受けた人への迅速かつ適切な支援を可能とする体制整備を行います。

## 施策分野 1 暮らしの支援

### ● 基本施策

基本施策 1	個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
基本施策 2	施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
基本施策 3	福祉用具などの普及促進・利用支援
基本施策 4	地域福祉を担う人材育成・確保

- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

### おも じゅうてんとりくみ 主な重点取組

- ◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供  
 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについても、同様に円滑な提供に努めます。  
 また、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・機能訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます。

## 施策分野 2 保健・医療の推進

### ●基本施策

- 基本施策 1 障がいの原因となる疾病の予防対策や、障がいの早期発見の推進
- 基本施策 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策 3 精神保健・医療の充実
- 基本施策 4 難病に関する保健・医療施策の推進

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実を図ります。
- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。
- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実や、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、関係機関と連携しながら制度周知を図ります。

### おも 主要な重点取組

#### ◆子どもの心の専門医の育成

子どもの心の専門医を育成するために、北海道大学に寄附を行います。専門的な知識・経験を有する医師が担当教員となり、研修医などに対し、講義や研究を行います。

#### ◆難病相談支援センター事業

難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、地域交流活動の推進や、当事者主体の活動の支援等を行う難病相談支援センターを設置します。

し さ く ぶ ん や      り ょ う い く      き ょ う い く      じ ゅ う じ つ  
**施策分野3 療育・教育の充実**

き ほん し さ く  
**●基本施策**

き ほん し さ く      ら い ぶ す て - じ      お う      し え ん たい せい      じ ゅ う じ つ  
**基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実**

き ほん し さ く      り ょ う い く      じ ゅ う じ つ  
**基本施策2 療育の充実**

き ほん し さ く      が っ こ う き ょ う い く      じ ゅ う じ つ  
**基本施策3 学校教育の充実**

き ほん し さ く      せい じん き      い こ う し え ん  
**基本施策4 成人期への移行支援**

- **療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応するため、関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の充実に努めます。**
- **子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など他の子ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。**
- **特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。**
- **卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実に努めます。**

おも      じ ゅ う て ん と り く み  
**主な重点取組**

い り ょ う て き け あ      ひ つ よ う      し ょ う      こ      と う      し え ん たい せい  
**◆医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等への支援体制の検討（新規）**

い り ょ う て き け あ      ひ つ よ う      し ょ う      こ      と う      し え ん      お こ な  
 医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等の支援を行う  
 し え ん い ん      ほ ご しゃ      そう だ ん      う      そう だ ん い ん      ぶ      けん し ゅ う  
 支援員や、保護者からの相談を受ける相談員を増やすための研修  
 じ っ し      けん とう  
 の実施を検討します。

そのほか、い り ょ う て き け あ      ひ つ よ う      し ょ う      こ  
 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの  
 し え ん      あ      か た      い り ょ う      ほ けん      ほ い く      き ょ う い く      ぶ っ し かん け い し ゃ  
 支援の在り方について、医療、保健、保育、教育、福祉関係者による  
 き ょ う ぎ      ば      ぎ ろ ん      ぶ      ひ      つ      づ      けん とう  
 協議の場における議論も踏まえながら、引き続き、検討していき  
 きます。

## 施策分野 4 雇用・就労の促進

### ●基本施策

- 基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 基本施策 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
- 基本施策 3 障がいのある人の一般就労の推進
- 基本施策 4 福祉的就労における工賃向上

- 障がい者雇用を推進する国などの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。
- 札幌市においても率先して障がいのある人の雇用に努め、障がいのある人の一般就労へのステップアップを支援します。
- 障害者総合支援法に基づく就労移行支援サービス等のほか、札幌市独自の取組により、障がいのある人の一般就労への移行の推進や障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

### ▶ 主な重点取組

- ◆ 就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）  
障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、「ジョブサポーター」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。
- ◆ チャレンジ雇用制度の実施（新規）  
札幌市役所内で、新たに知的障がいのある人や精神障がいのある人を非常勤職員として雇用する枠を設け、市役所での勤務経験等をもとに、一般就労へのステップアップを後押しします。

## 施策分野5 スポーツ・文化等の振興

### ●基本施策

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

- 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

### おも じゅうてんとりくみ 主な重点取組

#### ◆障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

#### ◆障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツを通じて体力の向上や自立への意欲を高め、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいのある人に対する市民の理解の促進を図ります。

#### ◆障がいのある人への読書支援の推進

身体障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある人への読書支援や、利用しやすい図書館づくりを進めます。



し さ く ぶ ん や      あ ん ぜ ん      あ ん し ん      じ つ げ ん  
**施策分野6 安全・安心の実現**

き ほん し さ く  
**●基本施策**

き ほん し さ く      さ い が い      ゆ き      つ よ      す い し ん  
**基本施策1 災害や雪に強いまちづくりの推進**

き ほん し さ く      さ い が い      じ      た い お う り よ く      こ う じ ょ う  
**基本施策2 災害時における対応力の向上**

き ほん し さ く      ち い き      み ま も      か つ ど う      す い し ん  
**基本施策3 地域における見守り活動の推進**

き ほん し さ く      し ょ う ひ し ゃ ひ が い      ほ う し  
**基本施策4 消費者被害の防止**

- 障 がいのある人を含め、市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- 災害発生時や避難場所において、様々な障 がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障 がいのある人への理解促進を図ります。
- 障 がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住 民組織などによる地域福祉活動の充 実を図ります。
- 障 がいのある人の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充 実に努めます。

おも      じ ゅ う て ん と り く み  
**主な重点取組**

◆ 誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の推進（新規）  
 災害時に 障 がいのある人たちの避難支援を行 う 町内会、自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に  
 対して、コーディネーターを派遣することで、実際に支援をする際  
 の留意点や、避難 行動 要支援者とのマッチング、各避難 行動  
 要支援者の個別避難計画の作成等への助言等を行います。

## 成果目標

それぞれの目標値の設定に当たっては、国が基本方針にて掲げる目標を踏まえ、札幌市の実情に応じ設定しています。

こうもく 項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
にゅうしょせつ にゅうしょしゃ 入所施設の入所者の ちいきせいかつ いこうしゃすう 地域生活への移行者数	125人	2017年4月から 2020年3月 までの累計
にゅうしょせつ にゅうしょしゃすう 入所施設の入所者数の げんしょうすう 減少数	83人	
せいしんしょう たいおう 精神障がいにも対応し ちいきほうかつけ あしすてむ た地域包括ケアシステム の構築に向けた協議の場 の設置（新規）	きょうぎ ば 協議の場 の設置	2020年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置
ちいきせいかつしえんきよてんとう 地域生活支援拠点等の せいび 整備	1か所	2020年度末までに少なくとも1か所整備
ふくしせつ いっぱんしゅうろう 福祉施設から一般就労 への移行者数	666人	2020年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
しゅうろう いこう しえん じぎょう 就労移行支援事業の りようしゃすう 利用者数	846人	2020年度の1か月当たりの利用者数
しゅうろういこう しえん じぎょうしょ 就労移行支援事業所の しゅうろういこうりつ しんき 就労移行率（新規）	わり 5割	2020年度末の時点で、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合

こうもく 項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業によ る職場定着率（新規）	わり 8割	しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業による支援 を開始した時点から1年後の 職場定着率
いりょうてきけあひつよう 医療的ケアを必要とする 障がいのある子どもへ の支援（新規）	きょうぎば 協議の場 の設置	ねんどまつ 2018年度末までに医療的ケア を必要とする障がいのある子 どもを支援するための協議の場 を設置

(2) 障がいのある人に対する理解促進に関する目標  
(札幌市独自に設定する目標)

こうもく 項目	もくひょうち 目標値
しゅう 障がいのある人にとって地域で暮らしやすい まちであると思う障がいのある人の割合	60%
しゅう 障がいのある子どもにとって地域で暮らしや すいまちであると思う保護者の割合（新規）	60%

## サービス見込量一覧（主なもの）

※サービス見込量は、国や北海道の動きなども踏まえて決定していくため、現在掲載している数値は概算値となっており、変更する場合があります。

### ＜主な訪問系サービス＞

サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2020年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	利用人数	5,770	6,021	6,281
	時間/月	221,300	235,940	252,030

### ＜主な日中活動系サービス＞

サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	利用人数	5,000	5,090	5,180
	人日/月	102,530	104,890	107,240
就労移行支援	利用人数	790	800	810
	人日/月	14,260	14,440	14,620
就労継続支援（A型）	利用人数	2,130	2,250	2,370
	人日/月	42,910	45,300	47,690
就労継続支援（B型）	利用人数	6,300	6,810	7,320
	人日/月	112,520	121,870	131,220

おも きょじゅうけい さーびす  
**<主な居住系サービス>**

サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2020年度
共同生活援助	利用人数	3,030	3,220	3,420
施設入所支援	利用人数	2,050	2,030	2,010

しょうがいじつうしょしえん  
**<障害児通所支援>**

サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	利用人数	3,800	4,140	4,480
	人日/月	46,710	51,210	55,710
医療型 児童発達支援	利用人数	60	60	60
	人日/月	470	470	470
放課後等 デイサービス	利用人数	5,570	6,220	6,870
	人日/月	63,340	71,340	79,340
保育所等 訪問支援	利用人数	60	70	80
	人日/月	80	90	100

※利用人数：月間の利用人数（実人数）

※時間 / 月：月間のサービス提供時間数

※人日 / 月：月間のサービス提供日数



さっぽろ障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しゃぶらん</sup>プラン2018





# 第1章 さっぽろ障がい者プラン2018の策定趣旨と位置付け

## 1 さっぽろ障がい者プラン2018の構成

さっぽろ障がい者プラン2018は次の計画を一体のものとして構成しています。

### (1) 障がい者計画（旧：障がい者保健福祉計画）

根拠法：障がい者基本法

障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

### (2) 障がい福祉計画（第5期）、障がい児福祉計画（第1期）

根拠法：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）、児童福祉法

障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

さっぽろ障がい者プラン2018

障がい者計画【障がい者基本法】

障がい福祉に関する基本計画

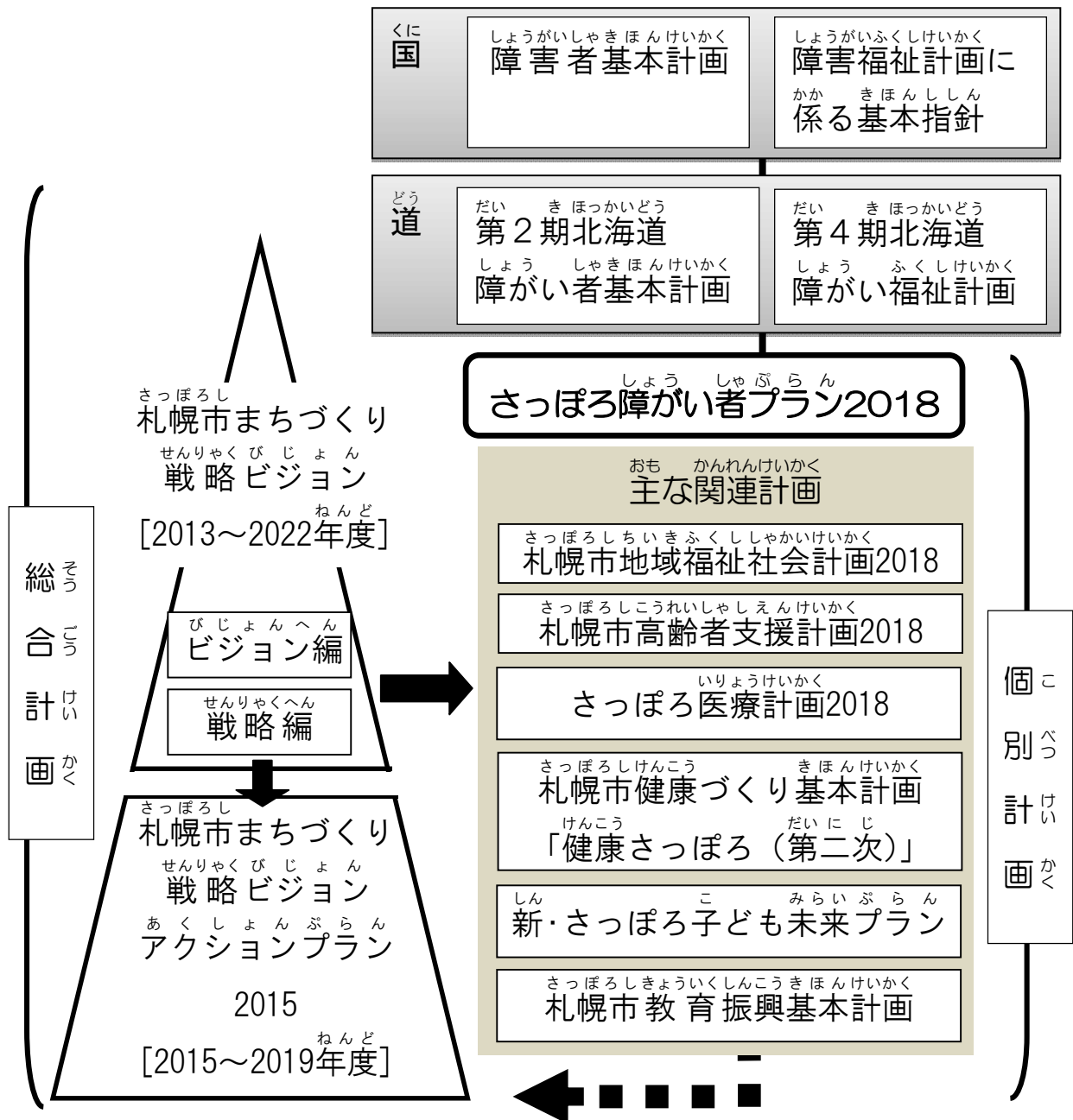
障がい福祉計画、障がい児福祉計画

【障がい者総合支援法、児童福祉法】

障害福祉サービス等に関する実施計画

## 2 さっぽろ障がい者プラン2018の位置付け

さっぽろ障がい者プラン2018(障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)は、札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする障がい福祉施策に関する部門別計画であり、本市が定めたその他の関連計画のほか、国や北海道が定めた関連法令・計画等とも整合を図りながら策定しています。



## くさっぽろ 障がい者プラン2018 に関連する主な計画

### ◆札幌市地域福祉社会計画2018

幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する取組を進めることで、「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろ」を実現することを目的として策定したものです。

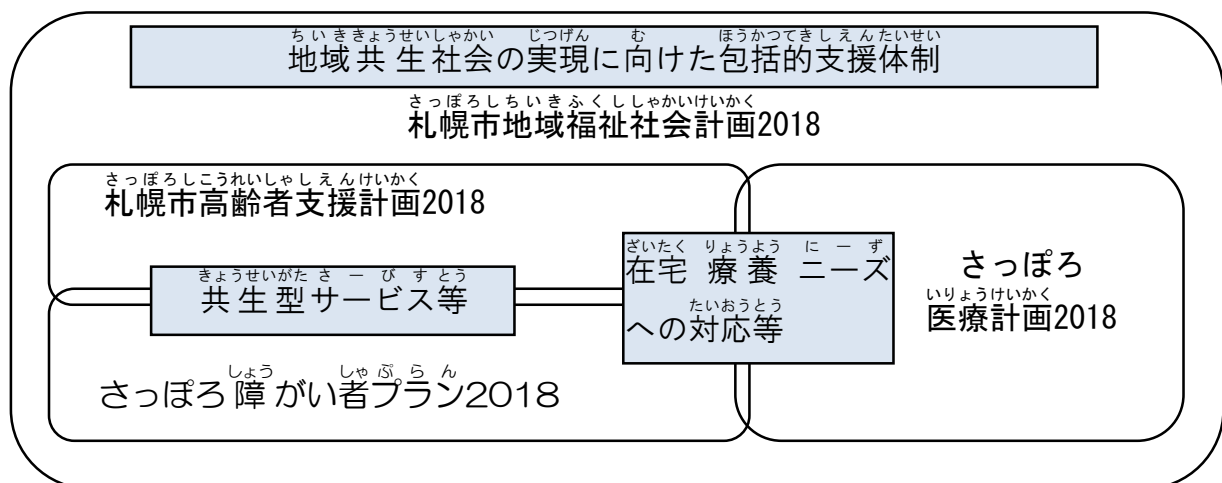
### ◆札幌市高齢者支援計画2018

団塊世代全てが75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケア体制の着実な構築に向けた取組を定める「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と、今後の高齢者の社会参加支援の取組の方向性を示す基本方針を一体的に策定したものです。

### ◆さっぽろ医療計画2018

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、在宅医療体制の強化や医療に関する適切な情報提供を行うなど医療・保健システムの確立を基本理念として策定したものです。

### 【上記3計画との関係イメージ】



◆札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」

市民が地域とのつながりの中で、すこやかに、また、心豊かに生活できる社会の実現に向けて、これからの10年間を展望した市民の健康づくりの指針です。

◆新・さっぽろ子ども未来プラン

主に次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、札幌市子どもの権利に関する推進計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で構成しており、子どもが生き生きと過ごし、子育て家庭の不安や負担が軽減される環境を総合的に整えることを目的に、子ども施策分野の個別計画として策定したものです。

◆札幌市教育振興基本計画

札幌市の教育の基本理念を示す「札幌市教育ビジョン」とそれに基づいて取り組む教育施策を示す「札幌市教育アクションプラン」で構成しており、札幌市の教育の目標や方向性を明らかにするとともに、教育に関する施策を総合的・体系的に進めることを目的として策定したものです。

### 3 計画期間

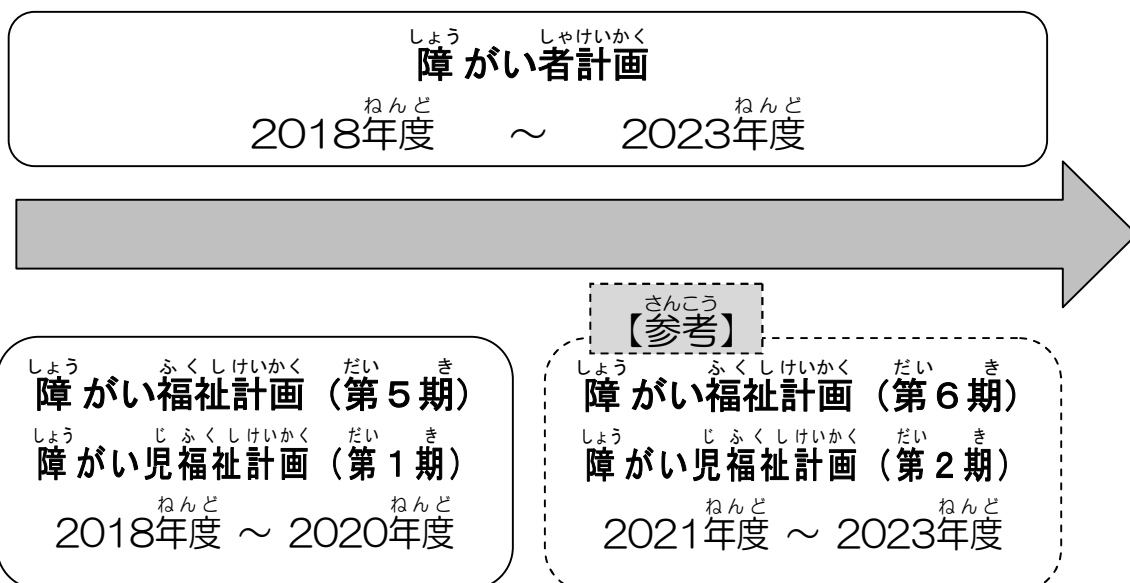
さっぽろ障がい者プラン2018の計画期間は次のとおりです。

◆ 障がい者計画 6年間

(2018年4月から2024年3月まで)

◆ 障がい福祉計画(第5期)、障がい児福祉計画(第1期) 3年間

(2018年4月から2021年3月まで)



## 4 障がい福祉を取り巻く環境

### (1) 国における障がい者制度改革の動き

我が国では、平成19年(2007年)に障がいのある人の権利を実現するために国がすべきことを定めた「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に署名して以降、国内の必要な制度改革を進めてきました。

このような動きの中で、平成23年(2011年)に、障害者基本法が改正され、「日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」といういわゆる「社会モデル(⇒173ページ参照)」に基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮(⇒173ページ参照)」の理念が盛り込まれました。

また、平成24年6月に、障害者総合支援法が制定され、改正障害者基本法の理念が掲げられるとともに、障害福祉サービスの対象となる障がい児・者の範囲に難病患者等も加わるなどの見直しが行われました。

さらに、平成25年6月に障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立し、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等が定められました。(ともに平成28年4月から施行されています)。

その後、平成28年6月には、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層

の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、「自立生活援助」や「就労定着支援」など新たな福祉サービスがメニュー化されるとともに、医療的ケアを必要とする子ども(⇒174ページ参照)を含む障がい児への支援についても明記されるなど、障がいのある子どもへの支援体制の強化等が求められています。

## (2) ニーズの高度化・多様化

障がいのある人が地域で安心して生活していくことができるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(⇒174ページ参照)を中心に、様々な取組を実施しているところですが、個々の障がいの程度や状況に応じたきめ細かな支援、出生から学齢期、成人に至るまで、ライフステージ(⇒174ページ参照)に応じた切れ目のない支援などが求められています。

これらの高度化・多様化したニーズには、障害者総合支援法などによる法定サービスのみでは対応が難しいため、就労支援型の地域活動支援センターの運営など、札幌市独自の取組も併せて実施するなど、障がい特性等に配慮したきめ細かな支援の在り方について引き続き検討していく必要があります。

## (3) 地域の社会資源の活用

国における障がい者施策が大きく変わっていくなかで、障がいのある人のニーズに応じた質の高い支援を行っていくためには、行政による取組のほかに、地域のボランティア・関係団体、事業者等の地域の多様な社会資源を活用するなど、障がいのある人を地域全体

で支え合う体制づくりが必要です。

#### (4) 札幌市における施策展開

札幌市は、平成15年(2003年)3月、障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある人の生活全般にかかわる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。

その後、平成19年(2007年)3月に、障がいのある人の地域生活への移行や、就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画(第1期)」を策定しました。

この2計画について、平成24年(2012年)3月に「さっぽろ障がい者プラン」として統合し、平成27年(2015年)3月の改定では、「安全・安心」「差別の解消・権利擁護」「行政サービスにおける配慮」の3分野を新設し、重点的に取組を行ってきたところで

す。また、平成28年(2016年)2月には、4月からの障害者差別解消法施行に備え、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針～共生社会の実現に向けて～」を策定し、札幌市が法に基づく取組を率先して行っていくことで、札幌市民全体で障がいを理由とする差別の解消を推進しています。

更に、平成29年(2017年)12月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を施行し、障がいのある人の情報取得や、コミュニケーションしやすい環境を整備していくこととしました。



## 5 さっぽろ障がい者プラン2018策定の趣旨

札幌市では、これまでも「さっぽろ障がい者プラン」に基づき、「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者保健福祉計画（新しいプランからは「障がい者計画」に名称を改めます。）によって、障がいのある人に関する施策の方向性等を定めるとともに、障がい福祉計画では、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の確保を図ってきました。

一方で、現在のプラン策定後、国においては、障害者差別解消法の施行をはじめ、関連法の整備を進めるなど、障がいのある人の生活環境は大きく変わってきています。

このような状況から、札幌市では、障がいのある人たちのニーズ、各種審議会や各障がい者団体からの意見、この間の国の動向等も踏まえ、今後の札幌市における障がい者施策と、障害福祉サービス等の更なる充実を図っていくため、障がい者計画、障がい福祉計画（障がい児を含みます。）を一体化した「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定します。

【参考】 障害者基本法による障害者の定義

障害者基本法第2条では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

なお、平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としました。

## 第2章 札幌市の現状と課題

### 1 札幌市の現状

#### (1) 札幌市の障がいのある人（手帳所持者数）の推移

札幌市発行の各種障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の2016年度末時点での所持者数の合計は、約12万6千人となっています。

【表1】のとおり、2013年度の約12万1千人から、現在までに約5千人増加し、手帳所持者数が伸びていることがわかります。

身体障がい者は2015年度から減少傾向にありますが、知的障がい者、精神障がい者は年々増加しており、身体障がい者の減少数を上回っていることから、今後も札幌市の障がいのある人の数は増えていくことが推測されます。

#### 【表1】各障がい手帳所持者数の推移

（3月末時点、ただし、札幌市の人口のみ4月1日時点。）（人）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
札幌市の人口	1,928,932	1,934,649	1,941,127	1,946,407
身体障がい者	84,412	84,221	84,049	83,564
知的障がい者	15,177	15,910	16,666	17,375
精神障がい者	21,419	22,884	23,715	24,788
手帳所持者全体	121,008	123,015	124,430	125,727

(2) 障がい別の状況

◆ 身体障害者手帳

【表 2】によると、手帳所持者数は肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

また、【表 3】のとおり、全体の約7割を占める65歳以上の所持者数が、年々増加していることがわかります。

【表 2】身体障害者手帳の障がい状況別推移 (3月末時点)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
視覚障がい	4,540	4,534	4,480	4,424
聴覚・平衡機能障がい	5,296	5,302	5,288	5,278
音声・言語又はそしゃく機能障がい	810	811	815	833
肢体不自由	49,982	49,415	48,788	48,018
内部機能障がい	23,784	24,159	24,678	25,011
合計	84,412	84,221	84,049	83,564

ひょう しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ ねんれいべつすい がつまつじてん  
**【表 3】身体障害者手帳所持者の年齢別推移** (3月末時点)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
18歳未満	1,607	1,596	1,493	1,484
18～65歳未満	26,853	25,868	23,055	22,387
65歳以上	55,952	56,757	59,501	59,693

◆ **療育手帳**

【表 4】のとおり、どの程度も年々増加しており、特にB-（軽度）の所持者数が増えています。

また、【表 5】のとおり年齢別では、18歳以上の所持者数が年々増えています。

ひょう りょういくてちょう しょう ていどべつすい がつまつじてん  
**【表 4】療育手帳の障がい程度別推移** (3月末時点)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
A（重度）	5,467	5,557	5,622	5,788
B（中度）	3,578	3,641	3,784	3,836
B-（軽度）	6,132	6,712	7,260	7,751
合計	15,177	15,910	16,666	17,375

ひょう りょういくてちょうしょじしゃ ねんれいべつすい がつまつじてん  
**【表 5】療育手帳所持者の年齢別推移** (3月末時点)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
18歳未満	4,696	4,862	4,698	4,757
18歳以上	10,481	11,048	11,968	12,618

◆ **精神障害者保健福祉手帳**

身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの手帳所持者のうち、この4年間でもっとも増加してきているのが、精神障がいです。【表6】のとおり、2013年度と2016年度を比較すると3千人以上増えていることがわかります。

【表6】精神障害者保健福祉手帳の障がい程度別推移

(3月末時点)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
1級	1,331	1,390	1,399	1,365
2級	11,615	12,228	12,652	13,079
3級	8,473	9,266	9,664	10,344
合計	21,419	22,884	23,715	24,788

◆ **札幌市の難病患者数(特定医療費(指定難病)受給者証所持者数)**

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を行うため、障がいのある人の範囲に、新たに難病患者が加わりました。

これにより、症状の変動により身体障害者手帳を取得することができなかった人も、障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

平成29年4月1日現在で358疾病が障害福祉サービス等の対象となっています。

また、平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律が

施行され、医療費助成の対象となる難病が拡大されました。平成29年4月1日現在で330疾病が医療費助成の対象となっています。

【表7】特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（3月末時点）

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
16,664	16,916	20,587	21,564

※出展：札幌市衛生年報より引用

## 2 さっぽろ障がい者プランの振り返り

平成27年3月に改定したさっぽろ障がい者プランでは、「障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現」を基本理念に、障がいのある人が地域で安心して生活していくことができるよう、障がい者施策の充実に向け、11の施策分野を設定し、取組を進めてきました。

各分野の主な事業について、さっぽろ障がい者プランの進捗状況を振り返ります。

分野1 理解促進	
重点取組名	平成28年（2016年）度実績
障害者週間記念事業の実施 ⇒175ページ参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街頭PRとして、各区役所の周辺にて、計6,000個の普及啓発品を配布</li> <li>●視覚障がいのある人等による、あんま・マッサージ治療の無料奉仕を92名に実施</li> <li>●市役所・区役所・地下鉄各駅等に啓発ポスターを掲示</li> </ul>

<small>じゅうてんとりくみめい</small> <b>重点取組名</b>	<small>へいせい ねん ねん どじっせき</small> <b>平成28年（2016年）度実績</b>			
<small>しょう どうじしゃ</small> <b>障がい当事者の</b> <small>こうしはけん</small> <b>講師派遣</b>	<small>しょう しょうしやこうしょうせいこうざしゅうりょうせい めい</small> <b>●障がい者講師養成講座修了生：17名</b> <small>こうしはけんかいすう かい</small> <b>●講師派遣回数：106回</b> <small>こうしはけんにんすう めい の にんすう</small> <b>●講師派遣人数：135名（延べ人数）</b> <small>ちょうこうしゃすう めい の にんすう</small> <b>●聴講者数：6,323名（延べ人数）</b> <small>さんこう はけんさき かいすう うちわけ</small> <b>【参考】派遣先と回数の内訳</b>			
	<small>がっこう</small> <b>学校</b>	<small>きぎょう</small> <b>企業</b>	<small>ちいき</small> <b>地域</b>	<small>た</small> <b>その他</b>
	68	12	10	16



ぶんや せいかつしえん 分野2 生活支援	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	へいせい ねん ねん どじっせき 平成28年(2016年)度実績
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業の じゅうじつ 充実	● しょう しゃ そうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業 ・ しない しょ じっし 市内20か所で実施 ・ ねん ど そうだんしえんけんすう 2016年度相談支援件数：76,533件 ・ ねん ど まつとうろくしゃすう 2016年度末登録者数：6,337人 ● しょう じ とうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業 ・ しない しょ じっし 市内5か所で実施 ・ ほうもん けん がいらい けん 訪問29件、外来117件 ・ しせつしえん けん 施設支援434件
じゅうどしょう 重度障がいのある ひと たい しえん 人に対する支援 ぱーそなるあしす (パーソナルアシス たんすじぎょう タンス事業) ⇒64～65ページ さんしょう 参照	● りょうしゃすう めい 利用者数：70名 ● かいじょうろくしゃすう めい 介助登録者数：515名 ● いこうじかん ひとり へいきん じかん 移行時間(※)(1人あたり平均)172時間 /月 ● りょうじかん ひとり へいきん じかん つき 利用時間(1人あたり平均)223時間/月 ※ いこうじかん しきゅうけつてい う じゅうど 移行時間とは、……支給決定を受けた重度 ほうもんかいご じかん ぱーそなるあしすたんす 訪問介護の時間をパーソナルアシスタンス じぎょう いこう じかん 事業に移行した時間のことです。

ぶんや 分野3 ほけん 保健・医療 いりょう	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	へいせい ねん 平成28年(2016年) ねん どじっせき 度実績
にゅうようじけんこうしんさ 乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● げつじけんしん 4か月児健診 じゆしんしゃすう じつ 実14,301人 (延15,668人)</li> <li>● さい げつじけんしん 1歳6か月児健診 じゆしんしゃすう じつ 実13,983人 (延15,379人)</li> <li>● さいじけんしん 3歳児健診 じゆしんしゃすう じつ 実13,740人 (延14,148人)</li> <li>● さいじけんしん 5歳児健診 じゆしんしゃすう じつ 実 618人 (延 619人)</li> </ul>
じりつしえんいりょう 自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いくせいりょう (⇒175ページ参照) きゅうふけんすう けん 給付件数： 1,656件</li> <li>● こうせいりょう (⇒175ページ参照) きゅうふけんすう けん 給付件数： 52,206件</li> <li>● せいしんつういんいりょう (⇒175ページ参照) きゅうふけんすう けん 給付件数： 786,401件</li> </ul>

ぶんや せいかつかんきょう 分野4 生活環境	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	へいせい ねん ねん どじっせき 平成28年(2016年)度実績
ほどう ばりあふりー 歩道バリアフリー せいびじぎょう 整備事業	●重点整備地区(⇒176ページ参照)の生活 かんれんけいろ えんちやうやく きろめーとる ほどう 関連経路として、延長約8 km の歩道 ばりあふりーこうじ じっし バリアフリー工事を実施
ちかてつ しでん 地下鉄・市電におけ あんぜんたいさく る安全対策	●東豊線に可動式ホーム柵の設置作業を行 い、地下鉄3線全駅への設置が完了 ●市電の資生館小学校前停留場のバリア ふりーかせいび じっし フリー化整備を実施

ぶんや きやういく はったつしえん 分野5 教育・発達支援	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	へいせい ねん ねん どじっせき 平成28年(2016年)度実績
しょう じほいくじゆんかい 障がい児保育巡回 しどう 指導	●認可保育所293園(認定こども園含む)、 ちいきがたほいくじぎやうしょ えんちゆう しょう じ 地域型保育事業所78園中、障がい児の うけい えん めい 受入れは168園348名 ●巡回指導回数:340回
ひとりひとり まな そだ 一人一人が学び育つ ための教育的支援 じゅうじつ の充実	●学びのサポーター(⇒176ページ参照) かつようこうすう こう 活用校数:282校 ●支援対象児童生徒数:1,306人

分野6 雇用・就労	
重点取組名	平成28年(2016年)度実績
就労相談支援体制 の充実(障がい者 就業・生活相談 支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委託事業所：4か所</li> <li>●ジョブサポーター(⇒176ページ参照)： 7名配置(1名増)</li> <li>●相談件数：23,333件</li> <li>●就職に結びついた件数：150人</li> </ul>
製品の販路拡大支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●元気ショップ(⇒177ページ参照) 売上：72,096,348円 来客数：129,192人</li> <li>●元気ショップいこ～る(⇒177ページ 参照) 売上：26,384,844円 来客数：33,111人</li> </ul>

分野7 情報・コミュニケーション	
重点取組名	平成28年(2016年)度実績
点字・音声による 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●点字さっぽろ・声のさっぽろ(デイジー版) の発行 利用者数：690人(延5,253人)</li> </ul>

ぶんや 8 すぼーつ ぶんか 分野8 スポーツ・文化	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	へいせい ねん ねん どじっせき 平成28年(2016年)度実績
しょう しゃすぼーつ 障がい者スポーツ しんこう の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>● しょう しゃすぼーつ たいけんかい かいさい 障がい者スポーツ体験会の開催 らいじょうしゃすう じん 来場者数：200人</li> <li>● ばらりんぴっく きょうぎきょうしつ かいさい パラリンピック競技教室の開催 さんかしゃすう じん 参加者数：29人</li> </ul>

ぶんや あんぜん あんしん 分野9 安全・安心	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	へいせい ねん ねん どじっせき 平成28年(2016年)度実績
さいがいじ きんきゅうけい 災害時の緊急受入 かん かんけいきかん れに関する関係機関 きょうてい との協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● さっぽろし きょうてい ていけつ だんたい かめい 札幌市と協定を締結している、団体の加盟 しせつ ごうどう だい きほひなんくんれん じっし 施設と合同の大規模避難訓練を実施すると ともに、くんれんご かだい ちゅうしゅつ はんせい おこな う「避難訓練ふりかえり会」を実施</li> </ul>
きぎょう れんけい 企業などとの連携 すいしん 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● じぎょうしゃ く つうほう けんすう けん 事業者が区に通報した件数：8件</li> <li>● じぎょうしゃ けいさつしょ しょうぼうしょ つうほう けんすう 事業者が警察署・消防署に通報した件数 けん 10件</li> <li>● じぎょうしゃ ちいきかんけいしゃ れんけい たいおう 事業者が地域関係者と連携し対応した けんすう けん 件数 6件</li> <li>● じぎょうしゃ さいほうもん きんきゅうれんらくさき れんらくどう 事業者の再訪問や緊急連絡先への連絡等 かんけつ じれい けん で完結した事例：15件</li> </ul>

ぶんや 分野10 さべつ かいしょう けんりようご 差別の解消・権利擁護	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	へいせい ねん 平成28年(2016年) ねん ど じっせき 度実績
しょうがいしゃ さべつ かいしょう ほう 障害者差別解消法 えんかつ しこう の円滑な施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」を作成し、職員研修等の取組を推進している。</li> </ul>
けんりようご にかか ぞうだん 権利擁護に係る相談 しえん じゅうじつ 支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者あんしん相談運営事業(⇒148ページ参照) ぞうだんけんすう けん 相談件数：2,496件</li> <li>●成年後見制度制度利用支援事業(⇒138ページ参照) しちょうもうしたてけんすう けん 市長申立件数：14件</li> </ul>

ぶんや 分野11 ぎょうせい さーびす さいしゆ 行政サービスにおける配慮	
じゅうてんとりくみめい 重点取組名	へいせい ねん 平成28年(2016年) ねん ど じっせき 度実績
しよくいん たい しょう 職員に対する障がい者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●札幌市職員に対し、職員用ホームページ上に特設ページを設けるなど、障害者差別解消法に関する情報を発信するとともに、障がい種別に応じた配慮例等を周知している</li> <li>●全部局において職場研修の実施 じっしかいすう かい じゅうこうしゃすう 実施回数：150回 受講者数：5,529人</li> </ul>

### 3 平成28年(2016年)度障がい児者実態等調査の結果

2016年11月から12月にかけて行った、障がい児者実態等調査(⇒153ページ参照)の結果と、2013年度に行った同じ調査の主な結果を比較し、札幌市の取組の効果について振り返ります。

#### 【調査対象】

- 障がいのある人(6,000人)  
18歳以上の身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人
- 障がいのある子ども(1,000人)  
18歳未満の身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人
- 難病患者(500人)  
難病患者団体の会員の人
- 施設入所者  
主に身体障がいのある人向けの施設または主に知的障がいのある人向けの施設に入所している人
- 精神科病院入院患者  
1年以上、精神科病院に入院している人

しょう ひと たい しみんりかい 障がいのある人に対する市民理解		
● しょう ひと たい あんけーとちょうさ 障がいのある人に対するアンケート調査		
	ねんどちょうさ 2013年度調査	ねんどちょうさ 2016年度調査
ふか おも 深まっていると思う	8.8%	6.8%
ふか おも まあまあ深まっている と思う	20.5%	19.8%
● しょう こ ほごしゃ たい あんけーとちょうさ 障がいのある子ども（保護者）に対するアンケート調査		
	ねんどちょうさ 2013年度調査	ねんどちょうさ 2016年度調査
ふか おも 深まっていると思う	2.7%	2.1%
ふか おも まあまあ深まっている と思う	16.3%	12.2%
● なんびょうかんじゃ たい あんけーとちょうさ 難病患者に対するアンケート調査		
	ねんどちょうさ 2013年度調査	ねんどちょうさ 2016年度調査
ふか おも 深まっていると思う	5.3%	3.7%
ふか おも まあまあ深まっている と思う	21.2%	15.7%

しょう ひと たい しみんりかい ちょうさ ねんど  
障がいのある人に対する市民理解では、どの調査でも2013年度  
ちょうさ ひく しょう ひと たい りかいそくしん すす  
調査より低くなっており、障がいのある人に対する理解促進が進ん  
でいない結果となりました。



障 がいのある人が希望する生活のためにあればいいこと		
● 障 がいのある人に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
高 齢になっても安心 して生活できること	45.7%	54.4%
困 ったときに相談で きて教えてくれる 場 所	36.9%	39.3%
● 障 がいのある子ども（保護者）に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
高 齢になっても安心 して生活できること	38.0%	31.3%
困 ったときに相談で きて教えてくれる 場 所	34.9%	31.3%
● 難 病患者に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
高 齢になっても安心 して生活できること	52.7%	47.2%
困 ったときに相談で きて教えてくれる 場 所	39.8%	32.4%

とくに、障 がいのある人と難 病患者が、高 齢になった時の生活に  
不安を抱えていることがわかり、難 病患者を含む障 がいのある人の

高齢化への対応が求められています。

また、どの調査でも依然として30～40%の人が困ったときに相談できる場所を求めており、生活する上でのニーズが多様化・複雑化していることがうかがえます。

退所・退院に向けての問題点や必要な生活支援		
●主に身体障がいのある人が入所する施設に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
夜間や緊急時の支援に不安	34.3%	74.0%
服薬管理を含めた医療ケアに不安	33.6%	38.0%
●主に知的障がいのある人が入所する施設に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
夜間や緊急時の支援に不安	42.3%	51.1%
服薬管理を含めた医療ケアに不安	33.6%	24.3%
●精神科病院入院患者		
	2013年度調査	2016年度調査
退院に向けての生活支援として訪問看護サービスが必要	52.7%	47.2%

施設に入所している人は、夜間や緊急時の支援と服薬を含めた医療ケアに不安を感じており、精神科病院入院患者も訪問看護サービスを求めていることがわかり、施設に入所している人や精神科病院入院患者の地域移行に当たっては、地域生活を支えるための医療を含むサービス提供基盤の一層の充実が必要となります。

施設に入所している人の年齢と障害支援区分		
●主に身体障がいのある人が入所する施設に対するアンケート調査		
年齢	2013年度調査	2016年度調査
20歳未満	0%	8.0%
20代	4.9%	2.4%
30代	12.4%	16.0%
40代	14.1%	12.0%
50代	19.8%	18.4%
60～64歳	23.3%	13.2%
65歳以上	25.4%	30.0%
障害支援区分	2013年度調査	2016年度調査
区分1	0%	0%
区分2	0%	0%
区分3	6.7%	5.2%
区分4	20.1%	15.6%
区分5	29.7%	27.6%
区分6	43.5%	51.6%

●主に知的障がいのある人が入所する施設に対するアンケート調査		
年齢	2013年度調査	2016年度調査
20歳未満	0%	0.2%
20代	16.6%	14.6%
30代	27.2%	24.1%
40代	23.3%	23.7%
50代	14.0%	14.8%
60～64歳	5.4%	7.3%
65歳以上	12.7%	15.4%
障害支援区分	2013年度調査	2016年度調査
区分1	0%	0%
区分2	1.8%	1.0%
区分3	7.4%	6.7%
区分4	18.8%	16.8%
区分5	25.2%	23.9%
区分6	46.8%	51.5%

主に身体障がいのある人が入所する施設、主に知的障がいのある人が入所する施設ともに、年齢が65歳以上の人の割合が増加しており、障害支援区分は区分6の人が増加していることから、施設に入所している障がいのある人は高齢化・重度化していることがわかります。

<small>こんご きょういく りょういく</small> 今後の教育や療育（⇒177ページ参照）について力を入れるべきこと		
<small>しょう こ ほごしゃ たい あんけーとちょうさ</small> ● 障がいのある子ども（保護者）に対するアンケート調査		
	<small>ねんどちょうさ</small> 2013年度調査	<small>ねんどちょうさ</small> 2016年度調査
<small>しょう おう</small> 障がいに応じた <small>きょういくないよう じゅうじつ</small> 教育内容の充実	45.9%	42.3%
<small>ぎむ きょういく しゅうりょうご</small> 義務教育終了後の <small>しんろ しゅうしょくさき</small> 進路（就職先）の <small>かくほ</small> 確保	49.0%	41.8%
<small>つうじょう がっきゅう ほいく</small> 通常の学級、保育 <small>しょ ようちえん うけい</small> 所、幼稚園への受入れ <small>じゅうじつ</small> の充実	33.1%	30.5%

こんご きょういく りょういく 今後の教育や療育について力を入れるべきこととして、ぎむ 義務  
きょういくしゅうりょうご しんろ しゅうしょくさき 教育終了後の進路（就職先）の確保は改善傾向にあるものの、  
いぜん たか わりあい すい 依然として高い割合で推移しており、ほかの項目も横ばいであること  
しょう こ りょういく きょういく かか しえんきょうか から、障がいのある子どもへの療育や教育に係る支援強化につい  
けいぞく かだい ては、継続した課題といえます。

差別を受けたり、いやな思いをしたことがあるか		
● 障がいのある人に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
ある	49.5%	46.6%
● 障がいのある子ども（保護者）に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
ある	69.0%	61.2%
● 難病患者に対するアンケート調査		
	2013年度調査	2016年度調査
ある	34.5%	35.2%

差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある人の割合はどの調査でも高くなっており、「いやなことを言われた」「じろじろ見られた」という人が多くなっています。平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法に基づき取組を一層推進する必要があります。

#### 4 げんじょう 現状のまとめ

さっぽろし 札幌市では、これまでも、さっぽろしょう しょう しゃぶらん もと ちゃくじつ 障がい者プランに基づき、着実に施策を進め、ほうりつ ほうりつ さだ しょうがいふくし さーび すとう ぶん しょう 法律が定める障害福祉サービス等も含めて、障がいふくし しさく ぜんぱん じゅうじつ すす 福祉施策全般の充実を進めてきました。

しかしながら、さっぽろし じっし あんけー とちょうさけっか 札幌市が実施したアンケート調査結果にもあるとおり、しょう しょう ひと しょう こ かぞく おお 障がいのある人、障がいのある子ども、その家族には、いまだに多くのせいかつ のこ 生活のしづらさが残っています。

こうした くだい たいおう くに ほうりつ せいど かいぜん 課題に対応していくためには、国による法律や制度の改善だけでなく、さっぽろし しょう ぶんくし しさく く あ くふう と 札幌市の障がい福祉施策を組み合わせるなど、工夫して取り組むとともに、しょう ぶんくし しさく たぶきよく かんれん しさく れんけい さら ぶんか 障がい福祉施策と、他部局の関連施策との連携も更に深めていくひつよう 必要があります。

また、こうした しさく じゅうじつとう しょう ほんにん いけん 施策の充実等においては、障がいのある本人の意見をさいだいいん さんちよう おこな じゅうよう 最大限尊重して行っていくことが重要です。

## 1 基本理念・計画目標・分野

このさっぽろ障がい者プラン2018を策定するために設置した「札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会」において、これまでのプランにおいても掲げてきた基本理念である「共生社会の実現」については、関連法との関係からも、継続して取り組んでいくべき重要な事柄であるとのご意見をいただきました。

このことを踏まえて、今後の施策の方向性については、これまでとの継続性を重視した基本理念をベースとし、この間の国の法制度等の動向や、障がいのある人のニーズを踏まえ、計画目標を新たに加えるなどの見直しを行います。

### (1) 基本理念

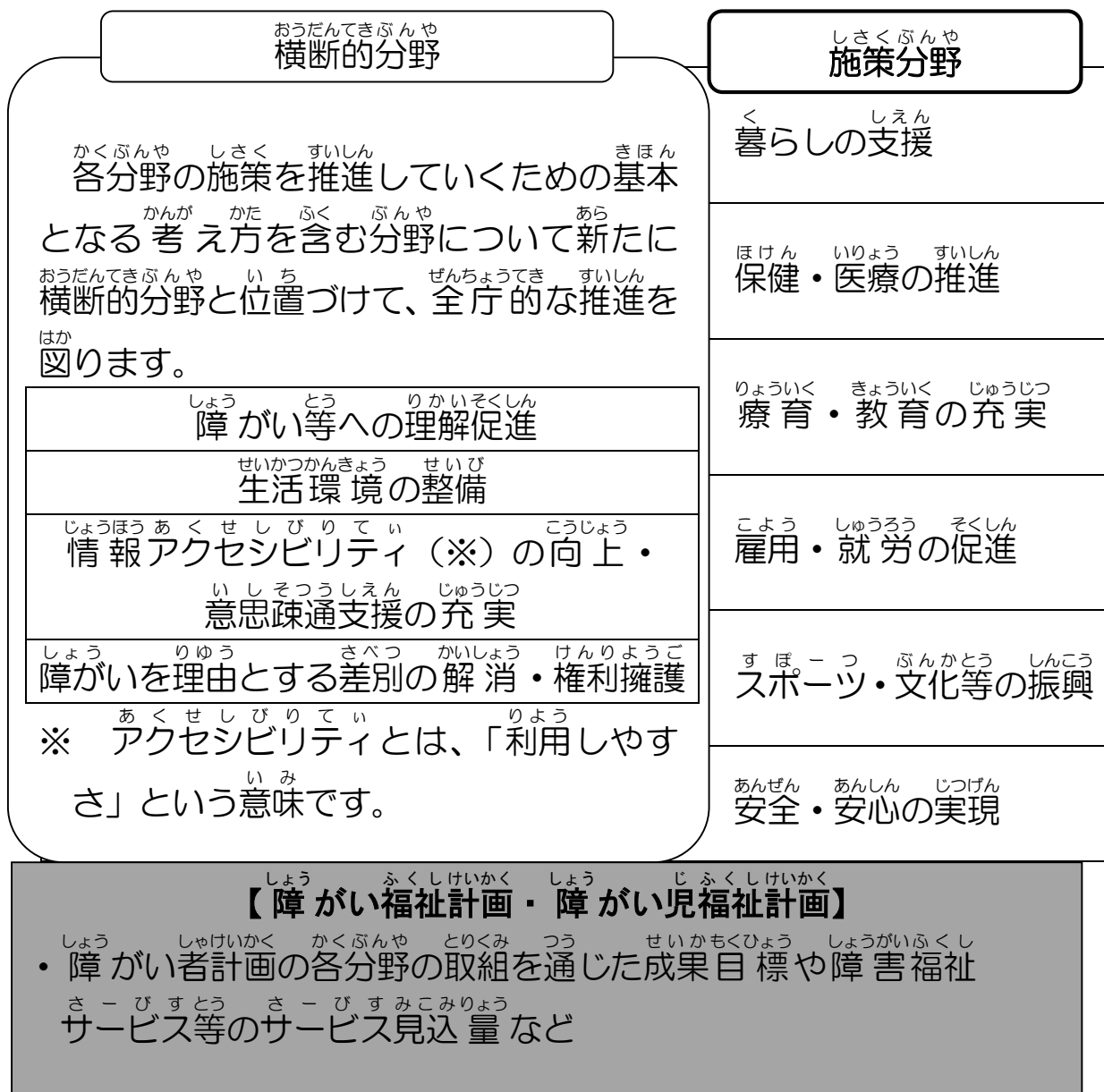
障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

### (2) 計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤（⇒177ページ参照）の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消



(3) 分野（障がい者計画）と障がい福祉計画・障がい児福祉計画



## 2 分野ごとの基本施策

10の分野それぞれに基本施策を設定し取組を推進していきます。

### 横断的分野1 障がい等への理解促進

- 1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
- 3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

### 横断的分野2 生活環境の整備

- 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進
- 2 住まいの確保

### 横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

- 1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
- 2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- 3 障がいに配慮した市政情報の提供
- 4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

### 横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする環境の整備
- 3 権利擁護等の推進
- 4 障がい児・者虐待防止の推進

### 施策分野1 暮らしの支援

- 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 3 福祉用具などの普及促進・利用支援
- 4 地域福祉を担う人材育成・確保

**施策分野2 保健・医療の推進**

- 1 障がいの原因となる疾病の予防対策、障がいの早期発見
- 2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 3 精神保健・医療の充実
- 4 難病に関する保健・医療施策の推進

**施策分野3 療育・教育の充実**

- 1 ライフステージに応じた支援体制の充実
- 2 療育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 成人期への移行支援

**施策分野4 雇用・就労の促進**

- 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
- 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
- 3 障がいのある人の一般就労の推進
- 4 福祉的就労における工賃向上

**施策分野5 スポーツ・文化等の振興**

- 1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

**施策分野6 安全・安心の実現**

- 1 災害や雪に強いまちづくりの推進
- 2 災害時における対応力の向上
- 3 地域における見守り活動の推進
- 4 消費者被害の防止

## 第4章 障がい者計画の施策展開（横断的分野）

### 横断的分野1 障がい等への理解促進

#### <現状と課題>

共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障がいのある人に対する理解を一層深めていく必要があります。

特に、障がいのない人たちへの障がい等に対する理解の促進や、偏見の解消が重要です。

しかし、札幌市が実施した調査結果からは、障がいのある人への理解があまり進んでいないという結果がでています（⇒24ページ参照）。

これらを解決するためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層推進するとともに、子どもの頃から、障がいに対する理解が深まるような取組を進める必要があります。

#### <2016年度障がい児者実態等調査から>

障がい者への理解が深まるために必要なこと

- ・福祉教育の充実（障がい者調査 44.9%、障がい児調査 61.6%、難病患者調査 59.3%）
- ・ボランティアの育成（障がい者調査 32.1%、障がい児調査 29.0%、難病患者調査 50.9%）
- ・障がいのある人とない人が一緒に教育できる場（障がい児調査 70.4%）

## ◆基本方針

基本方針1 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図ります。

基本方針2 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図ります。

## ◆基本施策

基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

基本施策2 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動への支援

## 基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。

## <重点取組>

- ◆ ヘルプマークやヘルプカード（⇒178ページ参照）の普及を通じた内部障がい等の理解促進（新規）  
難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある

ひとへるぶまーくも しゅういひと はいりよ  
人にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮  
ていきょう かんきょう すいしん  
を提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、さいがいじ ひつよう はいりよじこう きさい  
災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載し  
へるぶかーど ひろ  
たヘルプカードとあわせて、広めていきます。

◆<sup>しゅわ げんご</sup>手話が言語であることについての<sup>ふきゅうけいはつ しんき</sup>普及啓発（新規）

<sup>しゅわ にほんご おんせいげんご こと どくじ げんご</sup>  
手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であるこ  
とについて、<sup>おお しみん りかい ひろ</sup>より多くの市民に理解が広がるよう、<sup>ほーむ ペーじ</sup>ホームページ  
や<sup>ぱんふれっと どうが</sup>パンフレット、動画など、<sup>さまざま ばいたい かつよう わ</sup>様々な媒体を活用し、分かりやす  
<sup>ふきゅうけいはつ おこな</sup>  
い普及啓発を行います。

◆<sup>でまえこうざ</sup>出前講座（⇒<sup>ペーじさんしょう</sup>178ページ参照）や<sup>ふきゅうけいはつようさっしとう かつよう</sup>普及啓発用冊子等を活用した  
<sup>けいはつ こうほう</sup>  
啓発・広報

<sup>ちいき がっこう でむ しょう ふくし かん とりくみ</sup>  
地域や学校に出向いて、障がい福祉に関する取組などについ  
<sup>しょうかい しみん じょうほうきょうゆう おこな ところ</sup>  
て紹介することで、市民のみなさんと情報共有を行い、心の  
<sup>ばりあふりー しょう ふくし いっしょ かんが</sup>  
バリアフリーや、障がい福祉について一緒に考えていきます。

また、<sup>ふきゅうけいはつようさっし ないよう じゅうじつ</sup>普及啓発用冊子の内容を充実させ、<sup>さまざま きかい はいふ</sup>様々な機会  
で配布  
することにより、<sup>しょう しゃりかい そくしん はか</sup>障がい者理解の促進を図ります。

◆<sup>ふくしきょういく きょうざい さくせい はいふ ふくしどくほん ペーじ</sup>福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本（⇒178ページ  
<sup>さんしょう</sup>  
参照）など）

<sup>がっこうきょういく しょう ひと たい りかい ふか</sup>  
学校教育において障がいのある人に対する理解を深めても  
<sup>ふくしどくほん さくせい しなひ しょうがっこう はいふ じゅぎょう</sup>  
らうため、福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に  
<sup>やくだ</sup>  
役立てます。

しょうがいしゃしゅうかんきねんじぎょう　じっし  
◆ 障害者週間記念事業の実施

しょう　しゃふくし　かんしん　りかい　ふか　しょう  
障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障  
がい者のしゃかいさんか　いっそうそくしん　しょうがいしゃしゅうかん　がつ  
社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3  
～9日）の期間中、けいはつじぎょうとう　おこな  
啓発事業等を行います。

きほんしさく　こうきょうさ　ー　び　す　じゅうじしゃ　きぎょう　がっこう　たい　りかいそくしん  
基本施策2　公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進

- こうきょうさ　ー　び　す　じぎょうしゃとう　たい　ちいきふくし　かんしん　りかい　ふか  
公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めても  
らうため、かくしゅけんしゅう　じっし　とりくみ　すす  
各種研修の実施などの取組を進めます。

じゅうてんとりくみ  
＜重点取組＞

しょう　とうじしゃ　こうしはけん  
◆ 障がい当事者の講師派遣

しょう　とうじしゃ　こうし　ようせい　とうろく　ひと　がっこう　きぎょう  
障がい当事者を講師として養成・登録し、その人を学校、企業  
とう　はけん　こうぎ　でいすかっしょん　べーじさんしょう  
等に派遣して、講義やディスカッション（⇒179ページ参照）  
とう　おこな　きかい　かくじゅう　しょう　ひと　たい  
等を行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する  
りかいそくしん　はか  
理解促進を図ります。

きほんしさく　ぼらんていあかつどう　しゃかいこうけんかつどう　しえん  
基本施策3　ボランティア活動・社会貢献活動への支援

- かくしゅけんしゅう　さまざま　ぼらんていあかつどう　しゃかいこうけんかつどう　さんか　つう  
各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じ  
て、しょう　とう　りかい　そくしん  
障がい等への理解を促進します。

じゅうてんとりくみ  
＜重点取組＞

ぼらんていあかつどう　しえん  
◆ ボランティア活動への支援

ぼらんていあかつどう　そうだん　とうろく　じゅきゅうちようせい　ぼらんて  
ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランテ  
いあかつどうきざい　かした　じんざいようせい　けんしゅうとう　おこな  
ィア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。

◆まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぼ  
ーとほっと基金（⇒179ページ参照））

障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動な  
どを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。



げんじょう かだい  
＜現状と課題＞

さっぽろし さいほうし ふくし しょうれい せいてい しょう  
札幌市では、「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、障がい  
ひと こうれい ひと ふく すべ ひと あんしん かいてき く  
のある人や高齢の人を含む全ての人々が安心して、快適に暮らせるまち  
づくりを目指し、しみん じぎょうしゃとう はばひろ いけん き  
市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに  
かんが ふくし そうごうてき すいしん  
考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

ご へいせい ねん ねん せいてい こうれいしゃ しょうがいしゃとう  
その後、平成18年（2006年）に制定された「高齢者、障害者等  
いどうとう えんかつか そくしん かん ほうりつ ぱりあふりーしんほう  
の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」をうけ、  
へいせい ねん ねん しん さっぽろし ぱりあふりー きほんこうそう さくてい  
平成21年（2009年）に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定し、  
しな い じゅうてんせいびちく せいてい しせつ ぱりあふりーか すいしん  
市内53の重点整備地区を設定し、施設のバリアフリー化を推進して  
います。

こうした けっか しみん みな ぶつりてき ぱりあ ペーじ  
こうした結果、市民の皆さんに、物理的なバリア（⇒179ページ  
さんしょう すこ かいぜん にんしき いっぽう せいど  
参照）が少しずつ改善されていると認識されている一方で、制度、  
ぶんか じょうほう いしきとう ぱりあ ペーじさんしょう かいぜん  
文化・情報や意識等のバリア（⇒179ページ参照）の改善があまり  
すす う と かた  
進んでいないという受け止められ方がされています。

いぜん しえいじゅうたく ぐるーぷほーむ など ちいきせいかつ  
また、依然として、市営住宅やグループホームなど、地域生活を  
おく ひつよう す ば かくほ もと  
送るうえで必要な、住まいの場の確保が求められています。

さら へいせい ねん ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう  
更に、平成28年（2016年）4月に、障害者差別解消法が施行さ  
れたことにより、しゃかい ばめん あくせしびりてい りよう  
れたことにより、社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ（利用の  
しやすさ）の向上に努めていく必要があります。

ねんどしょう じしやじつたいとうちょうさ  
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

かく かいぜん かいとう ひと わりあい  
各バリアを改善されていると回答した人の割合。

ぶつりてき せいどてき ぶんか じょうほうめん  
物理的バリア（60.4%）、制度的バリア（28.2%）、文化・情報面  
でのバリア（39.3%）、いしきじょう  
意識上のバリア（27.5%）

◆<sup>きほんほうしん</sup>基本方針

基本方針 1 <sup>すべ</sup>全ての市民が<sup>あんしん</sup>安心して<sup>かいてき</sup>快適に<sup>く</sup>暮らせるまちづくりを進め  
<sup>すす</sup>ます。

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策

基本施策 1 <sup>ばりあふりー</sup>バリアフリーに<sup>もと</sup>基づくまちづくりの<sup>すす</sup>推進

基本施策 2 <sup>す</sup>住まいの<sup>かくほ</sup>確保

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策 1 <sup>ばりあふりー</sup>バリアフリー（⇒179ページ参照）に<sup>もと</sup>基づくまちづくり  
の<sup>すす</sup>推進

○ <sup>すべ</sup>全ての市民が<sup>ねん</sup>1年を<sup>つう</sup>通じて<sup>あんしん</sup>安心して<sup>あんぜん</sup>安全に<sup>く</sup>暮らすことができるよう、  
<sup>ばりあふりー</sup>バリアフリー<sup>しんぽう</sup>新法や<sup>さっぽろしふくし</sup>札幌市福祉の<sup>じょうれい</sup>まちづくり条例に<sup>もと</sup>基づき、<sup>けんちくぶつ</sup>建築物や  
<sup>どうろ</sup>道路の<sup>ばりあふりー</sup>バリアフリー化を進めるとともに、<sup>おお</sup>より<sup>ひと</sup>多くの人<sup>あんぜん</sup>が安全・<sup>かいてき</sup>快適に  
<sup>りよう</sup>利用できる<sup>ゆにばーさる</sup>ユニバーサルデザイン（⇒180ページ参照）による<sup>すす</sup>まちづくりを進めます。

◆<sup>じゅうてんとりくみ</sup>重点取組

◆<sup>ふくし</sup>福祉のまちづくり<sup>すす</sup>推進会議

<sup>すべ</sup>全ての市民が<sup>あんしん</sup>安心して<sup>かいてき</sup>快適に<sup>く</sup>暮らせるまちづくりを進めるた  
め、<sup>しみん</sup>市民や<sup>じぎょうしゃとう</sup>事業者等から<sup>はばひろ</sup>幅広く<sup>いけん</sup>意見を聞き、<sup>き</sup>ともに<sup>かんが</sup>考えながら、  
<sup>ふくし</sup>福祉のまちづくりを<sup>そうごうてき</sup>総合的に<sup>すす</sup>推進します。

◆<sup>やさ</sup>優しさ<sup>おも</sup>と<sup>ばりあふりー</sup>思いやりのバリアフリーの<sup>すす</sup>推進

<sup>さっぽろし</sup>札幌市が<sup>あら</sup>新たに<sup>しせつ</sup>施設を<sup>せいび</sup>整備する際に、<sup>しょう</sup>障がいのある<sup>ひと</sup>人や、

高齢の人の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人々が利用する建築物での事故を未然に防ぎ、障がいのある人、高齢の人にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」について引き続き活用していくとともに、効果的なシステムの在り方についても検討していきます。

◆新・札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進

新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、全ての人々が安心して暮らし、分け隔てなく社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

また、新・札幌市バリアフリー基本構想についても、段階的、継続的な発展を図っていきます。

◆交通バリアフリー推進事業

障がいのある人や高齢の人などが公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行うことで、各管理者と連携しながら取組を進めます。

◆ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業（新規）

車椅子使用者に限らず、足腰の弱い高齢の人、妊産婦、ベビーカーを使用している人等、誰もが利用しやすい構造のユニバー

さるでざいんたくしー びきゆうそくしん はか たくしーじぎょうしゃ  
サルデザインタクシーの普及促進を図るため、タクシー事業者  
とう こうにゆうひよう たい ほじょきん こうふ  
等の購入費用に対して、補助金を交付します。

◆ 歩道バリアフリー整備事業

だれ あんしん ほこう ほどう ていきょう じゅうてんてき  
誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に  
せいび ちく せいかつかんれんけいろ ほどう ばりあふりーか  
整備するべき地区の生活関連経路の歩道のバリアフリー化を  
すいしん  
推進します。

◆ 安全・安心な公園再整備事業

しょう ひと こうれい ひと だれ かいてき りよう  
障がいのある人や高齢の人など誰もが快適に利用できる  
こうえんせいび すす でいりぐち えんろだんさかいしょう かいだん て  
公園整備を進めます。出入口・園路差解消や階段の手すり  
せっち べんち きゅうようしせつ しんしょうしゃたいおうがたべんじょ かいしゅうとう  
設置、ベンチなどの休養施設・身障者対応型便所の改修等を  
おこな  
行います。

◆ 市有施設の保全改修に併せたバリアフリー化による改善の推進

おす とめいとたいおう といれ ペーじさんしょう せっち てんじ  
オストメイト対応トイレ（⇒180ページ参照）の設置や点字  
ぶろっく ふせつ きそん しゅうしせつ ほぜんかいしゅう あわ  
ブロックの敷設など、既存の市有施設の保全改修に併せて、  
ばりあふりーか かいぜん すす  
バリアフリー化による改善を進めます。

◆ 地下鉄・市電における安全対策等

ちかてつ しでん あんぜんたいさくとう  
地下鉄利用客に対する施設等の利用方法の周知や、マナー  
こうじょうとう よ しせつとう りようほうほう しゅうち まな  
向上等と呼びかけるなど、障がいのある人や高齢の人などが  
あんぜん あんしん ちかてつ りよう とりくみ すす  
安全で安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。

ろめんでんしゃていりゅうじょう ばりあふりーか しんがたていしゅうしゃりょう  
また、路面電車停留場のバリアフリー化や新型低床車両  
どうにゅう すす すべ ひと しせつせいび おこな  
導入を進めるなど、全ての人にやさしい施設整備を行います。

◆安全な自転車利用環境の推進

歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境の悪化などの課題を踏まえ、障がいのある人をはじめとする全ての市民が、安心・安全に通行できる自転車利用環境を実現するため、「自転車通行空間の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの効果的な周知と啓発」を図ります。

## 基本施策2 住まいの確保

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

### <重点取組>

- ◆グループホームの整備推進  
グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。
- ◆住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組  
市営住宅抽選時の優遇や、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢の人、障がいのある人など住宅確保要配慮者の居住の場の安定確保を目指します。
- ◆車椅子利用者向け市営住宅の整備  
恒常的に車椅子を使用している障がいのある人のための住戸を、市営住宅の一部に整備します。

げんじょう かだい  
**<現状と課題>**

しょう ひと じょうほうしゆとく こみゆにけーしょん  
 障がいのある人の情報取得やコミュニケーションにおいては、でき  
 かり、それぞれの障がいの特性に応じた手段を選択し、利用できる  
 ことが重要です。

さっぽろし しょう とくせい おう しゆだん じょうほう しゆとく こみ  
 札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報の取得やコミ  
 ュニケーションしやすい環境の整備に向けて、平成29年（2017年）  
 12月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の  
 促進に関する条例（障がい者コミュニケーション条例）」を施行して  
 おり、この条例に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション  
 手段の利用を促進することで、情報アクセシビリティ（⇒180ページ  
 参照）の向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実していく必要  
 があります。

ねんどしゅう じしゃじつたいとうちようさ  
**<2016年度障がい児者実態等調査から>**

かそくいがい ひと いし そつう じかん ひとり  
 家族以外の人との意思の疎通について、時間がかかったり、1人では  
 むずか かた わりあい しょう しゃちようさ しょう じちようさ  
 難しい方の割合（障がい者調査 43.9% 障がい児調査 55.6%）

きほんほうしん  
**◆基本方針**

きほんほうしん しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゆだん りかい  
**基本方針1** 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と  
 りよう そくしん しょう ひと じょうほう しゆとく こ  
 利用を促進し、障がいのある人が情報を取得したり、コ  
 みゆにけーしょん かんきよう すす  
 ミュニケーションしやすい環境づくりを進めます。

きほんほうしん しょう ひと じょうほうつうしんぎじゆつ りようおよ かつよう きかい  
**基本方針2** 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用  
 かくだい はか じょうほうあくせしびりてい こうじょう  
 の拡大を図り、情報アクセシビリティの向上につなげま  
 す。

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策

基本施策1 <sup>しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかいそくしん</sup> 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

基本施策2 <sup>しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りようそくしん</sup> 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

基本施策3 <sup>しょう はいりよ しせいじょうほう ていきょう</sup> 障がいに配慮した市政情報の提供

基本施策4 <sup>じょうほうつうしんぎじゅつ じょうほうあくせしびりてい こうじょう</sup> 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策1 <sup>しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかいそくしん</sup> 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

- <sup>しゅわ ようやくひっき てんじ へいい ひょうげん しょう とくせい おう</sup> 手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた  
<sup>さまざま こみゆにけーしょんしゅだん ひろ しみん りかい そくしん</sup> 様々なコミュニケーション手段について、広く市民の理解を促進します。

◆<sup>じゅうてんとりくみ</sup>重点取組

◆ <sup>こみゆにけーしょんしゅだん かん ぷきゅうけいはつ しんき</sup> コミュニケーション手段に関する普及啓発（新規）

<sup>しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん ないよう</sup> 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それ  
<sup>しゅだん ひつよう ひと しょう とくせい ひつよう はいりよ</sup> ぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮な  
<sup>ほーむぺーじ ばんふれっと どうが</sup> どについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分か  
<sup>しゅうち</sup> りやすく周知していきます。

◆ <sup>こみゆにけーしょんしゅだん まな きかい ていきょう</sup> コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供

<sup>おお しみん しょう とくせい おう こみゆにけーしょん</sup> より多くの市民に障がい特性に応じたコミュニケーション  
<sup>しゅだん まな こうしゅうかい だまえこうざ かいさい</sup> 手段を学んでいただくため、講習会や出前講座などを開催しま  
 す。

◆ <sup>こみゆにけーしょんしゅだん まな とりくみ しえん しんき</sup> コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援（新規）

<sup>しみん じしゅてき しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん</sup> 市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニケーション手段



まな とりくみ しえん さっぽろし ほーむ ペーじ を学ぶ取組を支援するため、札幌市のホームページにおけるサークル活動の紹介等の取組を行います。

しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん れい  
【障がい特性に応じたコミュニケーション手段の例】

しゅわ 手話	て ゆび うご しかくじょうほう いし そつうとう おこな 手や指の動きなどの視覚情報により意思の疎通等が行 われる言語です。
しょくしゅわ 触手話	しかく ちょうかく しょう ひと もう しゅわ しゅわ 視覚と聴覚に障がいのある人（盲ろう者）が、手話を ひょうげん あいて て ぶ じょうほう しゅとく 表現する相手の手に触れて情報を取得するものです。
ようやくひっき 要約筆記	ばそこん のーと ひっき とう ほうほう おんせいじょうほう パソコンやノートに筆記する等の方法で音声情報を ようやく もじとう じょうほう つた 要約し、文字等で情報を伝えるものです。
ひつだん 筆談	そうご のーと などにもじか いし そつう おこな 相互にノートなどに文字を書いて意思の疎通を行うも のです。
てんじ 点字	へいめん も あ てん もじ ひょうげん 平面から盛り上がった6つの点により文字を表現する ものです。
おんやく 音訳	しかく しょう ひとむ しょせき しかくじょうほう 視覚に障がいのある人向けに、書籍などの視覚情報を おんせい ろくおん じょうほう つた 音声で録音し、情報を伝えるものです。

きほんしさく しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りょうそくしん  
基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

- しょう ひと しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん  
障がいのある人が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を  
えんかつ りょう とりくみ すす  
円滑に利用できるよう、取組を進めます。

じゅうてんとりくみ  
<重点取組>

いしそつうしえんじぎょう えんかつ じっし  
◆意思疎通支援事業の円滑な実施

しょうがいしやそうごうしえんほう もと いしそつうしえん ひ つづ  
障害者総合支援法に基づく意思疎通支援について、引き続き

えんかつ じぎょう じっし つと ペー じさんしょう  
円滑な事業の実施に努めます（⇒139ページ参照）。

◆意思疎通支援者の広域派遣（新規）

しみん さっぽろしがい しゅわつうやくとう いしそつう ひつよう  
市民が札幌市外において手話通訳等の意思疎通を必要とする  
ばあい たじちたい きょうりょく え げんち しえんしゃ はけん とりくみ  
場合に、他自治体の協力を得て、現地の支援者を派遣する取組を  
じっし  
実施します。

◆区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置（新規）

くやくしょとう こみゆにけーしょんしえんきき はいち しんき  
区役所等に設置したタブレット端末（⇒180ページ参照）を  
しよう えんかくしゅわつうやく おんせいにしきあぶりけーしょん  
使用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーション（⇒180  
ペー じさんしょう おんせいじょうほう もじか おこな  
ページ参照）による音声情報の文字化を行います。

また、ちょうかくしょう ひと こみゆにけーしょんそくしん  
聴覚障がいがある人とのコミュニケーション促進のため、  
ちょうかくしょう ひと きと ほじょ かうんたがたじき  
聴覚障がいのある人の聞き取りを補助するカウンタ型磁気  
ゆうどうしすてむ ペー じさんしょう ひ つづ どうにゆう  
誘導システム（⇒181ページ参照）も引き続き導入していきま  
す。

◆合理的配慮に関する環境整備に対する支援（新規）

しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん かん こうりてき  
障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する合理的  
はいりょ ていぎょう かんきょう せいび じぎょうしゃ しえん  
配慮を提供しやすい環境を整備するため、事業者を支援します。

◆コミュニケーション支援者の確保及び養成

しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ ペー じさんしょう しえんしゃ  
手話通訳者や要約筆記者（⇒181ページ参照）などの支援者を  
ようせい こうざ とう かい さい ひつよう  
養成するための講座等を開催します。また、必要な  
こみゆにけーしょんしえん おこな しえんしゃ かくほ つと  
コミュニケーション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。

◆ テレビ電話を活用した消費生活相談

聴覚障がいのある人が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用して手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。

基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供

- 障がいのある人が市政に関する情報を取得しやすいよう、障がいに配慮した市政情報の提供を進めます。

<重点取組>

◆ 情報保障に関するハンドブックの作成・活用（新規）

情報取得やコミュニケーションに関する障がいのある人が参加する会議等における配慮などをまとめたハンドブックを作成し、活用します。

◆ 札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある人がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆ 福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、障がいのある人が利用できる各種サービス等について広く周知を図ります。

◆<sup>てんじ おんせい</sup>点字・<sup>じょうほうていきょう</sup>音声による情報提供

<sup>しかく</sup>視覚に<sup>しょう</sup>障がいのある<sup>ひと</sup>人のために、<sup>こうほう</sup>広報さっぽろの<sup>てんじばん</sup>点字版「<sup>てんじ</sup>点字さっぽろ」、<sup>ろくおんばん</sup>録音版「<sup>こえ</sup>声のさっぽろ」を<sup>はっこう</sup>発行するなど、<sup>しせいじょうほう</sup>市政情報の<sup>てんじ おんせい</sup>点字・<sup>じょうほうていきょう</sup>音声による<sup>じゅうじつ</sup>情報提供の<sup>つと</sup>充実に努めます。

◆<sup>さまざま</sup>様々な<sup>しょう</sup>障がい<sup>はいりよ</sup>に配慮した<sup>じょうほうていきょう</sup>情報提供

<sup>とく</sup>特に、<sup>しょう</sup>障がい福祉に関する<sup>ばんふれっと</sup>パンフレットや<sup>がいどぶく</sup>ガイドブックなどは、<sup>ちてきしょう</sup>知的障がいのある<sup>ひと</sup>人などにも<sup>わ</sup>分かりやすい<sup>ひょうげん</sup>表現に<sup>こころ</sup>心がけ、<sup>かんじ</sup>漢字への<sup>るび</sup>ルビ、<sup>せんもんようごとう</sup>専門用語等への<sup>ちゅうしゃく</sup>注釈、<sup>にじげんこーど</sup>二次元コードを<sup>つ</sup>付けるなど、<sup>よ</sup>読みやすくする<sup>くふう</sup>工夫に<sup>つと</sup>努めます。

**基本施策 4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上**

○ <sup>しょう</sup>障がいのある<sup>ひと</sup>人が<sup>じょうほうつうしんぎじゆつ</sup>情報通信技術（<sup>いんたーねっと</sup>インターネットなど）を<sup>りよう</sup>利用することにより、<sup>ししょう</sup>支障なく<sup>じょうほうでんたつ</sup>情報伝達や<sup>じょうほうしゆとく</sup>情報取得ができるよう、<sup>しえん</sup>支援を<sup>おこな</sup>行います。

＜<sup>じゅうてんとりくみ</sup>重点取組＞

◆ <sup>しょう</sup>障がいのある<sup>ひと</sup>人の<sup>じょうほうつうしん</sup>情報通信に関する<sup>しえん</sup>支援（<sup>しょう</sup>障がい者IT（⇒<sup>ぺーじさんしやう</sup>181ページ参照）<sup>さぽーとせんたー</sup>サポートセンター）

<sup>しょう</sup>障がいのある<sup>ひと</sup>人の<sup>じょうほうつうしんぎじゆつ</sup>情報通信技術の<sup>りようきかい</sup>利用機会や<sup>かつようのうりよく</sup>活用能力の<sup>かくさせせい</sup>格差是正を図るための<sup>はか</sup>総合的<sup>そうごうてき</sup>な<sup>さーび</sup>サービス<sup>すていきょうきよてん</sup>提供拠点として、「<sup>しょう</sup>障がい者ITサポートセンター」を<sup>しゃあいてい</sup>設置し、<sup>せっち</sup>自立と<sup>じりつ</sup>社会参加を<sup>しゃかいさんか</sup>促進することを<sup>そくしん</sup>目的に、ITに関する<sup>もくてき</sup>利用相談や<sup>あいてい</sup>情報提供、<sup>かん</sup>パソコン<sup>りようそうだん</sup>講習の<sup>じょうほうていきょう</sup>開催、<sup>ばそこ</sup>パソコンボランティアの<sup>んこうしゅう</sup>養成及び<sup>かいさい</sup>派遣を<sup>ばそこ</sup>行います。

おうだんてきぶんや しょう りゆう さべつ かいしょう けんりようご  
横断的分野4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護

げんじょう かだい  
＜現状と課題＞

へいせい ねん ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう ぎょうせい  
平成28年(2016年)4月、障害者差別解消法が施行され、行政  
きかんとく みんかんじぎょうしゃ しょう りゆう さべつてきとりあつかい きんし  
機関等や民間事業者に障がいを理由とする差別的取扱いが禁止さ  
れるとともに、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の  
じっし ひつよう ごうりてき はいりよ もと  
実施について必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

いっぽう か こ さべつてきとりあつかい う  
一方で過去に差別的取扱いを受けたことがあると感じたこと  
ある しょう がいのある ひと の割合は約4～6割を占め(⇒30ペー  
さんしょう しょうがいしゃさべつかいしょうほう し しょう ひと  
参照)、さらに、障害者差別解消法を知らなかった障がいのない人  
わりあい やく わり ほうりつじたい しゅうち すす  
の割合が約7割となっており、法律自体の周知が進んでいないという  
じょうきょう  
状況にあります。

なか さっぽろし そっせん しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと  
こうした中、札幌市は、率先して、障害者差別解消法に基づき、  
けんしゅう じっし ごうりてきはいりよとう じれいしゅうしゅう とりくみ じっし  
研修の実施や合理的配慮等の事例収集などの取組を実施していく  
ことで、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

しょう がいのある ひと たい ぎゃくたい ほうし そうきはっけん  
また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、  
つうほう そうだんたいせい じゅうじつ ぎゃくたい お とき かんけい  
通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関係  
きかんとく れんけい てきせつ しえん おこな しょう  
機関等との連携による適切な支援を行っていくなど、障がいのある  
ひと けんりようご とりくみ すいしん ひつよう  
人の権利擁護のための取組を推進していく必要があります。

きほんほうしん  
◆基本方針

きほんほうしん しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと しょう りゆう さべつ  
基本方針1 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別  
かいしょうおよ ごうりてきはいりよ ていきょう すいしん と く  
の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組みます。

きほんほうしん しょうがいしゃぎゃくたい ほうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう  
基本方針2 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に

かん ほうりつ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう もと しょう しゃ  
 関する法律（障害者虐待防止法）に基づく障がい者  
 ぎゃくたい ぼうしとう しょう ひと けんりようご すす  
 虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護を進めます。

◆基本施策

基本施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進

基本施策2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的  
 配慮を受けやすくする環境の整備

基本施策3 権利擁護等の推進

基本施策4 障がい児・者虐待防止の推進

◆基本施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の理解を促進します。
- 札幌市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切な対応能力の向上を図ります。
- 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいがある人の日常生活を支える関係機関による自主的な差別の解消の取組を推進し、障がいのある人が地域で安心して生活する環境づくりをめざします。

＜重点取組＞

◆市民向けフォーラムの実施（新規）

障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く

しみん たい しょうがいしゃさべつかいしょうほう ないよう しゅうち しょう  
市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障  
がい等への理解促進を図ります。

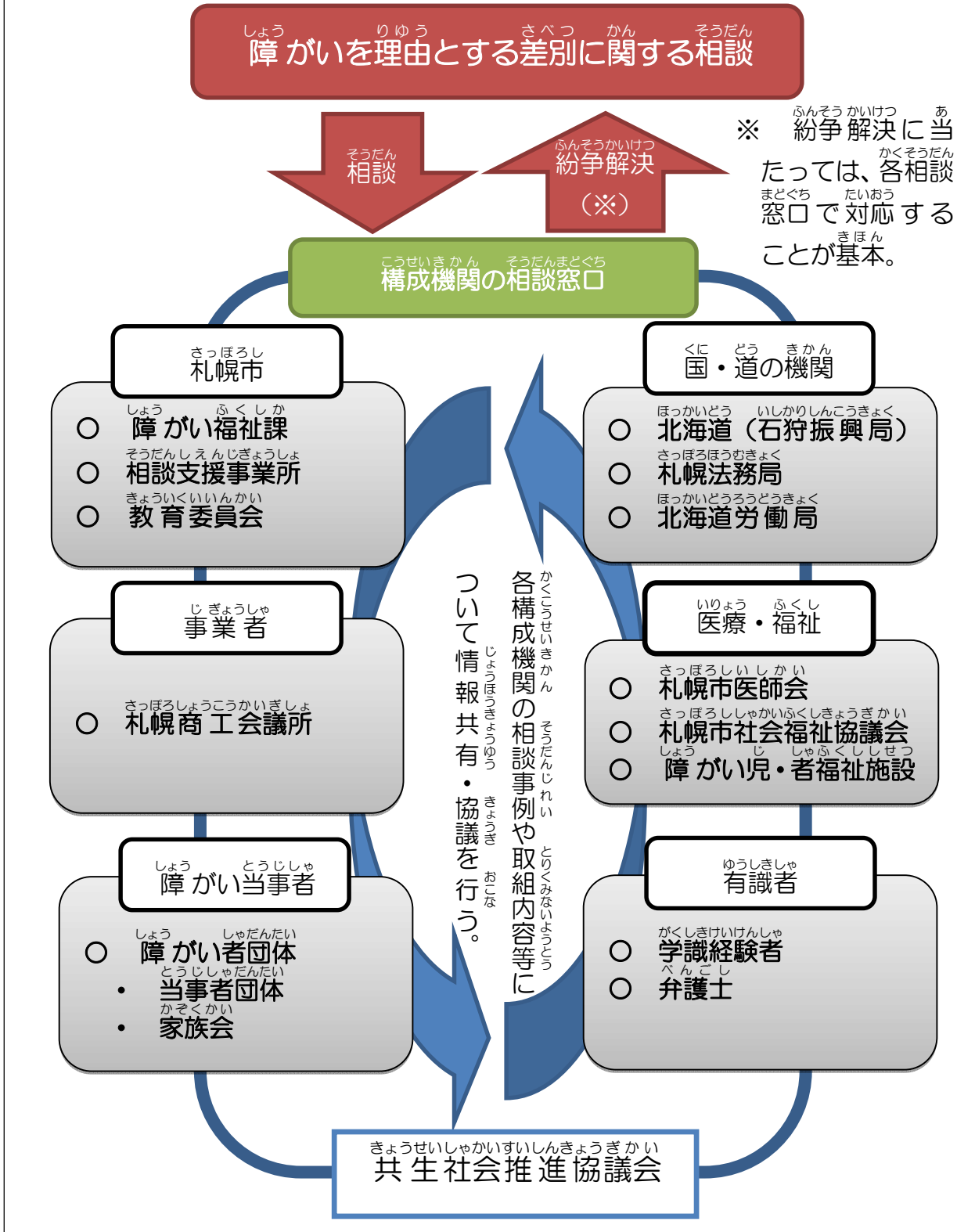
#### ◆ 職員研修の実施

しよくばけんしゅうとう つう さっぽろししよくいん たい しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
職場研修等を通じ、札幌市職員に対する障害者差別解消法  
や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がい  
のある人への配慮を徹底していきます。

また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有する  
ことで、市役所組織全体として、障がいのある人への対応力の  
向上を図ります。

#### ◆ 札幌市共生社会推進協議会の開催（新規）

さっぽろし くに ほっかいどう いりょう じぎょうしゃ ふくしかんけいしゃ しょう  
札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がい  
がある人の日常生活を支える関係機関や障がい当事者（家族を  
含む。）によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や  
取組内容等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの  
機関の自主的な取組を推進し、障がいがある人が地域で安心して  
生活できる環境づくりを行います。





基本施策2 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的  
配慮を受けやすくする環境の整備

- 行政機関においては、窓口などにおける障がいのある人に対する配慮を徹底します。
- 障がいのある人が円滑にその権利を行使できるよう、市全体で必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。

◆ 市民向けフォーラムの実施（新規）（再掲）  
⇒ 54～55ページ参照

◆ 職員研修の実施（再掲）  
⇒ 55ページ参照

◆ ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がい等の理解促進（新規）（再掲）  
⇒ 37～38ページ参照

◆ 選挙における配慮  
札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせと音読した音声版の選挙のお知らせを、関係世帯に配布します。

また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障がいのある人に配慮した投票環境を整備するとともに、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。

◆ 会議等における配慮

障がいのある人が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

基本施策3 権利擁護等の推進

- 障害者基本法、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」などの制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。
- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

＜重点取組＞

◆ 権利擁護等に係る相談支援の充実

障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業の一層の推進により、障がいのある人の権利擁護のための相談

しえんたいせい きょうか はか  
支援体制の強化を図ります。

### ◆北海道障がい者条例の普及

ほっかいどう かんけいきかん れんけい しょう ひと けんり ようご  
北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と  
しょう ひと く ちいき すいしん はか  
障がいのある人が暮らしやすい地域づくりの推進を図るため  
せいてい ほっかいどうしょう しゃじょうれい ふきゅう つと ちいき  
に制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域に  
けんりようご ふく そうだんたいせい じゅうじつ はか  
おける権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

### 【参考】北海道障がい者条例について

しょう あんしん ちいき く しゃかい  
障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを  
めざ しょう ひと けんりようご く ちいき すいしん  
目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進  
ほっかいどう せいてい じょうれい  
するために北海道が制定した条例です。

おも しさく はしら つぎ  
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 しょう ひと く ちいき すす  
障がいのある人の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
  - 2 ちいき い い く はたら しょう しゃ おうえん  
地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
  - 3 しょう ひと ぎゃくたい さべつとう けんりようご すす  
障がいのある人の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます
- さっぽろし ほっかいどうしょう しゃじょうれい もと しょう  
札幌市においても、北海道障がい者条例に基づき、障がいのある  
ひと しょう ひと とも く めざ  
人も障がいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを目指してい  
きます。

### 基本施策4 障がい児・者虐待防止の推進

- しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう かか けいはつ こうほう つと しょう  
○ 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい  
じ しゃぎゃくたい かん そうだんたいせい じゅうじつおよ かんけいきかん れんけい  
児・者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による  
てきせつ しえん すす  
適切な支援を進めます。

じゅうてんとりくみ  
＜重点取組＞

◆ しょう しゃぎやくたいぼう したいさくとう すいしん  
障がい者虐待防止対策等の推進

しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう もと しょう しゃぎやくたいそうだんまどぐち  
障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口にお  
ぎやくたいつうほう そうだん うけつけ おこな やかん きゅうじつたいおう  
いて虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日対応  
ののための きんきゅうまどぐち せっち じかん にち  
ための緊急窓口を設置することにより、24時間365日の  
つうほううけつけ おこな  
通報受付を行います。

つうほううけつけご そうだんしえんじぎょうしょ かんけいき  
また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機  
かん れんけい てきせつ しえん おこな きんきゅういちじほ  
関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保  
ご ひつよう じあん しない にゅうしょしせつとう れんけい  
護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携によ  
すみ ほご おこな  
り、速やかな保護を行います。

た せみなーとう かいさい けいはつりーふれっと はいふとう  
その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等に  
しょう しゃぎやくたいぼうし かん ふきゅう けいはつ おこな ぎやくたい  
より、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待  
よぼう そうきはっけん つと  
予防や早期発見に努めます。

◆ ぎやくたいぼうしねっとわーくかいぎ かいさい しんき  
虐待防止ネットワーク会議の開催（新規）

さっぽろし くに ほっかいどう いりょう けいさつ ふくし かんけいきかん しょう  
札幌市、国、北海道、医療、警察、福祉などの関係機関や障  
とうじしゃ かぞく ふく ていきてき しょう じ  
がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に、障がい児・  
しゃ ぎやくたいぼうし じょうほうきょうゆう れんけいきょうか はか  
者の虐待防止のための情報共有や連携強化を図ることで、  
ぎやくたい ぼうし ぎやくたい う ひと じんそく てきせつ しえん  
虐待の防止や、虐待を受けた人への迅速かつ適切な支援を  
かのう たいせいせいび おこな  
可能とする体制整備を行います。

だい しょう しょう しゃけいかく しさくてんかい しさくぶんや  
**第5章 障がい者計画の施策展開（施策分野）**

しさくぶんや く しえん  
**施策分野1 暮らしの支援**

げんじょう かだい  
**<現状と課題>**

ふくし さーびす たい にーず たようか ともな ここ けーす  
 福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに  
 おう しえん らいふ すてーじ おう き め な しえん  
 応じた支援や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が  
 もと  
 求められているほか、これからの地域福祉を担う人材の育成が求めら  
 れています。

いりょうてきけ あ ひつよう しょう ひと じゅうど しょう  
 医療的ケアを必要としている障がいのある人や、重度の障がいの  
 ひと はったつしょう ひと ちょうふくしょう ひと さまざま  
 ある人、発達障がいのある人、重複障がいのある人など、様々な  
 しえん ひつよう ひと ちいき せいかつ たいせい しょう  
 支援を必要とする人が地域で生活していくための体制や、障がいの  
 ひと こうれい ちいき あんしん く  
 ある人が高齢になっても地域で安心して暮らすことができるような  
 たいせい じゅうじつ ひつよう  
 体制を充実させる必要があります。

ねんどしょう じしゃじつたいとうちょうさ  
**<2016年度障がい児者実態等調査から>**

きぼう せいかつ  
 希望する生活のためにあればいいこと

- こうれい あんしん せいかつ しょう しゃちょうさ  
 高齢になっても安心して生活できること（障がい者調査  
 54.4%、しょう じちょうさ 31.3%、なんびょうかんじゃちょうさ 47.2%）
- こま そうだん おし ばしょ しょう しゃちょうさ  
 困ったときに相談できて教えてくれる場所（障がい者調査  
 36.3%、しょう じちょうさ 31.3%、なんびょうかんじゃちょうさ 32.4%）

きほんほうしん  
**◆基本方針**

きほんほうしん しょう ひと じ こけつてい じ こせんたく そんちよう ここ  
**基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々の**  
 にーず たいおう しえんたいせい せいび さーびす ていきょうきばん  
**ニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤**  
 いっそう じゅうじつ はか  
**の一層の充実を図ります。**

基本方針 2 障 がいのある人が地域で安心して暮らすことができる  
 よう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の社会  
 資源の活用により、ライフステージに応じた切れ目のな  
 い相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

◆基本施策	
基本施策 1	個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
基本施策 2	施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
基本施策 3	福祉用具などの普及促進・利用支援
基本施策 4	地域福祉を担う人材育成・確保

- 基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。
  - 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
  - 重度の障 がいのある人や医療的ケアを必要とする障 がいのある人に対する支援の充実について検討を進めます。
  - 発達障 がいのある人に対して、個々の特性に応じた支援が適切に行われるよう、支援体制の充実に努めます。
  - 難病患者に対して、関係機関と連携しながら、一日の中での病 状の変化や、病 状 自体が進行するなどの難病等の特性やニーズに応じた障害福祉サービス等の提供に努めます。

- 障がいのある人だけではなくその家族に対しても、関係者との連携を図りながら、支援の充実に努めます。
- 障がいのある人が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備など、必要な支援体制の充実に努めます。

## ＜重点取組＞

### ◆相談支援事業の充実

札幌市では、計画相談支援等を行う指定相談支援事業所の中から、「札幌市障がい者相談支援事業所」と「基幹相談支援センター」を運営する事業所を指定して委託実施しています。

「札幌市障がい者相談支援事業所」においては、専門研修を修了した相談員が、障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じます。また、地域支援員（⇒181ページ参照）を配置して、区役所をはじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援しています。

「基幹相談支援センター」においては、「札幌市障がい者相談支援事業所」に対する専門的な支援、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアサポーター（⇒181ページ参照）の活動支援を行っています。

各相談支援事業所の連携や、行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担の在り方について検討しながら、障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業所の充実に努めます（⇒136～137ページ参照）。

◆ **自立支援協議会の運営及び実効性のある取組の強化**

各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障がいのある人の個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。

また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチーム（⇒182ページ参照）や各部会などの組織体制により、施策への意見反映を行うなど、実行性のある取組を進めていきます。

◆ **障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供**

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについても、同様に円滑な提供に努めます。

また、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・機能訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます（⇒116～149ページ参照）。

◆ **重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある**

人に対する地域生活支援の充実

重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある人が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、支援を担う人材の育成も含め、



サービス提供基盤の整備について検討します。

また、在宅で生活する重度の障がいのある人が地域住民等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給するパーソナルアシスタンス事業の実施など、重度の障がいのある人が地域で安心して暮らしていくことができるよう、個々の状況やニーズに対応したきめ細かな支援の提供に努めます。

#### ◆ 障がいのある人の高齢化に対する支援の検討

高齢化により心身の機能が低下した人が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者総合支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等の地域資源も活用するなど、支援体制の在り方について引き続き検討し、支援の充実を図ります。

また、新たに設けられた共生型サービスの導入をはじめ、高齢の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用について検討します。

#### 【参考】共生型サービス

平成30年度から障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険サービス事業所の指定も受けやすくなる特例が設けられます。

◆ 発達障害者支援体制整備事業

個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ(⇒182ページ参照)」の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター(⇒182ページ参照)等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、発達障害のある人が社会で十分活躍できるよう、支援体制を整備します。

また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の発達障害のある人の特性に応じた支援が適切に行われるよう、福祉サービス事業所等に対し、二次障害、行動障害(⇒182ページ参照)があるケースなど支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの支援を行います。

◆ 専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付ける仕組みの検討(新規)

複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の組織の協力を得るための調整を中心的に担う機関(機能)が求められます。

現在、本市では様々な相談支援体制が整備されています。今後はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みを検討していきます。

基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

＜重点取組＞

◆ 地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します（⇒126ページ参照）。

◆ 自立生活援助（新規）

入所施設やグループホームなどを利用して一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問のほか、相談や助言等を行う新たな障害福祉サービス等についても、他のサービスと同様に円滑な提供に努めます（⇒124ページ参照）。

◆グループホーム等の整備推進（再掲）

⇒ 46ページ参照

◆入所施設等との情報共有・連携

施設入所者の意向等を尊重した地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置（新規）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトチームにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます（⇒109ページ参照）。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援

○ 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

＜重点取組＞

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します（⇒140

ページ参照)。

◆福祉用具の普及（展示など）

身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、福祉用具の常設展示コーナーを身体障害者更生相談所等に設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

＜重点取組＞

◆障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施

福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、施設管理者等への研修を実施するなど、障害福祉サービス事業所等に対し支援を実施します。

◆福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施

福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

◆<sup>みらい</sup>未来へつなぐ<sup>えがお</sup>笑顔のまちづくり<sup>かつどうすいしんじぎょう</sup>活動推進事業

<sup>く</sup>区や<sup>ちいき</sup>地域の<sup>とくせい</sup>特性を活かした<sup>い</sup>元気<sup>げんき</sup>で<sup>みりよく</sup>魅力あふれる<sup>ちいき</sup>地域づくりの  
<sup>すいしん</sup>推進を<sup>もくてき</sup>目的として、<sup>く</sup>区の<sup>そういくふう</sup>創意工夫や<sup>さいりょう</sup>裁量によって、<sup>しょう</sup>障がいのある  
<sup>ひと</sup>人をはじめ<sup>しみん</sup>市民が<sup>しゅたいてき</sup>主体的に行う<sup>おこな</sup>地域課題解決<sup>ちいきかだいかいけつ</sup>に向けた<sup>む</sup>取組<sup>とりくみ</sup>に  
<sup>たい</sup>対する<sup>しえん</sup>支援<sup>おこな</sup>を行います。

しきくぶんや ほけん いりょう すいしん  
施策分野2 保健・医療の推進

げんじょう かだい  
＜現状と課題＞

しょう ひと みちか ちいき あんしん てきせつ いりょう う  
障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けること  
ができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を、医療  
きかん たい いっそうもと ひつよう  
機関に対して一層求める必要があります。

とく こ すこ そだ しょう げんいん しっぺい しょう  
特に、子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病や障  
がいの早期発見が図られる体制や、きめ細かな相談を受けられる体制  
せいび ひつよう  
の整備が必要です。

せいしんしょう ひと あんしん ちいきせいかつ おく  
また、精神障がいのある人が安心して地域生活を送ることができ  
るよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があり  
ます。なお、せいしんしょう ひと たい いりょうひ  
精神障がいのある人に対する医療費については、その  
ふたんけいげん もと こえ よ  
負担軽減を求める声が寄せられています。

あわせて、なんびょうかんじゃ なんびょう かんじゃ たい いりょうとう  
あわせて、難病患者についても、「難病の患者に対する医療等に  
かん ほうりつ なんびょうほう もと ちいき あんしん りょうよう  
関する法律（難病法）」に基づき、地域で安心して療養しながら  
く つづ いりょう れんけい きほん ふくし  
暮らし続けることができるよう、医療との連携を基本に、福祉  
さーびす じゅうじつ はか ひつよう  
サービスの充実を図っていく必要があります。

きほんほうしん  
◆基本方針

きほんほうしん けんこう かくしゅけんさ かん ふきゅう けいはつ すいしん しょう  
基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障  
がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見に努め、  
てきせつ しえん  
適切な支援につなげます。

きほんほうしん なんびょうかんじゃ ふく しょう ひと たい ほけん いりょう  
基本方針2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療  
さーびす じゅうじつ はか ちいきせいかつ しえん  
サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策

基本施策1 <sup>しょう</sup>障がいの原因となる疾病の<sup>しゅべい</sup>予防対策や、<sup>しょう</sup>障がいの<sup>そうき</sup>早期  
<sup>はっけん</sup>発見の<sup>すいしん</sup>推進

基本施策2 <sup>しょう</sup>障がいに対する<sup>たい</sup>適切な<sup>てきせつ</sup>保健・<sup>ほけん</sup>医療サービスの<sup>いりようさ</sup>充実

基本施策3 <sup>せいしんほけん</sup>精神保健・<sup>いりよう</sup>医療の<sup>じゅうじつ</sup>充実

基本施策4 <sup>なんびょう</sup>難病に関する<sup>かん</sup>保健・<sup>ほけん</sup>医療<sup>いりようしさく</sup>施策の<sup>すいしん</sup>推進

基本施策1 <sup>しょう</sup>障がいの原因となる疾病の<sup>しゅべい</sup>予防対策や、<sup>しょう</sup>障がいの<sup>そうき</sup>早期  
<sup>はっけん</sup>発見の<sup>すいしん</sup>推進

- <sup>ほけん</sup>保健・<sup>いりよう</sup>医療・<sup>ふくし</sup>福祉の<sup>れんけい</sup>連携により、<sup>しょう</sup>障がいの原因となる疾病の<sup>しゅべい</sup>予防や、<sup>しょう</sup>障がいの<sup>そうきはっけん</sup>早期発見による<sup>てきせつ</sup>適切な<sup>しえん</sup>支援を<sup>ていきょう</sup>提供します。

＜<sup>じゅうてんとりくみ</sup>重点取組＞

◆<sup>にんぶしえんそうだんじぎょう</sup>妊婦支援相談事業

<sup>にんしんとどけでしょ</sup>妊娠届出書を<sup>ていしゆつ</sup>提出した<sup>ぜんにんぶ</sup>全妊婦を<sup>たいしやう</sup>対象として、<sup>しょう</sup>障がいの原因  
となる<sup>しゅべい</sup>疾病の<sup>よほうおよ</sup>予防及び<sup>しゅっさんご</sup>出産後の<sup>じどうぎやくたいよほう</sup>児童虐待<sup>ほし</sup>予防のために、<sup>ほし</sup>母子  
<sup>けんこうてちやうこうふじ</sup>健康手帳<sup>にんぶ</sup>交付時に<sup>めんせつ</sup>妊婦と<sup>りすくあせすめんと</sup>面接し、<sup>きき</sup>リスクアセスメント（<sup>きき</sup>危機  
<sup>ひょうか</sup>評価）を<sup>じっし</sup>実施することで<sup>はいりすくにんぶ</sup>ハイリスク妊婦（⇒183ページ参照）  
を<sup>そうき</sup>早期に<sup>はあく</sup>把握し、<sup>あんしん</sup>安心・<sup>あんぜん</sup>安全な<sup>にんしん</sup>妊娠、<sup>しゅっさん</sup>出産のための<sup>けいぞくてき</sup>継続的な<sup>しえん</sup>支援  
を<sup>おこな</sup>行います。

◆<sup>ほしかんれんますすくりーにんぐけんさ</sup>母子関連マススクリーニング検査

<sup>しんせいじ</sup>新生児や<sup>にゅうじ</sup>乳児を<sup>たいしやう</sup>対象にした、<sup>しょう</sup>障がいの原因となる<sup>しゅべい</sup>疾病を  
<sup>そうき</sup>早期に<sup>はっけん</sup>発見し<sup>はっしょう</sup>発症を<sup>みぜん</sup>未然に<sup>ぼうし</sup>防止するための<sup>ますすくりーにん</sup>マススクリーニン



ぐけんさ しゅうだんけんさ にんぶ たいしょう こうじょうせんきのうけんさ  
 グ検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を  
 おこな そろきちりょう むす いりょうきかん かんれんだいがく  
 行い、早期治療に結びつけます。また、医療機関、関連大学医  
 学部、保健所・保健センター及び衛生研究所において、母子保健  
 じょうほう きょうゆう うえ きんみつ れんけい はか じんそく てきせつ かんじゃ  
 情報を共有した上で、緊密な連携を図り、迅速かつ適切な患者  
 しんだん ちりょう むす  
 の診断・治療に結びつけていきます。

◆ にゅうようじけんこうしんさ  
 乳幼児健康診査

げつじ げつじ さいらい さい げつじ さいじ さいじ  
 4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児  
 こ たい けんこうしんさ じっし うんどうきのう  
 の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、  
 しちょうかくとう しょう せいしんはったつ ちたいとう そろき はっけん そろき  
 視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、早期  
 ちりょう そろきりょういく むす つ しんしんしょう しんこう みぜん ぼうし  
 治療・早期療育に結び付け、心身障がいの進行を未然に防止す  
 るとともに、いくじ かん しどう おこな にゅうようじ けんこう ほじおよ  
 育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持及び  
 そうしん はか  
 増進を図ります。

きほんしさく しょう たい てきせつ ほけん いりょうさーびす じゅうじつ  
 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- しんしん しょう けいげん はか いりょう いりょうひふたん けいげん もくてき  
 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする  
 かくしゅきゅうふじぎょう ひ つづ おこな しょう ひと たい いりょう じゅうじつ  
 各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実  
 はか  
 を図ります。
- せいしんしょう ひと いりょうてきけ あ ひつよう じゅうど しょう  
 精神障がいのある人や、医療的ケアを必要とする重度の障がいの  
 ひとおよ いりょうてきけ あ ひつよう しょう こ どう たい  
 ある人及び医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に対する  
 ほけん いりょう ふくし れんけいたいせい じゅうじつ はか  
 保健・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ  
 <重点取組>

- ◆ じりつしえんいりょうひ しきゅう  
 自立支援医療費の支給

しょう ひと たい しんしん しょう けいげん はか  
障 がいのある人に対し、その心身の 障 がい 軽減を 図り、  
じりつ にちじょうせいかつ いとな ひつよう いりよう じりつしえん  
自立した 日常生活を 営むために 必要な 医療について、自立支援  
いりようひ しきゅう おこな  
医療費の 支給を行います。

じりつしえんいりよう かか てきせい ひようふたん あ かた  
また、自立支援医療に係る 適正な 費用負担の 在り方について、  
しょう ひと いりようひ ふたんけいげん はか くに たい  
障 がいのある人の 医療費の 負担軽減が 図られるよう、国に 対す  
はたら おこな  
る 働きかけを行います。

◆ じゅうどしんしんしょう しゃいりようひじょせい  
重度心身障がい者医療費助成

じゅうどしんしんしょう ひと たい いりようひ いちぶ じょせい  
重度心身障がいのある人に対して 医療費の一部を 助成する  
じゅうどしんしんしょう ひと ほけん こうじょう きよ  
ことで、重度心身障がいのある人の 保健の 向上に 寄与すると  
ふくし ぞうしん はか  
ともに 福祉の 増進を 図ります。

◆ じゅうど しょう ひと いりようてきけ あ ひつよう しょう ひと  
重度の 障 がいのある人や 医療的ケアが必要な 障 がいのある人に  
たい ちいせいかつしえん じゅうじつ けんどう さいけい  
対する 地域生活支援の 充実の 検討（再掲）

⇒ ペー じさんしょう  
64～65ページ 参照

◆ いりようけいかく すいしん  
さっぽろ医療計画2018の 推進

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい じつげん  
市民が 生涯を通して 健康で 安心して 暮らせる 社会の実現に  
む いりよう ほけん しす てむ かくりつ きほんりねん  
向けた 医療・保健システムの 確立を 基本理念とする「さっぽろ  
いりようけいかく もと ざいたくいりようたいせい きょうか いりよう かん  
医療計画2018」に基づき、在宅医療体制の 強化や 医療に関する  
てきせつ じょうほうていきょう おこな きほんりねん じつげん む しさく  
適切な 情報 提供を行うなど、基本理念の実現に向けた 施策の  
すいしん と く  
推進に取り組みます。

きほんしさく せいしんほけん いりよう じゅうじつ  
基本施策3 精神保健・医療の 充実

○ つういん せいしんかいいりよう かか じりつしえんいりようひ しきゅう おこな せいしん  
通院による 精神科医療に係る 自立支援医療費の 支給を行い、精神に

しょう ひと たい いりょう あんていてきていきょう つと  
障 がいのある人に対する医療の安定的提供に努めます。

- せいしんかいいりょう きゅうきゅういりょうたいせい じゅうじつ はか  
精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- せいしん しょう ひと かぞく たい そうだんしえんたいせい じゅうじつ  
精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を  
はか  
図ります。
- じどうせいしんかいいりょう ちゅうしん かんけいきかん ねっとわーく こうちく うんよう  
児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用  
し、こころ なや かか こ ほんたつしょう しえんたいせい  
心の悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制  
じゅうじつ はか  
の充実を図ります。

### じゅうてんとりくみ <重点取組>

#### せいしんかきゅうきゅうじょうほう せん た ーうんえい ◆精神科救急情報センター運営

せいしんしょう ひと かぞく でんわ せいしんかじゆしん  
精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診  
かか きんきゅうそうだん う せいしんかびょういんまた せいしんか  
に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科  
とうばんびょういん しょうかい おこな せいしんかきゅうきゅう えんかつ  
当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な  
すいしん けいさつ しょうぼう いりょうきかんとく かんけいきかん ちょうせい はか  
推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図  
ります。

#### すいしんじぎょう じさつそうごうたいさくじぎょう ◆ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

さっぽろし ねんかん にん こ じさつしぼうしゃ へ  
札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を減らすため、  
めんだん でんわ そうだんしえん しみんひとり げーとキーパー  
面談や電話による相談支援、市民一人ひとりが「ゲートキーパー  
（⇒183ページ参照）」になることを目指した人材養成等の  
かくじぎょう おこな  
各事業を行います。

#### せいしんかきゅうきゅういりょうたいせい あんていてきていきょう ◆精神科救急医療体制の安定的提供

きんきゅうてき せいしんかいいりょう ひつよう しみん じんそく てきせつ い  
緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医  
りょう う やかん きゅうじつ にち  
療を受けることができるよう、夜間や休日における1日あた

とうばんびょういん くうしょうすう かくほ せいしんか きゅうきゅういりょう  
りの当番病院の空床数を確保するなど、精神科救急医療  
たいせい あんていてき いじ ていきょう つと  
体制の安定的な維持と提供に努めます。

#### ◆ さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進

がっこう いっぱん しょうにか かんけいきかん しみん いらい う  
学校、一般の小児科などの関係機関や市民からの依頼を受け、  
てきせつ いりょうきかんとく あんない こんしえ るじゅ  
より適切な医療機関等を案内（コンシェルジュ）します（さっぽ  
ろ子どもの心のコンシェルジュ事業）。

ほっかいどうだいがく きょうどう かんけいきかん れんけいたいせい  
また、北海道大学と共同で、関係機関の連携体制について  
ぜんたいか んり おこな けんしゅうかい じっし こ こころ  
全体管理を行うとともに、研修会を実施するなど、子どもの心  
の診療にかかる医学的支援・人材育成を行います（さっぽろ  
子どもの心の連携チーム事業）。

#### ◆ 子どもの心の専門医の育成

こ こころ せんもんい いくせい ほっかいどうだいがく きふ  
子どもの心の専門医を育成するために、北海道大学に寄附  
おこな せんもんてき ちしき けいけん ゆう いし たんとうきょういん  
を行います。専門的な知識・経験を有する医師が担当教員と  
けんしゅうい たい こうぎ けんきゅう おこな  
なり、研修医などに対し、講義や研究を行います。

## 基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実を図ります。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけでなく、広く市民へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、関係機関と連携しながら、制度周知を図ります。

### ＜重点取組＞

- ◆ 特定医療費（指定難病）医療費助成  
難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。
- ◆ 難病相談支援センター事業  
難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、地域交流活動の推進や、当事者主体の活動の支援等を行う難病相談支援センターを設置します。
- ◆ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業  
在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護について、診療報酬で定められた回数とは別に訪問看護を実施することにより、在宅療養を支援するとともに、適切な医療

かくほ はか  
の確保を図ります。

◆札幌市難病患者等地域支援対策推進事業（一部新規）

なんびょうかんじゃ かぞくとう りょうようじょう ふあんかいしょう はか てきせつ  
難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な  
ざいたくりょうようしえん おこな ほけんせんたーしよくいん めんせつ  
在宅療養支援を行えるよう、保健センター職員による面接・  
ほうもんそうだん なんびょう かん せんもん いし りがくりょうほうしとう そうだん  
訪問相談や、難病に関する専門の医師、理学療法士等による相談  
じぎょう じっし  
事業を実施します。

へいせい ねんどちゅう なんびょうかんじゃ しえんたいせい せいびとう  
また、平成30年度中に、難病患者の支援体制の整備等について、  
かんけいきかん きょうぎ おこな なんびょうたいさくちいききょうぎかい せっち  
関係機関による協議を行う難病対策地域協議会を設置します。

◆難病患者等地域啓発事業

けんしゅうかい かいさい ふきゅうけいはつとう おこな なんびょうかんじゃ  
研修会の開催や普及啓発等を行うことにより、難病患者や  
かぞくとう なんびょう かん ちしき ぎじゆつ しゅうとく しえん ちいき  
その家族等の難病に関する知識や技術の習得を支援し、地域に  
なんびょうかんじゃ りょうようせいかつかんきょう せいび  
おける難病患者の療養生活環境を整備します。

しきくぶんや りょういく きょういく じゅうじつ  
施策分野3 療育・教育の充実

げんじょう かだい  
＜現状と課題＞

しえん ひつよう こ こそだ ふあん かか おや しんじょう  
支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える親の心情に  
よ そ たようか にーず ふまえ かんけいきかん れんけい もと  
寄り添いながら、多様化するニーズを踏まえ、関係機関の連携の下、  
ここ こ じょうたい らいふすてーじ おう き め しえん  
個々の子どもの状態やライフステージに応じた切れ目のない支援に  
と く ひつよう  
取り組む必要があります。

さら じゅうど ちょうふくしやう こ いりょうてきけ あ ひつよう  
更に重度・重複障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする  
こ ふく しょう こ ようちえん ほいくしよ じどうかいかん  
子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育所、児童会館な  
どにおいても必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに  
す たいせい つと ひつよう  
過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

また、しょう がいのある子どもが、すみ慣れた地域や学校で、ひとり  
とりのニーズに応じた適切な支援が受けられ、孤立することなく、  
しゃかい いちいん つつ ささ あ かんきやう すす ひつよう  
社会の一員として、包み支え合う環境づくりを進める必要があります。  
す。

しょう がいのある子ども本人に対する支援のほか、おや たい  
なお、障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する  
せいしんてき ふ おろ ー おこな りょういくめん そうだんしえんたいせい じゅうじつ  
精神的なフォローを行うなど、療育面での相談支援体制を充実させ  
ることが必要との意見が寄せられております。

ねんどしやう じしやじつたいとうちやうさ  
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

こんご きやういく りやういく ちから  
今後の教育や療育について力をいれるべきこと

- しょう おう きやういくないやう じゅうじつ しょう じちやうさ  
・障がいに応じた教育内容の充実（障がい児調査 42.3%）
- ぎ む きやういくしゅうりやうご しんろ しゅうしょくさき かくほ しょう じちやうさ  
・義務教育終了後の進路（就職先）の確保（障がい児調査 41.8%）
- つうじやう がっきやう ほいくしよ ようちえん うけいれ じゅうじつ しょう じちやうさ  
・通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査 30.5%）

## ◆基本方針

基本方針1 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係  
機関の連携の下、乳幼児期から成人期までの切れ目のない  
支援体制の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある子どもが、その障がいの状況に応じた  
適切な支援を受けながら、社会から孤立することなく、  
社会の一員として包み支え合い、障がいのない子どもと  
ともに、住み慣れた地域で安心して成長していける  
環境づくりを推進します。

## ◆基本施策

基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

基本施策2 療育の充実

基本施策3 学校教育の充実

基本施策4 成人期への移行支援

## 基本施策1 ライフステージに応じた支援体制の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応するため、  
関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の  
充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、  
多様化する障がいのある子どもや保護者のニーズへの対応方法など、  
札幌市における障がいのある子どもへの支援体制の在り方について  
検討します。



じゅうてんとりくみ  
＜重点取組＞

◆ 幼児教育相談

はったつ しんばい ようじ こそだ かん ようじきょういくせんたー  
発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センター  
における相談のほか、各区の市立幼稚園・市立認定こども園を  
かいじょう ちいききょういくそうだん じっし  
会場とした「地域教育相談」を実施します。

◆ 児童福祉相談・支援体制の強化

へいせい ねん がつ さくてい だい じさっぽろしじどうそうだんたいせいきょうか  
平成29年4月に策定した「第2次札幌市児童相談体制強化  
ぷらん もと せんもんせい きょうか そうだんきかん てきせつ やくわりぶんたん  
プラン」に基づき、専門性の強化や、相談機関の適切な役割分担  
れんけいたいせい こうちく おこな じどうふくしそうだん しえんたいせい  
と連携体制の構築などを行うことで、児童福祉相談・支援体制  
きょうか  
を強化していきます。

◆ 子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに  
さべつ しんこく けんりしんがい こ  
関わる様々な悩みについて相談を受けるとともに、救済の  
かか さまざま なや そうだん う きゅうさい  
関わる様々な悩みについて相談を受けるとともに、救済の  
もうした とう もと こうてきだいさんしゃ たちば かんけいきかん じじつかくにん  
申立て等に基づき、公的第三者の立場で、関係機関への事実確認  
ちょうさ かんけいしゃかん ちょうせいとう おこな  
の調査や関係者間の調整等を行います。

◆ 障がい児地域支援マネジメント事業（新規）

じどうはったつしえんせんたー しょう じちいきしえんまねーじゃー  
児童発達支援センターに障がい児地域支援マネージャーを  
はいち りょういく かん じょうほうはっしん しょう じつじょうしえんじぎょうしょ  
配置し、療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所  
しえん じょげん かんけいきかん しえんちょうせい おこな じどうはったつ  
への支援・助言、関係機関の支援調整を行うことで、児童発達  
しえんせんたー きょうきょうか じゅうじつ はか  
支援センターの機能強化、充実を図ります。

◆ 医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等への支援体制の  
検討（新規）

医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等の支援を行う  
支援員や、保護者からの相談を受ける相談員を増やすための  
研修の実施を検討します。

そのほか、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの  
支援の在り方について、医療、保健、保育、教育、福祉関係者に  
よる協議の場における議論も踏まえながら、引き続き、検討して  
いきます。

基本施策2 療育の充実

- 子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など他の子ども  
関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の  
確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、  
児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、  
札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札幌市児童相談所  
等との連携による重層的な支援を推進します。
- 障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、  
様々なニーズへの対応を図ります。

＜重点取組＞

- ◆ 療育支援の充実（療育支援事業、先天性障がい児早期療育  
事業）

にゅうようじけんこうしんさとう つう はったつ しんばい こ たいしょう  
乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象  
に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の  
複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるよう  
に働きかけ、個々の子どもに合った進路を共に考え、必要な  
情報を提供します。

また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な  
気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児  
全般に必要な情報の提供を行います。

◆ しょうがいじつうしょしえんさーびす えんかつ ていきょうおよ しつ かくほ  
障害児通所支援サービスの円滑な提供及び質の確保

じどうふくしほう もと みちか ちいき つうしょ しえん  
児童福祉法に基づき、身近な地域における通所を支援する  
「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりを促進する「放課後等  
でいさーびす ほいくしょう あんてい りよう そくしん  
デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための  
「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

また、くに さくてい ほうかごとうでいさーびすがいどらいん  
「児童発達支援ガイドライン」の活用を促進するなど、各事業所  
の質の確保及び向上に努めます。

◆ さっぽろしこ はったつしえんそうごうせんたー きのう じゅうじつ  
札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）の機能の充実

いりょう ふくし りょうめん こ かぞく たい そうごうてき てきせつ  
医療・福祉の両面から、子どもや家族に対する総合的かつ適切  
な支援を提供することを目的に、子ども発達支援総合センター  
を開設しました。

このセンターは、じどうせいしんか したいふじゆうじ たいしょう  
児童精神科や肢体不自由児などを対象にし  
た小児科・整形外科などを持つ医療部門に加え、じどうしんりちりょう  
児童心理治療  
センターやじへいしょうじしえんせんたー にゅうしょぶもん しゅうがくまえ こ  
センターや自閉症児支援センターの入所部門、就学前の子ども

のた<sup>つうしょぶもん</sup>めの<sup>いりょうがたおよ</sup>通所部門（医療型及び福祉型<sup>ふくしがた</sup>児童発達支援センター）が  
あり、それぞれの部門が<sup>ぶもん れんけい きやうどう</sup>連携・協働しながら<sup>しえん</sup>支援をしています。

また、子どもに対する<sup>こ たい そうごうてき しえん</sup>総合的な支援とともに、札幌市全体の<sup>さっぽろしぜんたい</sup>  
子どもの支援体制の<sup>こ しえんたいせい こうじょう む</sup>向上に向け、関係機関との<sup>かんけいきかん れんけい</sup>連携や人材育成  
など、<sup>ちいき たい しえん きやうか</sup>地域に対する支援を強化していきます。

#### ◆<sup>じどうはったつしえんせんたー</sup>児童発達支援センターの<sup>きのうじゅうじつ</sup>機能充実

<sup>じどうふくしほう もと おも みしゅうがく しょう</sup>児童福祉法に基づき、主に<sup>こ</sup>未就学の障がいのある子どもに  
<sup>たい みちか りょういく ば</sup>対する身近な療育の場として<sup>きのうくんれん りょういくしどう おこな</sup>機能訓練や療育指導などを行う  
とともに、<sup>ちいき しょう</sup>地域の障がいのある子どもや<sup>ほごしゃ たい しえん</sup>保護者に対して支援を  
<sup>おこな</sup>行います。

また、<sup>ちいき ちゅうかくてきしえんしせつ</sup>地域における中核的支援施設として、<sup>じどうはったつしえんじ</sup>児童発達支援事  
<sup>ぎょうしょうどう れんけい りょういくきのう しつ こうじょう はか</sup>業所等との連携による療育機能の質の向上を図ります。

また、<sup>こうりつ じどうはったつしえんせんたー</sup>公立の児童発達支援センターについては、<sup>さら きのう</sup>更なる機能の  
<sup>じゅうじつ めざ しょうらいてき あ かた かん りょうしゃ がいぶ</sup>充実を目指し、その将来的な在り方に関して、利用者や、外部  
<sup>ゆうしきしゃ まじ けんどう</sup>有識者を交え、検討します。

#### ◆<sup>しりつようちえんどう</sup>私立幼稚園等における<sup>とくべつしえんきょういく すいしん</sup>特別支援教育の推進

<sup>しりつようちえんどう とくべつ きょういくてきしえん ひつよう ようじ えんかつ</sup>私立幼稚園等で特別な教育的支援を必要とする<sup>ようじ えんかつ</sup>幼児の円滑な  
<sup>うけい そくしん ようじきょういくしえんいん しりつようちえんどう ほうもん</sup>受入れを促進するため、<sup>ほうもん</sup>幼児教育支援員が私立幼稚園等を訪問  
<sup>こべつ しどうけいかく さくせいしえん きょういんそうだん とくべつしえんたんどうしゃ む</sup>し、個別の指導計画の作成支援や<sup>む</sup>教員相談、特別支援担当者向け  
<sup>けんしゅうかい じっし とくべつしえんきょういく じゅうじつ はか</sup>研修会を実施するなどして特別支援教育の充実を図ります。

#### ◆<sup>しょう</sup>障がい児<sup>じほいく じっし</sup>保育の実施と<sup>しょう</sup>障がい児<sup>じほいくじゆんかいしどう</sup>保育巡回指導

<sup>ほいく ひつよう しんしん しょう</sup>保育が必要な心身に<sup>こ</sup>障がいのある子どもを、<sup>しょう</sup>障がいのない

子どもとともに集団保育することにより、成長発達を促進するとともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ

障がいのある子どもの健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある子どもを受け入れている館に指導員を加配できるようにするなど、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない子どもと同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労している障がいのある子ども等を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。

基本施策3 学校教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国

とりくみ ふ ひとり しょう しょうたい きょういくてきに ー ず  
の取組を踏まえつつ、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに  
おう しどう ていきょう たよう じゅうなん しくみ すす  
応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みづくりを進めていき  
ます。

### ＜重点取組＞

#### ◆一人ひとりが学び育つための教育的支援の充実

はったつ しょう とうくべつ きょういくてきしえん ひつよう  
発達に障がいがあるなどの特別な教育的支援を必要とする  
じどうせいと ここ ちから さいだいげん はっき  
児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、  
「サポートファイルさっぽろ」や、「学びのサポーター」の活用  
により、一人ひとりの障がいの状態や教育ニーズに応じた  
きょういくてきしえん じゅうじつ はか  
教育的支援の充実を図ります。

#### ◆地域で学び育つための教育環境の整備（一部新規）

とうくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどうせいと きょじゅう みちか  
特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な  
ちいき てきせつ しえん う とうくべつしえん  
地域において適切な支援を受けることができるよう、特別支援  
がっきゅう ペーじさんしょう つうきゅうしどうきょうしつ ペーじ  
学級（⇒183ページ参照）や通級指導教室（⇒183ページ  
さんしょう せいび すいしん  
参照）の整備を推進します。

また、しりつこうこう つうきゅうしどう どうにゅう けんとう  
また、市立高校における通級指導の導入について検討しま  
す。

## 基本施策4 成人期への移行支援

- ハローワークなどの関係機関との連携の下、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や学びの場の充実について検討します。

### ＜重点取組＞

#### ◆市立高等支援学校における教育の充実

市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育内容の見直し等について検討を進めます。

また、平成29年に新たに開設した市立札幌みなみの杜高等支援学校と、市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、共同学習等による就労支援体制の充実を図るよう努めます。

しきくぶんや こよう しゅうろう そくしん  
施策分野4 雇用・就労の促進

げんじょう かだい  
＜現状と課題＞

しょう しゃこよう そくしん む くに しょう しゃこようしきく ちゅうしん  
障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心  
に、かんけいきかん れんけい と く ひつよう  
に、関係機関が連携して取り組む必要があります。

しょう ひと あ まえ はたら きぎょうとう たい しょう  
障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい  
しゃこよう じょうほうていきよう じゅうじつ りかいそくしん はか こよう  
者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の  
ば かくほ む とりくみ もと  
場の確保に向けた取組が求められています。

また、しゅうろうご はっせい せいかつめん かだいとう たいおう  
就労後に発生する生活面の課題等にも対応できるよう、  
じぎょうしょ かぞく れんらくちょうせいとう しえん ひつよう  
事業所や家族との連絡調整等の支援が必要となっています。

ひ つづ しゅうろうしえんじぎょうしょ ふくしてきしゅうろう ば じゅうじつ こうちん  
引き続き、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃  
すいじゆん こうじょう もと  
水準の向上が求められています。

ねんどしゅう じしゃじったいとうちようさ  
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

しごと つづ はじ ひつよう  
仕事を続ける（あるいは始める）うえで必要なこと

- じぶん あ しごと はたら ば み  
自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある

しょう しゃちょうさ なんびょうかんじゃちょうさ  
（障がい者調査 39.9%、難病患者調査38.9%）

- きんむじかん ちょうせい しょう しゃちょうさ なんびょうかんじゃ  
勤務時間が調整できる（障がい者調査 29.7%、難病患者  
ちょうさ  
調査45.4%）

- しょくば しごと しえん しょう しゃちょうさ  
職場で仕事がしやすいよう支援してくれる（障がい者調査  
なんびょうかんじゃちょうさ  
28.6%、難病患者調査 29.6%）

きほんほうしん  
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと あ しゅうろうしえん こよう  
基本方針1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・



ふくし きょういくとう かんけいきかん れんけい と く しえん  
**福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の**  
 じゅうじつ きょうか はか  
**充実・強化を図ります。**

きほんほうしん しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん こよう  
**基本方針2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の**  
 ていちゃく はか ふくしてきしゅうろう しえん じゅうじつ こうちん  
**定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃**  
 すいじゆん こうじょう はか  
**水準の向上を図ります。**

◆基本施策	
きほんしさく1	ここ に ー ず たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ <b>個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実</b>
きほんしさく2	こよう ば かくじゅう いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう <b>雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）</b>
きほんしさく3	しょう ひと いっぱんしゅうろう すいしん <b>障がいのある人の一般就労の推進</b>
きほんしさく4	ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう <b>福祉的就労における工賃向上</b>

きほんしさく1 ここ に ー ず たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ  
**基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実**

- しょう しゃこよう すいしん くに かんけいきかん れんけい しょう  
**障がい者雇用を推進する国などの関係機関と連携し、障がいのあ**  
 ひと こようそくしん む そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか  
**る人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。**

じゅうてんとりくみ  
**<重点取組>**

◆ しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ しょう しゃしゅうぎょう せいかつそうだんしえんじぎょう  
**就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）**

しょう ひと こよう そくしん しゅうろう あんてい はか  
**障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、**  
 しゅうぎょう にちじょうせいかつ しえん おこな はろーわーくとう  
**就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の**  
 かんけいきかん れんけい じょぶさぽーたー しえんいん こよう  
**関係機関と連携して、「ジョブサポーター」や支援員による雇用**  
 そくしん しょくばていちゃくしえん はか  
**促進・職場定着支援を図ります。**

## ◆ 障がい者就業支援事業

国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある人の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

### 基本施策2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

- 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。
- 札幌市においても率先して障がいのある人の雇用に努め、障がいのある人の一般就労へのステップアップを支援します。

### ＜重点取組＞

#### ◆ 障がい者協働事業

障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」を行う事業所等に対して、その運営経費の補助を行います。

なお、札幌市役所、白石区複合庁舎、札幌市社会福祉総合センターや、中央図書館のロビーに設置している「元気カフェ（⇒184ページ参照）」は、この事業を活用して運営しています。

◆<sup>ちいきかつどうしえんせんたー</sup>地域活動支援センター（⇒184ページ参照）<sup>ペーじさんしょう</sup>（就労者支援型）<sup>しゅうろうしやしえんがた</sup>の  
<sup>うんえい</sup>運営

<sup>いっばんしゅうろう</sup>一般就労した<sup>しょう</sup>障がいのある人に対し、<sup>ひと</sup>仕事上の<sup>たい</sup>悩みや  
<sup>しせいかつ</sup>私生活に関する<sup>なや</sup>悩みの<sup>そうだん</sup>相談を受けるほか、<sup>う</sup>利用者同士の<sup>りようしやどうし</sup>交流の  
<sup>ば</sup>場を<sup>ていきょう</sup>提供することにより、<sup>いっばんしゅうろうご</sup>一般就労後の<sup>せいかつ</sup>生活について<sup>そうごうてき</sup>総合的  
<sup>しえん</sup>に<sup>おこな</sup>支援を行います。

◆<sup>しゅうろうしえんさーびす</sup>就労支援サービスの<sup>えんかつ</sup>円滑な<sup>ていきょう</sup>提供（<sup>いちぶしんき</sup>一部新規）

<sup>しょうがいしやそうごうしえんほう</sup>障害者総合支援法に基づき、<sup>もと</sup>一般企業等への<sup>いっばんきぎょうとう</sup>就労を<sup>しゅうろう</sup>希望す  
<sup>かた</sup>る方や一般企業等での<sup>しゅうろう</sup>就労が<sup>こんなん</sup>困難な人に、<sup>ひと</sup>知識及び<sup>ちしきおよ</sup>能力の  
<sup>こうじょう</sup>向上のための<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>くんれん</sup>訓練を行う<sup>おこな</sup>就労支援サービス<sup>しゅうろうしえんさーびす</sup>を<sup>えんかつ</sup>円滑に  
<sup>ていきょう</sup>提供します。

また、<sup>あら</sup>新たに<sup>もう</sup>設けられた<sup>しゅうろうていちやくしえんじぎょうさーびす</sup>就労定着支援事業サービスについ  
<sup>どうよう</sup>ても同様に<sup>えんかつ</sup>円滑な<sup>ていきょう</sup>提供に<sup>つと</sup>努めていきます（⇒122ページ参照）<sup>ペーじさんしょう</sup>。

◆<sup>ちゃれんじこようせいど</sup>チャレンジ雇用制度の<sup>じっし</sup>実施（<sup>しんき</sup>新規）

<sup>さっぽろしやくしょない</sup>札幌市役所内で、<sup>あら</sup>新たに<sup>ちてきしょう</sup>知的障がいのある人や<sup>ひと</sup>精神障がいの  
<sup>ひと</sup>ある人を<sup>ひじょうきんしよくいん</sup>非常勤職員として<sup>こよう</sup>雇用する<sup>わく</sup>枠を<sup>もう</sup>設け、<sup>しやくしょ</sup>市役所での  
<sup>きんむけいけんとう</sup>勤務経験等をもとに、<sup>いっばんしゅうろう</sup>一般就労への<sup>すてっぷあっぷ</sup>ステップアップを<sup>あとお</sup>後押しし  
<sup>ます</sup>ます。

**基本施策3 障がいのある人の一般就労の推進**

- <sup>しょうがいしやそうごうしえんほう</sup>障害者総合支援法に基づき<sup>もと</sup>就労移行支援サービス<sup>しゅうろういこうしえんさーびす</sup>のほか、<sup>さっぽろし</sup>札幌市  
<sup>どくじ</sup>独自の<sup>とりくみ</sup>取組により、<sup>しょう</sup>障がいのある人の<sup>ひと</sup>一般就労への<sup>いっばんしゅうろう</sup>移行を<sup>いこう</sup>推進<sup>すいしん</sup>しま

す。

- 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。

### ＜重点取組＞

#### ◆ 障がい者の就労・雇用に対する理解促進

障がいのある人の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある人、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等に対して、障がい者元気スキルアップ事業や自立支援協議会（就労支援推進部会）の活動を通して、より充実した企業向けセミナーを行うなど、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。

#### ◆ 就労に向けた訓練・資格取得

札幌市が、市内の特別支援学校の生徒等を受け入れて、介護職員養成のための訓練・実習の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

#### ◆ 障がい者就業体験事業

就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている障がいのある人が、一般企業においても就業体験をすることにより、実際に働く経験を就職活動に役立てるとともに、企業側に対しても、障がいのある人の受入れにより、障がい者雇用について考えるきっかけを提供することで、障がいのある人の一般就労を推進します。

基本施策4 福祉的就労における工賃向上

- 障害者総合支援法が定める就労支援サービスのほか、元気ショップの運営等の札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

<重点取組>

◆製品の販路拡大支援

地域活動支援センター、地域共同作業所（⇒185ページ参照）などの運営強化を図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行います。

また、障がいのある人が施設等で作った製品を販売する常設店舗として「元気ショップ」を運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある人の工賃の増額を目指します。

◆発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）

障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や各施設への受注調整等を行うセンターを運営し、障がいのある人の工賃向上を目指します。

◆障がい者施設等からの優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市における障がい者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局に

おいて調<sup>ちょうたつ</sup>達<sup>すいしん</sup>を推進します。

しきくぶんや すぼーつ ぶんかとう しんこう  
**施策分野5 スポーツ・文化等の振興**

げんじょう かだい  
**<現状と課題>**

しょうがいのある人が、自らの意思と選択によって、ライフステージに  
 おう、それぞれの興味・関心、生活領域に  
 応じ、様々な活動や学習  
 を続けていくことが重要です。

しょうがいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要  
 となる配慮や支援等が提供される環境の整備が求められます。ま  
 た、活動を通じて、しょうがいのある人としょうがいのない人が交流し、しょう  
 がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

特に、しょうがい者スポーツについては、2020東京オリンピック・  
 パラリンピックの開催が決定し、冬季オリンピック・パラリンピック  
 の招致を表明した札幌市においても、この機を捉え、しょうがい者  
 スポーツの普及促進に取り組んでいく必要があります。

きほんほうしん  
**◆基本方針**

きほんほうしん1  
 スポーツや文化芸術活動等を通じて、しょうがいのある人と  
 しょうがいのない人との交流の機会を提供し、しょうがいのあ  
 る人に対する理解促進を図ります。

きほんほうしん2  
 しょうがい者スポーツ、しょうがい者の文化芸術活動を支援し、  
 しょうがいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実を  
 図ることで、心豊かな地域生活を支援します。

きほんしきく  
**◆基本施策**

きほんしきく1  
 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

○ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

＜重点取組＞

◆ 既存体育施設のバリアフリー化の推進

障がいのある人が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、オストメイト対応トイレの設置や点字ブロックの敷設など、既存の体育施設の保全改修に併せて、バリアフリー化による改善を進めます。

◆ 障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

◆ 障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツを通じて体力の向上や自立への意欲を高め、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいのある人に対する市民の理解の促進を図ります。

◆ 学習機会の提供（さっぽろ市民カレッジ）

市民の自己啓発や生きがいづくりを支援するとともに、学習した成果を地域社会の発展などにつなげることを目指して、



しょうがいがくしゅうせんたー きよてん しみん たよう がくしゅうに ー す  
生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに  
たいおう がくしゅうきかい ていきょう とうがいじぎょう なか しゃかいぎのう  
対応する学習機会を提供します。当該事業の中で、社会技能の  
こうじょうとう し こうざ かいこう しょう ひと ふく だれ  
向上等に資する講座を開講し、障がいのある人も含め、誰も  
きがる さんか がくしゅう かつどうきかい じゅうじつ はか  
が気軽に参加できる学習・活動機会の充実を図ります。

◆ しょうがいのあるひとへのどくしよしえん すいしん  
障がいのある人への読書支援の推進

しんたいしょう はったつしょう さまざま しょう ひと  
身体障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある人への  
どくしよしえん りよう としよかん すす  
読書支援や、利用しやすい図書館づくりを進めます。

◆ ちてきしょう しゃ せいじんがっきゅうじぎょう  
知的障がい者のための成人学級事業

とくべつしえんがっこうとう しゅうりょう ちてきしょう ひと しゃかいせいかつ  
特別支援学校等を修了した知的障がいのある人が社会生活  
によりよくたいおうできるよう、しゅうだんせいかつ たいけん ば とお た  
集団生活や体験の場を通して、他  
がっきゅうせいとう こうりゅう こうきょうまな ー すぼ ー つ ちょうり  
の学級生等と交流しながら、公共マナーやスポーツ、調理な  
どじっせいかつ そく がくしゅう おこな  
どの実生活に即した学習を行います。

◆ とくべつしえんがっこう ちいきれんけいじぎょう  
特別支援学校・地域連携事業

がっこう きゅうぎょうび とくべつしえんがっこう しせつ かつよう がくしゅうぎょうじ  
学校の休業日に、特別支援学校の施設を活用した各種行事  
かいさい かくとくべつしえんがっこう とくしよく い かつどう ちいき  
を開催するなど、各特別支援学校の特色を生かした活動や地域  
とうのこうりゅう おこな こ ちゅうしん がっこう ちいきとう  
等との交流を行い、子どもを中心とした学校と地域等との  
れんけい はか  
連携を図ります。

◆ さっぽろしけんこう せんたー りようそくしん  
札幌市健康づくりセンターの利用促進

しょう ひと けんこう と く きかい ていきょう  
障がいのある人が健康づくりに取り組む機会を提供するた  
め、さっぽろしけんこう せんたー りよう うなが うんどう  
め、札幌市健康づくりセンターの利用を促すとともに、運動  
しどういん りがくりょうほうし けんこう しえん おこな  
指導員や理学療法士による健康づくりの支援を行います。

しきくぶんや あんぜん あんしん じつげん  
施策分野6 安全・安心の実現

げんじょう かだい  
＜現状と課題＞

ひがしにほんだいいしんさい くまもとじしん きょうくん ひごろ ぼうさいたいさく さいがいじ  
東日本大震災や熊本地震を教訓に、日頃からの防災対策や、災害時  
あんぜんたいさく かんしん たか しょう ひと  
の安全対策についての関心が高まっており、障がいのある人をはじ  
めとした要配慮者（⇒185ページ参照）の避難支援の取組を充実さ  
せよ  
せる必要があります。

しょう ひと とうきかん あんしん せいかつ じよはいせつ  
また、障がいのある人が冬期間も安心して生活できるよう、除排雪  
とりくみ じゅうよう  
などの取組も重要となります。

ちいき みまも ささ あ つう しょう ひと  
さらに、地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある人の  
こりつ ぶせ かんきょう ひつよう  
孤立を防ぐ環境をつくる必要があります。

ねんどじょう じしやじつたいとうちようさ  
＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

ぼうさい かん ぶあん かん  
防災に関して不安に感じること

- ひなんばしょ せいかつ ぶあん しょう しゃちょうさ しょう  
・避難場所でうまく生活できるか不安（障がい者調査54.4%、障  
じちょうさ なんびょうかんじやちょうさ  
がい児調査76.0%、難病患者調査62.0%）
- いちじひなんばしょ ぶくしひなんばしょ どうていど せつび ようい  
・一次避難場所にも福祉避難場所と同程度の設備を用意してほし  
しょう しゃちょうさ しょう じちょうさ なんびょうかんじや  
い（障がい者調査45.9%、障がい児調査58.6%、難病患者  
ちょうさ  
調査57.4%）
- さいがいじ てだす ひと しょう しゃちょうさ  
・災害時に手助けしてくれる人がいない（障がい者調査 21.6%、  
しょう じちょうさ なんびょうかんじやちょうさ  
障がい児調査 31.5%、難病患者調査 19.4%）

きほんほうしん  
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと ちいき あんぜん あんしん せいかつ  
基本方針1 障がいのある人が地域で安全・安心に生活することがで

きるよう、<sup>ぼうさいたいさく</sup>防災対策や<sup>さいがいじ</sup>災害時における<sup>ようはいりよしゃたいさく</sup>要配慮者対策を<sup>すいしん</sup>推進  
します。

<sup>きほんほうしん</sup>基本方針2 <sup>しょう</sup>障がいのある人が<sup>ひと</sup>地域で<sup>ちいき</sup>孤立しないよう、<sup>ちいき</sup>地域の<sup>きょうじょ</sup>共助に  
よる<sup>じゅうそうてき</sup>重層的な<sup>みまも</sup>見守り<sup>たいせい</sup>体制を<sup>こうちく</sup>構築します。

## ◆<sup>きほんしさく</sup>基本施策

<sup>きほんしさく</sup>基本施策1 <sup>さいがい</sup>災害や<sup>ゆき</sup>雪に<sup>つよ</sup>強いまちづくりの<sup>すいしん</sup>推進

<sup>きほんしさく</sup>基本施策2 <sup>さいがいじ</sup>災害時における<sup>たいおうりょく</sup>対応力の<sup>こうじょう</sup>向上

<sup>きほんしさく</sup>基本施策3 <sup>ちいき</sup>地域における<sup>みまも</sup>見守り<sup>かつどう</sup>活動の<sup>すいしん</sup>推進

<sup>きほんしさく</sup>基本施策4 <sup>しょうひしゃひがい</sup>消費者被害の<sup>ぼうし</sup>防止

## <sup>きほんしさく</sup>基本施策1 <sup>さいがい</sup>災害や<sup>ゆき</sup>雪に<sup>つよ</sup>強いまちづくりの<sup>すいしん</sup>推進

- <sup>しょう</sup>障がいのある人を含め、<sup>ひと</sup>市民の<sup>いん</sup>生命や<sup>ふく</sup>財産を守り、<sup>しみん</sup>災害に<sup>せいめい</sup>強いまち  
づくりを<sup>ざいさん</sup>すすめ、<sup>まも</sup>大災害にも<sup>さいがい</sup>対応する<sup>つよ</sup>防災体制の<sup>めざ</sup>確立を目指します。
- <sup>とうきかん</sup>冬期間も<sup>あんしん</sup>安心して<sup>せいかつ</sup>生活を送れるよう、<sup>おく</sup>除排雪や<sup>じょはいせつ</sup>福祉除雪など、<sup>ふくしじょせつ</sup>雪対策  
<sup>ゆきたいさく</sup>の<sup>とりくみ</sup>取組を<sup>そくしん</sup>促進します。

## <sup>じゅうてんとりくみ</sup>＜重点取組＞

### ◆<sup>しゃかいふくししせつとう</sup>社会福祉施設等の<sup>あんぜんたいさく</sup>安全対策の<sup>すいしん</sup>推進

<sup>しゃかいふくししせつ</sup>社会福祉施設における<sup>あんぜん</sup>安全・<sup>あんしん</sup>安心を<sup>かくほ</sup>確保するため、<sup>しょうぼうきょく</sup>消防局・  
<sup>ほけんふくしきょく</sup>保健福祉局・<sup>としきょく</sup>都市局の<sup>かんけいぶきょく</sup>関係部局の<sup>れんけい</sup>連携のために<sup>さくてい</sup>策定した<sup>しゃかい</sup>「社会  
<sup>ふくししせつ</sup>福祉施設の<sup>じょうほうれんらくおよ</sup>情報連絡及び<sup>じょうほうていきょう</sup>情報提供に係る<sup>かか</sup>連携<sup>れんけい</sup>要領」に<sup>もと</sup>基  
づき、<sup>しせつじょうほう</sup>施設<sup>れんらく</sup>情報の<sup>じょうほうきょうゆう</sup>連絡や<sup>しゃかいふくししせつ</sup>情報共有を<sup>し</sup>することで、  
に対する<sup>たい</sup>安全<sup>あんぜん</sup>対策の<sup>てってい</sup>徹底を<sup>はか</sup>図ります。

## ◆ 住宅防火対策の推進

地域住民による火災訓練や、福祉事業者等の自衛消防訓練の機会に、住宅からの出火防止対策や、火災警報器の設置、維持管理等について情報提供するほか、地域の火災特性を踏まえた広報を実施するなど、市民や関連事業者等と情報共有を図ります。

## ◆ 冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある人も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。

身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

## ◆ 福祉除雪の実施

自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある人の世帯を対象に、地域の協力を得ながら間口部分等の除雪を支援します。

## 基本施策2 災害時における対応力の向上

- 災害時における、障がいのある人などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。
- 避難場所の、バリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある人に配慮した環境の整備を進めます。

- 災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある人への理解促進を図ります。

## ＜重点取組＞

### ◆災害時における避難支援の仕組みづくり

「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある人や高齢の人たちの手助けを地域が主体となって実施する仕組みづくりを推進します。

また、災害時の避難に特に手助けが必要な人たち（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害の発生に備えて、普段から避難支援に取り組む地域の団体に対し、名簿の提供を行います。

### ◆避難場所の環境整備の推進

「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校の大規模改修・改築に併せて、車いす対応トイレの設置を行うなど、避難場所の環境整備を推進します。

### ◆障がいのある人の避難訓練等への参加促進

災害時において、障がいのある人が自らできることや、周りの人が手助けできることなどを確認するため、障がいのある人に対し、地域で行われている避難訓練等への参加を促進します。

### ◆福祉避難場所の運営体制強化

障がいのある人や高齢の人など、一般の避難所での生活が

困難な人たちのために、社会福祉施設等の福祉避難場所の拡充  
や人的体制の強化、制度周知などを行います。

◆誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の推進  
(新規)

災害時に障がいのある人たちの避難支援を行う町内会、  
自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に  
対して、コーディネーターを派遣することで、実際に支援をする  
際の留意点や、避難行動要支援者とのマッチング、各避難行動  
要支援者の個別避難計画の作成等への助言等を行います。

基本施策3 地域における見守り活動の推進

- 障がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

<重点取組>

◆知的障がいのある人の見守り事業

障害福祉サービス等を受けていない知的障がいのある人の現  
況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、  
民生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域  
や福祉サービスとのつながりを拡大・強化するとともに、研修  
等を通じて、市民の知的障がいに対する理解を深めます。

◆企業などとの連携推進

たよう しゃかいしげん ちいき みまも かつよう たくはいじぎょうしゃ  
多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者  
みまも きょうてい ていけつ すいしん じぎょうかつどう なか ようしえんしゃ  
などとの見守り協定の締結を推進し、事業活動の中で要支援者  
いへん はっけん さい かくにん つうほうたいせい じゅうじつ はか  
の異変を発見した際の確認・通報体制の充実を図ります。

#### 基本施策4 消費者被害の防止

- しょう がいのある人の消費者被害の防止のため、かんけいきかん れんけい  
による早期発見や、そうき はっけん そうだんたいせい じゅうじつ つと  
相談体制の充実に努めます。

#### ＜重点取組＞

##### ◆消費者被害防止ネットワーク事業

しょうひせいかつすいしんいん ページさんしょう ちいき はいち かんけい  
消費生活推進員（⇒185ページ参照）を地域に配置し、関係  
きかん しょうひせいかつさぽーター（⇒185ページ参照）とのネットワー  
ク体制により、こうれい ひと しょう がいのある人の消費者被害の早期  
はっけん きゅうさい みぜんぼうし はか  
発見と救済、未然防止を図ります。

##### ◆テレビ電話を活用した消費生活相談（再掲）

⇒ 51ページ参照

第6章 さっぽろ障がい者プラン2018の成果目標とサービス量の  
見込み（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

※サービス見込量は、国や北海道の動きなども踏まえて決定していくため、現在掲載している数値は概算値となっており、変更する場合があります。

1 2020年度の成果目標

(1) 障害福祉サービス等に関する成果目標

それぞれの目標値の設定に当たっては、国が基本方針にて掲げる目標を踏まえ、札幌市の実情に応じ設定しています。

項目	目標値	備考
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	125人	2017年4月から2020年3月までの累計
入所施設の入所者数の減少数	83人	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置（新規）	協議の場の設置	2020年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置
地域生活支援拠点等の整備	1か所	2020年度末までに少なくとも1か所整備
福祉施設から一般就労への移行者数	666人	2020年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
就労移行支援事業の利用者数	846人	2020年度の1か月当たりの利用者数



こうもく 項目	もくひょうち 目標値	びこう 備考
しゅうろういこう しえん じぎょうしょ 就労移行支援事業所の しゅうろういこうりつ しんき 就労移行率（新規）	わり 5割	ねんどまつ じてん しゅうろう 2020年度末の時点で、就労 いこうりつ わりいじょう しゅうろういこう 移行率が3割以上の就労移行 しえんじぎょうしょ ぜんたい し わりあい 支援事業所の全体に占める割合
しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業によ しよくばていちゃくりつ しんき る職場定着率（新規）	わり 8割	しゅうろうていちゃくしえんじぎょう しえん 就労定着支援事業による支援 かいし じてん ねんご を開始した時点から1年後の しよくばていちゃくりつ 職場定着率
いりょうてきけ あ ひつよう 医療的ケアを必要とする しょう こ 障がいのある子どもへ しえん しんき の支援（新規）	きょうぎ ば 協議の場 せっち の設置	ねんどまつ いりょうてきけ あ 2018年度末までに医療的ケア ひつよう しょう こ を必要とする障がいのある子 どもを支援するための協議の場 しえん きょうぎ ば を設置 せっち を設置

(2) しょう ひと たい りかいそくしん かん もくひょう  
障がいのある人に対する理解促進に関する目標  
さっぽろしどくじ せつてい もくひょう  
(札幌市独自に設定する目標)

こうもく 項目	もくひょうち 目標値
しょう ひと ちいき く 障がいのある人にとって地域で暮らしやすい まちであると思う障がいのある人の割合	60%
しょう こ ちいき く 障がいのある子どもにとって地域で暮らしや すいまちであると思う保護者の割合（新規）	60%

せいかもくひょう 1 にゅうしょせつ にゅうしょしゃ ちいきせいかつ いこう  
**成果目標 1 入所施設の入所者の地域生活への移行**

◆**入所施設から地域生活への移行者数**

＜**第5期計画の国の基本指針**＞

2017年3月31日の施設入所者のうち、2020年度末において  
 9%以上の人々が地域生活へ移行することをめざす。

＜**札幌市の第4期計画の目標と進捗状況**＞

平成26年（2014年）3月31日の施設入所者2,159人のうち、  
 平成29年（2017年）度末において260人（12%）の人々が地域生活  
 に移行することを目指しました（国の第4期計画の指針と同じ）。

2017年度末 までの目標	2014年4月1日から 2016年3月31日 までの実績（累計）	2016年3月31日 までの進捗率
260人	44人	16.9%

※北海道調べ

＜**札幌市の第5期計画の目標**＞

2017年3月31日の施設入所者2,093人のうち、2020年度末  
 （2021年3月末）において125人（6%）の人々が地域生活に移行  
 することをめざす。

なお、この目標では、札幌市の入所施設に入所している障が  
 いがある人の障がいの重度化・高齢化が進んでおり、第4期計画  
 期間の目標達成も厳しいことから、札幌市の実情に応じ、国の  
 基本指針よりも目標値を下げて設定しています。

◆<sup>しせつにゆうしょしゃすう げんしょう</sup>施設入所者数の減少

＜<sup>だい きけいかく くに きほんししん</sup>第5期計画の国の基本指針＞

<sup>ねんどまつ しせつ にゆうしょしゃすう</sup>2020年度末の施設入所者数が、<sup>ねん がつ にち</sup>2017年3月31日の  
<sup>しせつにゆうしょしゃすう いじょうげんしょう</sup>施設入所者数から2%以上減少する。

＜<sup>さっぽろし だい きけいかく もくひょう しんちよくじょうきょう</sup>札幌市の第4期計画の目標と進捗状況＞

<sup>へいせい ねん</sup>平成29年(2017年)<sup>ねん どまつ しせつにゆうしょしゃすう</sup>度末の施設入所者数が、<sup>へいせい ねん</sup>平成26年(2014  
<sup>ねん がつ にち しせつにゆうしょしゃすう</sup>年)3月31日の施設入所者数2,159人から86人(約4%)<sup>げんしょう</sup>減少  
することを<sup>めざ</sup>目指しました(国の第4期計画の指針と同じ)。

<sup>ねんどまつ</sup> 2017年度末 <sup>もくひょう</sup> までの目標	<sup>ねん がつ にち</sup> 2014年4月1日から <sup>ねん がつ にち</sup> 2017年3月31日 <sup>じっせき るいけい</sup> までの実績(累計)	<sup>ねん がつ にち</sup> 2017年3月31日 <sup>しんちよくりつ</sup> までの進捗率
<sup>にん</sup> 86人	<sup>にん</sup> 66人	76.7%

＜<sup>さっぽろし だい きけいかく もくひょう</sup>札幌市の第5期計画の目標＞

<sup>ねんどまつ しせつにゆうしょしゃすう</sup>2020年度末の施設入所者数が、<sup>ねん がつ にち しせつ</sup>2017年3月31日の施設  
<sup>にゆうしょしゃすう にん</sup>入所者数2,093人から83人(約4%)<sup>げんしょう</sup>減少することを<sup>めざ</sup>目指しま  
す。

## ＜目標達成のための方策＞

### ○ 介護・見守り体制等の充実

ちいきせいかつ おこな ひつよう かいご みまも たいせい こうちく  
地域生活を行うにあたり必要な介護・見守り体制を構築しま  
す。

- ・ じゅうど しょう ひと たいおう ほうもんけい にちちゅうかつどうけい  
重度の障がいのある人にも対応した訪問系・日中活動系  
サービス - びす りよう ちいきていちゃくしえん りよう そくしん  
サービスの利用、地域定着支援などの利用を促進します。
- ・ しせつたいしょご せいかつかいご ページさんしょう りようしゃ おお  
施設退所後は生活介護（⇒118ページ参照）の利用者が多  
いこと - みこ せいかつかいごじぎょうしょ じゅうど しょう  
いことが見込まれるため、生活介護事業所における重度の障  
がい - ひと うけいれそくしん はか  
がいのある人の受入促進を図ります。

### ○ 住まいの確保

- ・ ぐるーぷほーむ せいびすいしんどう す かくほ はか  
グループホームの整備推進等により、住まいの確保を図りま  
す。

- ・ みんかん じゅうたく せいかつ かのう ひと さっぽろししゅう しゃそうだん  
民間の住宅にて生活が可能な人は、「札幌市障がい者相談  
しえんじぎょうしょ おこな じゅうたくにゆうきょとうしえんぎょうむ みんかん  
支援事業所」が行う住宅入居等支援業務などにより、民間  
じゅうたくとう にゆうきょ そくしん  
住宅等への入居を促進します。

### ○ 相談支援の充実

- ・ ちいきいこうしえんおよ ちいきていちゃくしえんとう りようそくしん しせつ  
地域移行支援及び地域定着支援等の利用促進により、施設  
にゆうしよしゃ ちいきいこう うなが  
入所者への地域移行を促します。

せい か も く ひ ょ う せい しん し ょ う たい お う ち い き ほ う か つ け あ し す て む こ う ち く  
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に  
む きょうぎ ば せ っ ち しん き  
向けた協議の場の設置（新規）

せい しん し ょ う たい お う ち い き ほ う か つ け あ し す て む こ う ち く  
◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

だい き けい か く く に き ほん し し ん  
〈第5期計画の国の基本指針〉

せい しん し ょ う たい お う ち い き ほ う か つ け あ し す て む こ う ち く め ざ  
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す  
ため、2020年度末までに、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉  
かん けい し ゃ きょうぎ ば せ っ ち き ほん  
関係者による協議の場を設置することを基本とする。

さ っ ぽ ろ し だい き けい か く も く ひ ょ う  
〈札幌市の第5期計画の目標〉

ね ん ど ま つ せい しん し ょ う たい お う ち い き ほ う か つ け あ し  
2020年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシ  
す て む こ う ち く む かん けい し ゃ きょうぎ ば せ っ ち  
ステムの構築に向けた関係者による協議の場を設置します。

せい しん し ょ う たい お う ち い き ほ う か つ け あ し す て む  
※ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは

せい しん し ょ う ひ と ち い き い ち い ん あ ん し ん じ ぶ ん  
精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい  
く  
暮らしをすることができるよう、医療・障がい福祉・介護・住ま  
い・社会参加（就労など）・地域の助け合い・教育などの各分野の  
し ゃ かい さ ん か し ゅ う ろ う ち い き た す あ きょうい く か く ぶ ん や  
と り く み き の う て き てい き ょ う し す て む  
取組が機能的に提供されるシステムのこと。

せい か も く ひ ょ う      ち い き せ い か つ し え ん き よ て ん と う      せ い び  
成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

ち い き せ い か つ し え ん き よ て ん と う      せ い び  
◆地域生活支援拠点等の整備

だ い      き け い か く      く に      き ほん し し ん  
＜第5期計画の国の基本指針＞

ち い き せ い か つ し え ん き よ て ん と う      ち い き せ い か つ し え ん き よ て ん      め ん て き      た い せ い  
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制）につ  
いて、2020年度までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを  
せ い び  
整備する。

さ っ ぽ ろ し      だ い      き け い か く      も く ひ ょ う  
＜札幌市の第5期計画の目標＞

ち い き せ い か つ し え ん き よ て ん と う      ね ん と ま つ      す く      し ょ  
地域生活支援拠点等を、2020年度末までに少なくとも1か所  
せ い び  
整備する。

ち い き せ い か つ し え ん き よ て ん と う  
※ 地域生活支援拠点等について

し ょ う      ひ と      こ う れ い か      じ ゅ う ど か      お や な      あ と      み す  
障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、  
し ょ う      じ      し ゃ      ち い き せ い か つ し え ん      す い し ん      か ん て ん      く る      ー      ぶ  
障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、グループ  
ほ      ー      む      き ゃ じ ゅ う き の う      そ う だ ん      こ      ー      で      い      ね      い      と      し ょ      ー      と      す      て      い  
ホームなどの居住機能と、相談・コーディネートやショートステイ  
などの地域支援機能を、「拠点」として一体的に整備するものです。  
き ゃ て ん      せ い び      ほ う ほう      き ゃ て ん      も う      ち い き      き  
「拠点」を整備する方法のほか、拠点を設けずに地域において機  
の う      ぶん た ん      め ん て き た い せ い      せ い び      ほ う ほう  
能を分担する「面的体制」により整備する方法もあります。

せいかもくひょう 4 ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこう  
**成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行**

ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうしやすう  
**◆福祉施設から一般就労への移行者数**

だい きけいかく くに きほんししん  
**<第5期計画の国の基本指針>**

2020年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2016年度の移行実績の1.5倍以上とする。

さっぽろし だい きけいかく もくひょう しんちよくじょうきょう  
**<札幌市の第4期計画の目標と進捗状況>**

平成29年（2017年）度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、平成24年（2012年）度の移行実績297人の約2倍（600人）とすることを目指しました（国の第4期計画の指針と同じ）。

2017年度末 の目標	2017年3月31日 現在の実績	2017年3月31日 までの進捗率
600人	444人	74.0%

ほっかいどうしら  
 ※北海道調べ

さっぽろし だい きけいかく もくひょう  
**<札幌市の第5期計画の目標>**

2020年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を、2016年度の移行実績444人の1.5倍（666人）とすることを目指します。

◆<sup>しゅうろういこうしえんじぎょう りょうしゃすう</sup>就労移行支援事業の利用者数

＜<sup>くに きほんししん</sup>国の基本指針＞

<sup>ねんどまつ</sup>2020年度末における<sup>しゅうろういこうしえんじぎょう りょうしゃすう</sup>就労移行支援事業の利用者数が、<sup>ねんどまつ</sup>2016年度末の<sup>わりいじょうそうか</sup>2割以上増加する。

＜<sup>さっぽろし だい きけいかく もくひょう しんちよくじょうきょう</sup>札幌市の第4期計画の目標と進捗状況＞

<sup>へいせい ねん</sup>平成29年（<sup>ねん ねん どもつ</sup>2017年）度末における<sup>しゅうろういこうしえんじぎょう</sup>就労移行支援事業の<sup>りょうしゃすう</sup>利用者数が、<sup>へいせい ねん</sup>平成25年（<sup>ねん ねん どもつ</sup>2013年）度末の<sup>にん</sup>630人から、<sup>にん</sup>1,180人（<sup>そうか</sup>87%増加）とすることを<sup>めざ</sup>目指しました。

<sup>ねんどまつ</sup> 2017年度末 <sup>もくひょう</sup> の目標	<sup>ねん がつ にち</sup> 2017年3月31日 <sup>げんざい じっせき</sup> 現在の実績	<sup>ねん がつ にち</sup> 2017年3月31日 <sup>しんちよくりつ</sup> までの進捗率
<sup>にん</sup> 1,180人	<sup>にん</sup> 769人	65.1%

＜<sup>さっぽろし だい きけいかく もくひょう</sup>札幌市の第5期計画の目標＞

<sup>ねんどまつ</sup>2020年度末における<sup>しゅうろういこうしえんじぎょう りょうしゃすう</sup>就労移行支援事業の利用者数が、<sup>ねんどまつ</sup>2016年度末の<sup>にん</sup>769人から、<sup>にん</sup>846人（<sup>わりそうか</sup>1割増加）とすることを<sup>めざ</sup>目指します。

なお、この<sup>もくひょう</sup>目標では、<sup>しゅうろうしゅほう たようか</sup>就労手法の多様化などにより、<sup>みずか ちから</sup>自らの力で<sup>いっばんしゅうろう</sup>一般就労をしている<sup>しょう ひと</sup>障がいのある人もいるため、<sup>さっぽろし</sup>札幌市の<sup>じつじょう あ</sup>実情に合わせて、<sup>くに きほんししん</sup>国の基本指針よりも<sup>もくひょうち さ</sup>目標値を<sup>せってい</sup>下げて設定しています。



◆<sup>しゅうろうういこうしえんじぎょうしょ</sup>就労移行支援事業所の<sup>しゅうろうういこうりつ</sup>就労移行率<sup>しんき</sup>（新規）

＜<sup>くに</sup>国の<sup>きほんししん</sup>基本指針＞

<sup>ねんどまつ</sup>2020年度末の<sup>じてん</sup>時点で<sup>しゅうろうういこうりつ</sup>就労移行率<sup>わりいじょう</sup>3割以上の<sup>しゅうろうういこうしえん</sup>就労移行支援  
<sup>じぎょうしょ</sup>事業所を<sup>ぜんたい</sup>全体の<sup>わりいじょう</sup>5割以上とすることを<sup>めざ</sup>目指す。

＜<sup>さっぽろし</sup>札幌市の<sup>だい</sup>第5期計画の<sup>もくひょう</sup>目標＞

<sup>くに</sup>国の<sup>きほんししん</sup>基本指針のとおり、<sup>ねんどまつ</sup>2020年度末の<sup>じてん</sup>時点で<sup>しゅうろうういこうりつ</sup>就労移行率<sup>わり</sup>3割  
<sup>いじょう</sup>以上の<sup>しゅうろうういこうしえんじぎょうしょ</sup>就労移行支援事業所を<sup>ぜんたい</sup>全体の<sup>わりいじょう</sup>5割以上とすることを<sup>めざ</sup>目指  
します。

◆<sup>しゅうろううていちゃくしえんじぎょう</sup>就労定着支援事業による<sup>しよくばていちゃくりつ</sup>職場定着率<sup>しんき</sup>（新規）

＜<sup>だい</sup>第5期計画の<sup>くに</sup>国の<sup>きほんししん</sup>基本指針＞

<sup>しゅうろううていちゃくしえんじぎょう</sup>就労定着支援事業による<sup>しえん</sup>支援を<sup>かいし</sup>開始した<sup>じてん</sup>時点から<sup>ねんご</sup>1年後の  
<sup>しよくばていちゃくりつ</sup>職場定着率を<sup>わりいじょう</sup>8割以上とすることを<sup>きほん</sup>基本とする。

＜<sup>さっぽろし</sup>札幌市の<sup>だい</sup>第5期計画の<sup>もくひょう</sup>目標＞

<sup>くに</sup>国の<sup>きほんししん</sup>基本指針のとおり、<sup>しゅうろううていちゃくしえんじぎょう</sup>就労定着支援事業による<sup>しえん</sup>支援を<sup>かいし</sup>開始  
<sup>じてん</sup>した時点から<sup>ねんご</sup>1年後の<sup>しよくばていちゃくりつ</sup>職場定着率について、<sup>わりいじょう</sup>8割以上とすること  
<sup>めざ</sup>を目指します。

＜<sup>もくひょうたっせい</sup>目標達成のための<sup>ほうさく</sup>方策＞

<sup>しょう</sup>障がい者計画の<sup>しゃけいかく</sup>施策分野<sup>しさくぶんや</sup>4（⇒<sup>ペー</sup>88<sup>じさんしょう</sup>ページ参照）に関する<sup>かん</sup>取組を  
<sup>すす</sup>進めることにより、<sup>しょう</sup>障がいの<sup>ひと</sup>ある人の<sup>いっばんしゅうろう</sup>一般就労を<sup>そくしん</sup>促進します。

せいかもくひょう 5 いりょうてきけあ ひつよう しょう こ しえん  
成果目標 5 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援す  
るための関係機関の協議の場の設置（新規）

いりょうてきけあ ひつよう しょう こ しえん  
◆ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援するための  
関係機関の協議の場の設置

だい きけいかく くに きほんししん  
＜第5期計画の国の基本指針＞

いりょうてきけあ ひつよう しょう こ てきせつ しえん う  
医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが適切な支援を受  
けられるように、2018年度末までに、各都道府県、各圏域及び  
かくしちょうそん ほけん いりょう しょう ふくし ほいく きょういくとう かんけい  
各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係  
きかんと う れんけい はか きょうぎ ば せっち きほん  
機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

さっぽろし だい きけいかく もくひょう  
＜札幌市の第5期計画の目標＞

いりょうてきけあ ひつよう しょう こ てきせつ しえん  
医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが適切な支援を  
う 受けられるよう、2018年度末までに、関係機関等が連携を図るた  
め きょうぎ ば せっち  
めの協議の場を設置します。

せいかもくひょう しょう ひと たい りかいそくしん  
**成果目標 6 障がいのある人に対する理解促進**

しょう ひと ちいき く おも しょう  
 障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある  
 ひと わりあい ねんどまつ めざ  
 人の割合が、2020年度末において60%となることを目指します。

また、しょう ひと ちいき く  
 障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちである  
 おも ほごしゃ わりあい ねんどまつ めざ  
 と思う保護者の割合が、2020年度末において60%となることを目指しま  
 す。

	2016年度 ねんど	2020年度 ねんど
しょう ひと ちいき く 障がいのある人にとって地域で暮らし やすいまちであると思う障がいのある人の わりあい 割合	52.4%	60%
しょう こ ちいき く 障がいのある子どもにとって地域で暮ら しやすいまちであると思う保護者の割合 (新規 しんき)	35.3%	60%

※札幌市が実施するアンケート調査  
 さっぽろし じっし あんけーとちょうさ

## 2 訪問系サービス量の見込み

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわらず充実させていきます。

※ 訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○時間／月：月間のサービス提供時間数

### (1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）【介護給付】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	4,090	4,260	4,440
時間／月	83,890	87,560	91,380

### (2) 重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	400	420	440
時間／月	111,350	120,750	131,280

(3) 同行援護 【介護給付】

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	510	530	550
時間／月	11,590	12,240	13,000

(4) 行動援護 【介護給付】

知的又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	770	810	850
時間／月	13,830	14,750	15,730

(5) 重度障害者等包括支援 【介護給付】

常時介護を必要とする人であって、介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	1	1	1
時間／月	640	640	640

### 3 日中活動系サービス量の見込み

障がいしょうがいの種別しゅべつにかかわらず、地域ちいきでいきいきと生活せいかつすることができるよう、日中活動系サービスにっちゅうかつどうけいさーびを充実じゅうじつさせていきます。

※ 日中活動系サービスにっちゅうかつどうけいさーびの見込量みこみりょうは、各年度かくねんどにおける1か月げつあたりの総量そうりょうを見込んだものであり、単位たんいの考え方かんがは次かたのとおりです。

○利用人数りょうにんすう：月間げっかんの利用人数りょうにんすう（実人数じつにんすう）

○人日／月にんにちつき：月間げっかんのサービス提供日数さーびすていきょうにっすう

#### (1) 生活介護せいかつかいご 【介護給付かいごきゅうふ】

常時介護じょうじかいごを必要ひつようとする人ひとに対し、主に昼間おちひるまにおいて、障害者支援しょうがいしゃしえん施設しせつなどで入浴にゅうよく、排せつはい、食事しょくじの介護等かいごとうを行うとともに、創作的そうさくてき活動かつどう又は生産活動せいさんかつどうの機会きかいを提供ていきょうします。

単位 <small>たんい</small>	2018年度 <small>ねんど</small>	2019年度 <small>ねんど</small>	2020年度 <small>ねんど</small>
利用人数 <small>りょうにんすう</small>	5,000	5,090	5,180
人日／月 <small>にんにちつき</small>	102,530	104,890	107,240

(2) 自立訓練（機能訓練） 【訓練等給付】

身体障がいのある人を対象に、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	6	6	6
人日／月	90	90	90

(3) 自立訓練（生活訓練） 【訓練等給付】

知的又は精神障がいのある人を対象に、生活能力の維持・向上などのため、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための支援を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	180	190	200
人日／月	2,860	3,000	3,140

(4) 宿泊型自立訓練 【訓練等給付】

生活能力の維持・向上などのため、一定期間、居室その他の設備を提供し、家事などの日常生活能力の向上のための支援を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	60	60	60
人日/月	1,720	1,720	1,720

(5) 就労移行支援 【訓練等給付】

一般企業などでの就労を希望する65歳未満の人に、就労に必要な知識及び能力の向上のため、一定期間、事業所内や企業における生産活動などの機会の提供を行うとともに、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	790	800	810
人日/月	14,260	14,440	14,620



(6) 就労継続支援（A型） 【訓練等給付】

一般就労が困難な65歳未満の人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	2,130	2,250	2,370
人日/月	42,910	45,300	47,690

(7) 就労継続支援（B型） 【訓練等給付】

一般就労が困難な人に対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会の提供を行うとともに、就労に関わる支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	6,300	6,810	7,320
人日/月	112,520	121,870	131,220

(8) 就労定着支援 【訓練等給付】(新規)

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した人に対して、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	360	460	540

(9) 療養介護 【介護給付】

医療と常時の介護を必要とする人のうち、次のいずれかに該当する人に、身体能力・日常生活能力の維持・向上のため、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

◆筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人

◆筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上の人

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	300	300	300

(10) <sup>たんきにゆうしょ</sup>短期入所（<sup>しよーとすてい</sup>ショートステイ）<sup>ふくしがた</sup>福祉型 **【<sup>かいごきゆうふ</sup>介護給付】**

<sup>かいご</sup>介護する人が<sup>ひと</sup>病気の<sup>びょうき</sup>場合などに、<sup>しょうがいしゃしえんしせつどう</sup>障害者支援施設等において  
<sup>たんきかん</sup>短期間、<sup>にゆうよく</sup>入浴、<sup>はい</sup>排せつ、<sup>しょくじ</sup>食事の<sup>かいご</sup>介護などの<sup>にちじょうせいかつじょう</sup>日常生活上の<sup>しえん</sup>支援を<sup>おこな</sup>行  
 います。

<sup>たんい</sup> 単位	<sup>ねんど</sup> 2018年度	<sup>ねんど</sup> 2019年度	<sup>ねんど</sup> 2020年度
<sup>りょうにんすう</sup> 利用人数	1,020	1,180	1,360
<sup>にんにち</sup> 人日/ <sup>つき</sup> 月	7,190	8,060	9,050

(11) <sup>たんきにゆうしょ</sup>短期入所（<sup>しよーとすてい</sup>ショートステイ）<sup>いりょうがた</sup>医療型 **【<sup>かいごきゆうふ</sup>介護給付】**

<sup>かいご</sup>介護する人が<sup>ひと</sup>病気の<sup>びょうき</sup>場合などに、<sup>びょういん</sup>病院・<sup>しんりょうじょ</sup>診療所・<sup>かいごろうじんほご</sup>介護老人保護  
<sup>しせつどう</sup>施設等において<sup>たんきかん</sup>短期間、<sup>にゆうよく</sup>入浴、<sup>はい</sup>排せつ、<sup>しょくじ</sup>食事の<sup>かいご</sup>介護などの<sup>にちじょうせいかつ</sup>日常生活  
<sup>じょう</sup>上の<sup>しえん</sup>支援を<sup>おこな</sup>行います。

<sup>たんい</sup> 単位	<sup>ねんど</sup> 2018年度	<sup>ねんど</sup> 2019年度	<sup>ねんど</sup> 2020年度
<sup>りょうにんすう</sup> 利用人数	180	210	240
<sup>にんにち</sup> 人日/ <sup>つき</sup> 月	1,170	1,320	1,480

#### 4 居住系サービス量の見込み

地域における居住の場としてのグループホームについて、その運営を行う社会福祉法人などに必要な支援を行い充実を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援などの推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

※ 居住系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○人日/月：月間のサービス提供日数

##### (1) 自立生活援助 【訓練等給付】（新規）

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅の訪問や、利用者からの相談に応じるなど、本人の意思を尊重した地域生活を支援します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	250	290	330
人日/月	3,030	3,220	3,420

(2) 共同生活援助 【訓練等給付】

主に夜間において、グループホーム内での入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	3,030	3,220	3,420
定員数	3,217	3,426	3,642

(3) 施設入所支援 【介護給付】

主に夜間において、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	2,050	2,030	2,010

## 5 相談支援サービス量の見込み

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実させていきます。

※ 相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

### (1) 計画相談支援

サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

	たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	りようにんすう 利用人数	6,477	7,501	8,698

### (2) 地域相談支援

住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する支援を行います。

	たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
ちいきいこうしえん 地域移行支援	りようにんすう 利用人数	12	14	16
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	りようにんすう 利用人数	35	35	35

## 6 障害児支援サービス量の見込み

障がいのある子どもの発達を支援するため、児童福祉法に基づく障がい児支援を充実させていきます。

※ 障害児支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○利用人数：月間の利用人数（実人数）

○人日／月：月間のサービス提供日数

### (1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	3,800	4,140	4,480
人日／月	46,710	51,210	55,710

### (2) 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	60	60	60
人日／月	470	470	470

ほうかごとうでいさーびす  
**(3) 放課後等デイサービス**

せいかつのもうりよく こうじょう ひつよう くんれん ちいき こうりゆうそくしん  
 生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のため  
 しえん おこな  
 の支援などを行います。

たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
りょうにんすう 利用人数	5,570	6,220	6,870
にんにち つき 人日/月	63,340	71,340	79,340

ほいくしよとうほうもんしえん  
**(4) 保育所等訪問支援**

せんもんしよくいん ほいくしよ ほうもん しゅうだん せいかつ ひつよう くんれん  
 専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練  
 すたっふ じよげん おこな  
 やスタッフへの助言などを行います。

たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
りょうにんすう 利用人数	60	70	80
にんにち つき 人日/月	80	90	100

きょたくほうもんがたじどうはったつしえん しんき  
**(5) 居宅訪問型児童発達支援（新規）**

せんもんしよくいん きょたく ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ  
 専門職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の  
 しどう しゅうだんせいかつ てきおうくんれん おこな  
 指導、集団生活への適応訓練などを行います。

たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
りょうにんすう 利用人数	50	55	60
にんにち つき 人日/月	550	605	660



**(6) 福祉型障害児入所支援**

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	652	652	652

**(7) 医療型障害児入所支援**

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練のほか、治療などを行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	820	820	820

**(8) 障害児相談支援**

障害児通所支援の支給決定における障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
障害児相談支援	利用人数	2,787	3,379	3,971

## 7 発達障がい者支援

発達障がい者支援法に基づき、発達障がいに対する正しい理解の促進、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

### (1) 発達障がい者支援センターによる相談

発達障がいに関する専門的な相談、支援が必要な人に対し、発達障がい者支援センターにおいて、発達、就労等に関する相談を実施します。

たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
そうだんけんすう 相談件数	740	740	740

(2) 発達障害者支援センターによる機関支援、研修等

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法などの関係機関に対し、発達障害に関する専門的な助言などの機関支援を行います。特に、発達障害者地域支援マネージャーは、二次障害や行動障害があるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

見た目では分かりづらい発達障害の特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
関係機関への 助言件数	1,200	1,200	1,200
外部機関や 地域住民への 研修、啓発 件数	290	290	290

## 8 地域生活支援事業のサービス量の見込み

### (1) 概要

地域生活支援事業は、障がいのある人がその持っている能力や適性に  
応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の实情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

### (2) 実施主体

地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援事業に分かれます。

札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体などに委託して実施します。

### (3) 札幌市における地域生活支援事業のメニュー

地域生活支援事業では、全ての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。

札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘案し、以下の事業を展開していきます。

ちいきせいかつしえんじぎょういちらん ひつすじぎょう  
**地域生活支援事業一覧 (必須事業)**

りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業	
じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業
	きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター
	しちやうそんそうだんしえんきのうきやうかじぎょう 市町村相談支援機能強化事業
	じゅうたくにゅうきやどうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業
せいねんこうけんせいどりやうしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	
せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう 成年後見制度法人後見支援事業	
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業
	ようやくひっきしゃはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業
	しゅわつうやくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業
にちじょうせいかつやうぐきゅうぶじぎょう 日常生活用具給付事業	
しゅわほうしいんやうせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	
ちいきかつどうしえんせんたーきのうきやうかじぎょう 地域活動支援センター機能強化事業	
はつたつしょうがいしゃしえんせんたーうんえいじぎょう 発達障害者支援センター運営事業	
しょう じどうりやういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業	
せんもんせい たか いしそつうしえん 専門性の高い意思疎通支援	しゅわつうやくしゃやうせいけんしゅうじぎょう 手話通訳者養成研修事業
おこなものやうせいけんしゅうじぎょう を行う者の養成研修事業	ようやくひっきしゃやうせいけんしゅうじぎょう 要約筆記者養成研修事業
	もう しゃつうやく かいじょいんやうせいけんしゅうじぎょう 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

<small>せんもんせい たか い し そつう しえん</small> <b>専門性の高い意思疎通支援</b> <small>おこなうもの はけんじぎょう</small> <b>を行う者の派遣事業</b>	<small>しゅわつうやくしゃはけんじぎょう</small> <b>手話通訳者派遣事業</b>
	<small>ようやくひっぎしゃはけんじぎょう</small> <b>要約筆記者派遣事業</b>
	<small>もう しゃ む つうやく かいじょいんはけんじぎょう</small> <b>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</b>
<small>こういきてき しえんじぎょう</small> <b>広域的な支援事業</b>	<small>せいしんしょう しゃちいぎせいかつしえんこういきちようせいとうじぎょう</small> <b>精神障がい者地域生活支援広域調整等事業</b>
	<small>ちいきいこう ちいきせいかつしえんじぎょう</small> <b>地域移行・地域生活支援事業</b>
	<small>さいがいはけんせいしんいりようち - むたいせいせいびじぎょう</small> <b>災害派遣精神医療チーム体制整備事業</b>
	<small>はつたつしょうがいしゃしえんちいききょうぎかい たいせいせいび</small> <b>発達障害者支援地域協議会による体制整備</b> <small>じぎょう</small> <b>事業</b>

ちいきせいかつしえんじぎょういちらん にんいじぎょう  
**地域生活支援事業一覧（任意事業）**

ふくしほ - む うんえい 福祉ホームの運営		
にゅうよくさ - び すじぎょう 訪問入浴サービス事業		
せいかつしえんじぎょう 生活支援事業	せいかつくんれんとう 生活訓練等 じぎょう 事業	ちゅうとしつめいしゃしゃかいてきおうくんれんじぎょう 中途失明者社会適応訓練事業 ちょうかくしょう しゃしゃかいせいかつきょうしつ 聴覚障がい者社会生活教室
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業		
しゃかいさんかしえん 社会参加支援	てんじ こえ 点字・声の こうほう とう はっこう 広報等発行 じぎょう 事業	てんじ こえ はっこう 点字さっぽろ・声のさっぽろ発行 てんじそくじねっとわーくじぎょう 点字即時ネットワーク事業 (⇒186ページ参照) ペーじさんしょう
	ほうしいんようせい 奉仕員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	てんやくほうしいんようせいじぎょう 点訳奉仕員養成事業 ろうどくほうしいんようせいじぎょう 朗読奉仕員養成事業
	じどうしゃうてんめんきよしゆとく かいぞうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業	
	た しゃかい その他社会 さんかしえん 参加支援	しょう しゃ そうだんうんえいじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業 しょう しゃあいていさぼーとせんたーうんえいじぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事業

※ ちいきせいかつしえんじぎょう サービス見込み量にかか たんい かんが なた つぎ  
 地域生活支援事業のサービス見込量に係る単位の考え方は次のとおりです。

りょうにんすう げっかん りょうにんすう じつにんすう  
 ○利用人数：月間の利用人数（実人数）

の りょうにんすう ねんかん そうりょうけんすう  
 ○延べ利用人数：年間の総利用件数

の りょうじかん ねんかん そうりょうじかん  
 ○延べ利用時間：年間の総利用時間

**ア 理解促進研修・啓発事業**

地域住民に対して、障がいのある人などに対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
実施の有無	あり	あり	あり

**イ 自発的活動支援事業**

障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して、必要な支援を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
実施の有無	あり	あり	あり

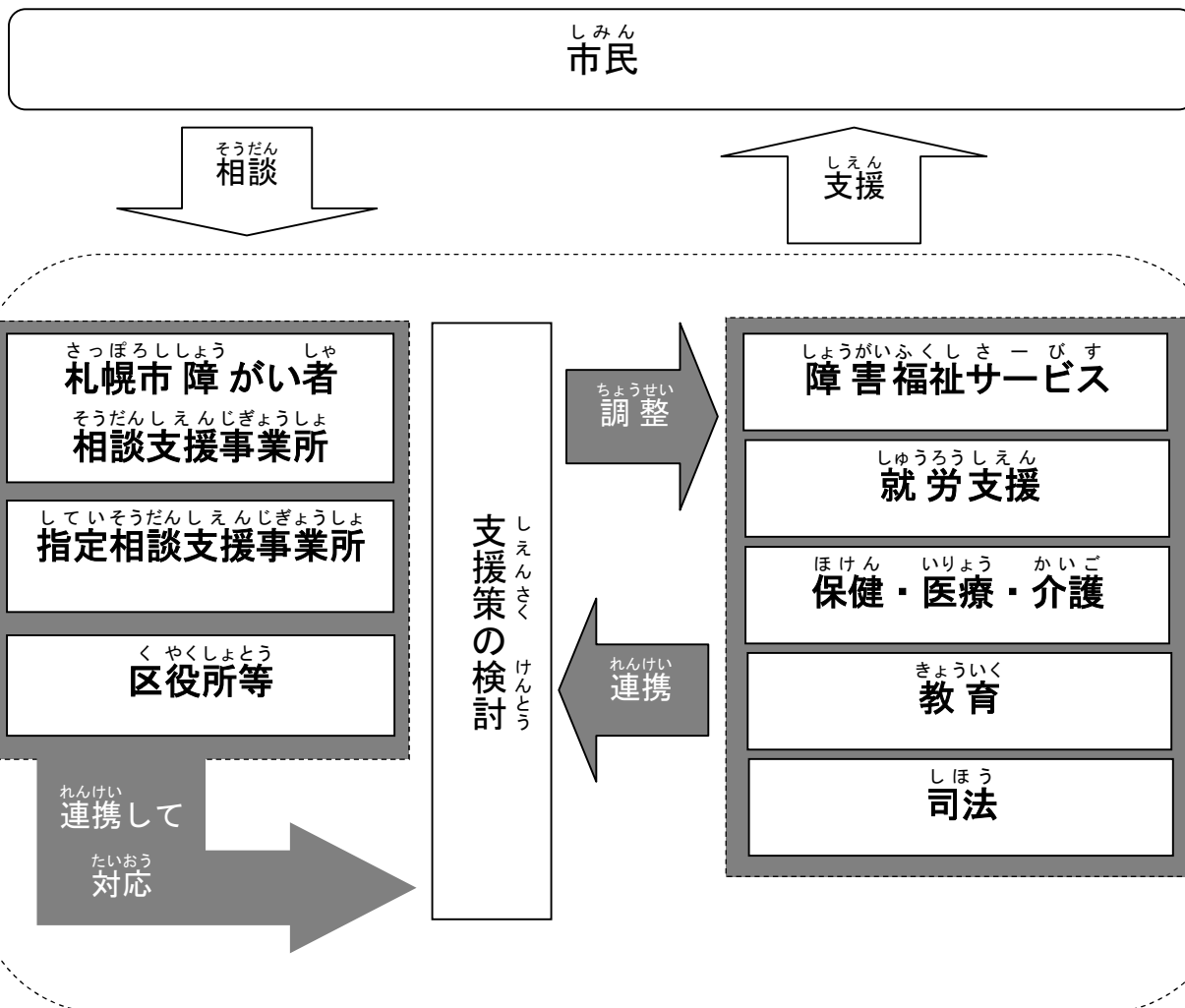
**ウ 相談支援事業**

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
障がい者相談支援事業	箇所数	20	20	20
基幹相談支援センター	設置の有無	あり	あり	あり
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり	あり



そうだん しえん  
相談と支援のイメージ



**エ 成年後見制度利用支援事業**

成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がいのある人、精神障がいのある人について、市長が申立てを行い、費用を負担して成年後見制度の利用を支援します。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
実利用人数	5	5	5

**オ 成年後見制度法人後見支援事業**

身寄りのない人が判断能力を欠く状態になり、市長が法定後見の申立てを実施したケースのうち、十分な資産がないなど一部のケースについて、法人として成年後見人を受任し、本人に代わって法律行為を行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
実施の有無	あり	あり	あり

## カ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣し、意思疎通を支援します。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者 はけんじぎょう 派遣事業	りょうにんすう 利用人数	629	638	647
ようやくひっきしゃ 要約筆記者 はけんじぎょう 派遣事業	りょうにんすう 利用人数	52	53	54
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者 せっちじぎょう 設置事業	つうやくしゃすう 通訳者数 せんじゅう とうろくしゃすう (専従+登録者数)	60	60	60

キ **日常生活用具給付事業**

にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう  
 しょう 障がいのあるひとに、じりつせいかつしえんようぐとう きゅうふい おこな  
 自立生活支援用具等の給付を行います。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	けんすう 件数  (※)	220	236	252
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具		622	590	561
ざいたくりょうようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具		407	395	383
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具		403	391	379
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具		39,126	41,082	43,136
きょたくせいかつどうさほじょようぐ じゅうたくかいしゅうひ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		125	130	135

※ けんすう ねんかん そうきゅうふけんすう  
 件数：年間の総給付件数

ク **手話奉仕員養成研修事業**

しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう  
 ちょうかくしょう 聴覚障がいのあるひとなどのいしそつうしえん ひつよう しゅわほうしいん  
 必要の手話奉仕員を  
 ようせい  
 養成します。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
しゅうりょう みこ しゃすう 修了見込み者数	301	303	303

**ケ 移動支援事業**

屋外での移動が困難な障がいのある人などに、外出のための支援をおこないます。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数	3,200	3,260	3,320
延べ利用時間数	351,190	359,850	368,720

**コ 地域活動支援センター機能強化事業**

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などをおこなう地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある人の地域生活の支援を促進します。

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
基礎的事業	箇所数	51	50	49
	利用人数	592	580	568

**サ 発達障害者支援センター運営事業**

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障がいのある人やその家族に対する支援を総合的に行います。

単位	2018年度	2019年度	2020年度
箇所数	1	1	1
利用人数	840	840	840

シ 障がい児等療育支援事業

障がいのある人やその家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、  
保育所等への療育指導や療育支援を行います。

たんい 単位	2018年度 ねんど	2019年度 ねんど	2020年度 ねんど
サービス提供 事業所数	5	5	5

ス 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者・要約筆記者を養成し  
ます。

	たんい 単位	2018 ねんど 年度	2019 ねんど 年度	2020 ねんど 年度
手話通訳者 養成研修事業	修了見込み者数 (登録見込み者数)	15 (4)	15 (4)	15 (4)
要約筆記者 養成研修事業	修了見込み者数 (登録見込み者数)	10 (5)	10 (5)	10 (5)
盲ろう者向け 通訳・介助員 養成研修事業	修了見込み者数 (登録見込み者数)	10 (0)	10 (3)	10 (0)

セ **もう しゃむ つうやく かいじょいんはけんじぎょう**  
**盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業**

もう しゃ じりつ しゃかいさんか はか こみゅにけーしょん およ いたう  
 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動  
 しえん おこな もう しゃむ つうやく かいじょいん はけん  
 の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
りようにんすう 利用人数	716	719	722

ソ **せいしんしょう しゃちいきせいかつしえんこういきちようせいとうじぎょう**  
**精神障がい者地域生活支援広域調整等事業**

① **ちいきいこう ちいきせいかつしえんじぎょう**  
**地域移行・地域生活支援事業**

せいしんしょう ひと してん じゅうし しえん じゅうじつ かんてん  
 精神障がいのある人の視点を重視した支援を充実させる観点や  
 にゅういんちゅう せいしんしょう しゃ たいいん む いよく かんき かんてん び  
 入院中の精神障がい者の退院に向けた意欲を喚起する観点から、ピ  
 あさぼーと かつよう  
 アサポートを活用します。

	たんい 単位	2018 ねんど 年度	2019 ねんど 年度	2020 ねんど 年度
ちいきいこう ちいきせいかつ 地域移行・地域生活 しえんじぎょう 支援事業	びあさぼーと ピアサポート じゅうじしやすう 従事者数	2	2	2

② さいがい はけんせいしんいりょうち - むたいせいせいびじぎょう  
 災害派遣精神医療チーム体制整備事業

しぜんさいがいとう きんきゅうじ ひさいちいき せいしんほけんいりょうに - ず  
 自然災害等の緊急時において、被災地域の精神保健医療ニーズの  
 はあく た ほけんいりょうたいせい れんけい かくしゅかんけいきかんと まね - じめんと  
 把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等のマネージメント、  
 せんもんせい たか せいしんかいらいよう ていきよう せいしんほけんかつどう しえん おこな  
 専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うため、  
 うんえいいいんかい かいさいとう さいがい はけんせいしんいりょうち - む ていぱつと  
 運営委員会の開催等により災害派遣精神医療チーム（DPAT）の  
 たいせい せいび  
 体制を整備します。

たいていせいせいび ほっかいとう れんけい こういきてき じっし はか  
 なお、体制整備にあたり、北海道と連携して、広域的な実施を図り  
 ます。

	たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
さいがい はけんせいしんいりょうち 災害派遣精神医療チ - むたいせいせいびじぎょう ーム体制整備事業	うんえい いいん 運営委員 かい かいさい 会の開催 すう 数	1	1	1

タ へつたつしょうがいしゃしえんちいききょうぎかい たいせいせいびじぎょう  
 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

いりょう ほけん ふくし きょういく ろうどうとう かんけいきかん こうせい きょうぎかい せっち  
 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関で構成する協議会を設置  
 かんけいきかん れんけい きんみつが しえんたいせい せいび かん きょうぎ おこな  
 し、関係機関の連携の緊密化、支援体制の整備に関する協議を行い、  
 しえんたいせい じゅうじつ はか  
 支援体制の充実を図ります。

※ さっぽろし へいせい ねんど さっぽろしはつたつしょう しゃしえんかんけいきかんれんらく  
 札幌市では平成17年度から「札幌市発達障がい者支援関係機関連絡  
 かいぎ じっし  
 会議」として実施しています。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
きょうぎかい かいさいすう 協議会の開催数	8	8	8



## チ 福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行います。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
ていいん 定員	37	37	37

## ツ 訪問入浴サービス事業

入浴業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
りょうにんすう 利用人数	118	125	133
のりょうにんすう 延べ利用人数	6,962	7,375	7,860

## テ 生活訓練等事業

障がいのある人などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

	たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
ちゅうと しつめいしゃ しゃかい てきおう 中途 失明者 社会 適応 くんれんじぎょう 訓練事業	のりょうにんすう 延べ利用人数	828	828	828
ちょうかくしょう しゃ しゃかい 聴覚障がい者 社会 せいかつきょうしつかいさいじぎょう 生活教室 開催事業	のりょうにんすう 延べ利用人数	632	632	632

ト 日中一時支援事業

障がいのある人などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために、障がいのある人などを一時的に預かり介護します。

たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
りょうにんすう 利用人数	865	857	850
の りょうにんすう 延べ利用人数	36,681	38,813	41,068
かしょすう 箇所数	65	65	65

ナ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音訳その他障がいのある人に分かりやすい方法により、広報さっぽろの情報など、障がいのある人が地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に提供します。

たんい 単位	たんい 単位	2018年度	2019年度	2020年度
てんじ 点字さっぽろ・ こえ はっこう 声の発行	りょうしゃすう 利用者数	684	684	684
てんじそくじねっと 点字即時ネット わーくじぎょう ワーク事業	の りょう 延べ利用 にんすう 人数	5,340	5,340	5,340

## 二 奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人などの意思疎通支援に必要な点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
点訳奉仕員 養成事業	修了見込み者数	90	100	100
朗読奉仕員 養成事業	修了見込み者数	150	150	150

※ 人数：養成事業の受講人数（実人数）

の 延べ人数：養成事業の年間総受講件数

## 又 自動車運転訓練費・改造補助事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	単位	2018年度	2019年度	2020年度
運転訓練	利用人数	18	17	17
改造補助	利用人数	32	31	29

ネ 障がい者あんしん相談運営事業

障がいのある人の権利擁護に係る相談等に応じるため、常設相談窓口を設置し、専門的な相談に応じるほか、専門機関への情報提供を行います。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
かしょすう 箇所数	1	1	1

ノ 障がい者ITサポートセンター運営事業

障がいのある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の向上を図るため、障がい者ITサポートセンターを拠点として、ITを活用した障がいのある人の社会参加促進を図ります。

たんい 単位	ねんど 2018年度	ねんど 2019年度	ねんど 2020年度
じっし 実施の有無	あり	あり	あり

## 9 サービス見込量等確保のための主な方策

障害福祉サービス等については、国の基本指針等の内容も踏まえた上で、以下の視点に立って、必要なサービス等を提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

- ◆ 障がい種別にかかわらず、障がい特性に応じた質の高いサービスを提供するため、事業者の参入を促進し、引き続きサービス基盤の整備に努めます。
- ◆ それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援を提供するため、先駆的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを行います。
- ◆ 円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図ります。
- ◆ サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
- ◆ 地域での居住の場となるグループホームについて、事業者と協働し、設置を推進します。
- ◆ 地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業など、地域生活支援事業の多彩なメニューを引き続き実施します。

## 第7章 さっぽろ障がい者プラン2018の評価・見直し

### 1 P D C Aサイクルについて

P D C Aサイクルとは、業務の改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の順に実施していくものです。

さっぽろ障がい者プラン2018についても、このP D C Aサイクルにより、評価・見直しを行います。

### 2 P D C Aサイクルの実施

#### (1) 計画 (Plan)

国の計画や基本指針等に基づき、障がいのある人や、関係者、市民のご意見をお聴きしながらさっぽろ障がい者プラン2018を策定します。

#### (2) 実行 (Do)

作成したさっぽろ障がい者プラン2018を、障がいのある人も含め、広く市民に周知するとともに、関係部局とも連携しながら、目標等の達成に向けて施策を推進します。

#### (3) 評価 (Check)

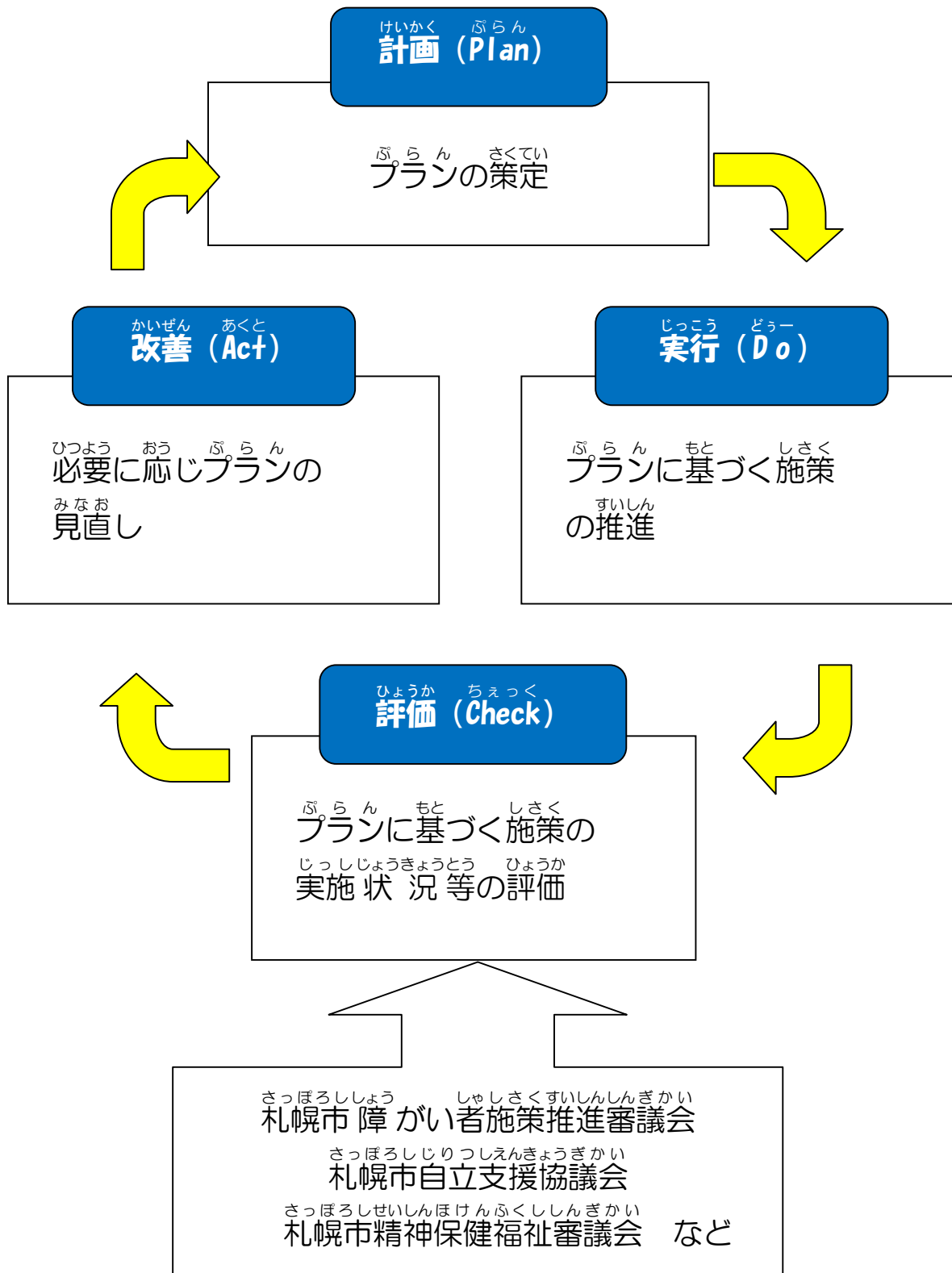
さっぽろ障がい者プラン2018に基づく施策の実績や達成状況等について、札幌市施策推進審議会、札幌市自立支援協議会、精神保健福祉審議会等の関係機関に報告し、中間評価を行います。

#### (4) 改善 (Act)

中間評価の結果等を受け、関係機関の意見等も踏まえながら、必要

おう しさく みなお しんきしさく ついか けいかく みなお おこな  
に<sup>おう</sup>応じ、<sup>しさく</sup>施策の<sup>みなお</sup>見直しや<sup>しんきしさく</sup>新規<sup>ついか</sup>施策の追加など、<sup>けいかく</sup>計画の<sup>みなお</sup>見直しを<sup>おこな</sup>行いま  
す。

びーでいーしーえーさーいーくーる いめーじ  
**P D C A サイクルのイメージ**





## だい しょう しりょうへん 第8章 資料編

### 1 検討体制

市役所内部での検討のほか、障がい当事者や家族の人、障がい者団体の人、福祉関係者、有識者等で構成する「さっぽろ障がい者プラン見直しに係る計画検討部会」を設置し、様々な意見を伺ってきました。

また、札幌市障がい者施策推進審議会、札幌市自立支援協議会等の附属機関からも意見を伺ってきました。

※ 「さっぽろ障がい者プラン見直しに係る計画検討部会」の委員名簿は⇒156ページに掲載しています。

### 2 障がい児者実態等調査

計画の策定や障がい福祉施策の検討のための基礎資料等とすることを目的に、障がい児・者の生活や活動状況、障害福祉サービス等の利用状況などについて、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果については、別途、報告書としてまとめました。  
実施期間：平成28年（2016年）11月16日から12月7日まで

### 3 意見交換会等の開催

#### (1) 市内主要障がい者団体との意見交換

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい及び難病の主な団体と、合計3回（2017年8月29日、9月12・13日）の意見交換会を行いました。

#### (2) 市民懇談会の開催

さっぽろ障がい者プラン2018の全体構成案等を中心に、広く市民

たいしょう  
を対 象として 2017年 9月 17日 に懇談会 を開催 しました。

さんこう かいぎとう けんとう けいか  
(参考 1) 会議等における検討の経過

ねん 2016年	がつ 10月	さっぽろししょう しゃしやくすいしんしんぎかい 札幌市 障がい者施策推進審議会 (実態調査実施概要等について審議)
	がつ 11月	さっぽろしじりつしえんきょうぎかい 札幌市自立支援協議会 (実態調査実施概要等について審議)
		さっぽろしせいしんほけんふくししんぎかい 札幌市精神保健福祉審議会 (実態調査実施概要等について審議)
		しょう じしゃじつたいとうちょうさ あんけーとちょうさ 障がい児者実態等調査 (アンケート調査)
ねん 2017年	がつ 3月	さっぽろししょう しゃしやくすいしんしんぎかい 札幌市 障がい者施策推進審議会 (実態調査結果報告、計画の構成、策定スケジュール、計画検討部会の設置等について審議)
		さっぽろしせいしんほけんふくししんぎかい 札幌市精神保健福祉審議会 (実態調査結果報告、策定体制、計画の構成、策定スケジュール等について審議)
	がつ 4月	さっぽろしじりつしえんきょうぎかい 札幌市自立支援協議会 (実態調査結果報告、策定体制、計画の構成、策定スケジュール等について審議)
	がつ 6月	さっぽろ しょう しゃぶらん みなお かか けいかく さっぽろ 障がい者プランの見直しに係る計画 けんとうぶかい けいかく こうせい けんとうす けじゅーるとう 検討部会 (計画の構成、検討スケジュール等について審議)

- 7月 <sup>がつ</sup> さっぽろ <sup>しょう</sup> 障がい者 <sup>しゃぶらん</sup> プラン <sup>みなお</sup> の見直し <sup>かか</sup> に係る <sup>けいかく</sup> 計画  
<sup>けんとうぶかい</sup> 検討部会 <sup>けいかく</sup> (計画 <sup>こうせい</sup> の構成 <sup>けんとう</sup>、検討 <sup>すけじゅー</sup> スケジュール <sup>る</sup>、市民 <sup>しみん</sup>  
<sup>いけん</sup> 意見 <sup>ちょうしゅほうほうとう</sup> の聴取 <sup>しんぎ</sup> 方法等 <sup>しんぎ</sup> について <sup>しんぎ</sup> 審議)
- さっぽろ <sup>せいしんほけんふくししんぎかい</sup> 札幌市 <sup>せいしんほけんふくししんぎかい</sup> 精神保健福祉 <sup>しんぎ</sup> 審議会  
(計画 <sup>けいかく</sup> の構成 <sup>こうせいとう</sup> 等 <sup>しんぎ</sup> について <sup>しんぎ</sup> 審議)
- 8月 <sup>がつ</sup> さっぽろ <sup>しょう</sup> 障がい者 <sup>しゃぶらん</sup> プラン <sup>みなお</sup> の見直し <sup>かか</sup> に係る <sup>けいかく</sup> 計画  
<sup>けんとうぶかい</sup> 検討部会 <sup>けいかく</sup> (計画 <sup>ほんぶんあんとう</sup> の本文 <sup>しんぎ</sup> 案等 <sup>しんぎ</sup> について <sup>しんぎ</sup> 審議)
- 9月 <sup>がつ</sup> さっぽろ <sup>しょう</sup> 障がい者 <sup>しゃぶらん</sup> プラン <sup>みなお</sup> の見直し <sup>かか</sup> に係る <sup>けいかく</sup> 計画  
<sup>けんとうぶかい</sup> 検討部会 <sup>けいかく</sup> (計画 <sup>ほんぶんあん</sup> の本文 <sup>せいかもくひょう</sup> 案、成果 <sup>しょうがいふくし</sup> 目標 <sup>しょうがいふくし</sup>、障害 <sup>しょうがいふくし</sup> 福祉 <sup>しょうがいふくし</sup>  
<sup>さーびすとう</sup> サービス <sup>みこみりょう</sup> 等 <sup>しんぎ</sup> の見込 <sup>しんぎ</sup> 量 <sup>しんぎ</sup> について <sup>しんぎ</sup> 審議)
- 10月 <sup>がつ</sup> さっぽろ <sup>ししょう</sup> 札幌市 <sup>しゃしさくすいしんしんぎかい</sup> 障がい者 <sup>しゃしさくすいしんしんぎかい</sup> 施策 <sup>しゃしさくすいしんしんぎかい</sup> 推進 <sup>しゃしさくすいしんしんぎかい</sup> 審議会  
<sup>けいかくあん</sup> (計画 <sup>しんぎ</sup> 案 <sup>しんぎ</sup> について <sup>しんぎ</sup> 審議)
- さっぽろ <sup>しじりつしえんきょうぎかい</sup> 札幌市 <sup>しじりつしえんきょうぎかい</sup> 自立 <sup>しじりつしえんきょうぎかい</sup> 支援 <sup>しじりつしえんきょうぎかい</sup> 協議 <sup>しじりつしえんきょうぎかい</sup> 会  
<sup>けいかくあん</sup> (計画 <sup>しんぎ</sup> 案 <sup>しんぎ</sup> について <sup>しんぎ</sup> 審議)
- 障がい者 <sup>しょう</sup> 保健 <sup>しゃほけんふくしぶかい</sup> 福祉 <sup>しゃほけんふくしぶかい</sup> 部会 <sup>しょう</sup> 【庁内 <sup>しょう</sup> 会議 <sup>しょう</sup>】  
<sup>けいかくあん</sup> (計画 <sup>けんとう</sup> 案 <sup>けんとう</sup> の検討 <sup>けんとう</sup>)
- 11月 <sup>がつ</sup> ほけんふくし <sup>ししさくそうごうすいしんほんぶ</sup> 保健福祉 <sup>ししさくそうごうすいしんほんぶ</sup> 施策 <sup>ししさくそうごうすいしんほんぶ</sup> 総合 <sup>ししさくそうごうすいしんほんぶ</sup> 推進 <sup>ししさくそうごうすいしんほんぶ</sup> 本部 <sup>ししさくそうごうすいしんほんぶ</sup> ・企画 <sup>きかく</sup> 調整 <sup>きかく</sup> 会議 <sup>きかく</sup>  
<sup>しょうないかいぎ</sup> 【庁内 <sup>しょうないかいぎ</sup> 会議 <sup>しょうないかいぎ</sup>】 (計画 <sup>けいかくあん</sup> 案 <sup>けんとう</sup> の検討 <sup>けんとう</sup>)
- 市長 <sup>しちょう</sup> 副市長 <sup>ふくしちょう</sup> 会議 <sup>しちょう</sup> 【庁内 <sup>しょうないかいぎ</sup> 会議 <sup>しょうないかいぎ</sup>】 (計画 <sup>けいかくあん</sup> 案 <sup>けんとう</sup> の検討 <sup>けんとう</sup>)

さんこう (参考2) さっぽろ しょう しゃぶらん かか けいかくけんとうぶかい いいんめいぼ  
 (参考2) さっぽろ 障がい者プランに係る計画検討部会 委員名簿

	しめい 氏名	しよぞく だんたい どう 所属団体等
1	あさか ひろふみ 浅香 博文	こうえきしゃだんほうじん さっぽろし しんたい しょうがいしゃ ふくし きょうかい 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 かいちょう 会長
2	いとう こうじ 伊藤 光治	とくてい ひ え いりかつどうほうじん さっぽろし せいしん しょうがいしゃ かぞく 特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族 れんごうかい せんむ りじ 連合会 専務理事
3	いしばし たつ お 石橋 達勇	ほっかい がくえん だいがく こうがくぶ きょうじゆ 北海学園大学工学部 教授
4	うえだ まり こ 上田 マリ子	にほん はったつしょうがいねつとわーく ほっかいどう かいちょう 日本発達障害ネットワーク北海道 会長
5	きたがわ さとこ 北川 聡子	しゃかい ふくし ほうじんむぎ こ かい そうごうし せつちよう 社会福祉法人麦の子会 総合施設長
6	しげいずみ とし まさ 重泉 敏聖	しゆうぎよう せいかつ おうえん ぶらざ せんたー ちちよう 就業・生活応援プラザとねっと センター長
7	すぎた まこと 杉田 誠	そうだんしつ かんりしや 相談室こころ ていね 管理者
8	ながい じゆん こ 永井 順子	ほくせい がくえん だいがく しゃかい ふくし がくぶ じゆんきようじゆ 北星学園大学社会福祉学部 准教授
9	はらだ ちよこ 原田 千代子	さっぽろ かい 札幌みんなの会
10	ふじい みゆき 藤井 美雪	いっばんしゃだんほうじん さっぽろし て いくせいかい かいちょう 一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会 会長 ねん がつ (2017年7月まで)
11	まきの じゆんこ 牧野 准子	しょう どうじしゃ こうし かい だいひよう 障がい当事者講師の会すぷりんぐ 代表
12	ますだ やすこ 増田 靖子	いっばん さいだん ほうじん ほっかいどう なんびようれん せんむ りじ 一般財団法人北海道難病連 専務理事
13	ながえ ちかこ 長江 睦子	いっばんしゃだんほうじん さっぽろし て いくせいかい ふく かいちょう 一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会 副会長 ねん がつ (2017年8月から)

#### 4 ぱぶりっくこめんとよパブリックコメントで寄せられたいけん意見

ぱぶりっくこめんとけっかパブリックコメント結果をけいさいよてい掲載予定

#### 5 たその他、けいかくあん計画案からのしゅうせいてん修正点

けいかくあん計画案からのしゅうせいてん修正点をけいさいよてい掲載予定

## 6 障がい児・者数

### (1) 身体障がい・知的障がい

(人、%)

	じんこう 人口	しんたいしょう 身体障がい児・者		ちてきしょう 知的障がい児・者	
		てちょうしょじしやすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比	てちょうしょじしやすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比
ちゅうおう 中央	232,224	8,646	3.7	1,368	0.6
きた 北	284,272	12,136	4.3	2,568	0.9
ひがし 東	261,204	11,822	4.5	2,677	1.0
しろいし 白石	211,489	9,111	4.3	2,175	1.0
あつべつ 厚別	127,928	5,733	4.5	1,199	0.9
とよひら 豊平	220,018	8,766	4.0	1,754	0.8
きよた 清田	115,096	4,587	4.0	934	0.8
みなみ 南	139,196	7,125	5.1	1,308	0.9
にし 西	213,411	9,272	4.3	2,037	1.0
ていね 手稲	141,569	6,366	4.5	1,355	1.0
そうすう 総数	1,946,407	83,564	4.3	17,375	0.9

※人口：2017年4月1日現在

※その他：2016年度末現在

せいしんしょう  
**(2) 精神障がい**

にん  
 (人、%)

	じんこう 人口	てちょうしょじしやすう 手帳所持者数	たいじんこうひ 対人口比	じりつしえんいりよう 自立支援医療 じゆきゆうしやすう 受給者数	たいじんこうひ 対人口比
ちゆうおう 中央	232,224	2,937	1.3	4,530	2.0
きた 北	284,272	3,510	1.2	6,064	2.1
ひがし 東	261,204	3,551	1.4	6,129	2.3
しろいし 白石	211,489	3,183	1.5	5,322	2.5
あつへつ 厚別	127,928	1,561	1.2	2,720	2.1
とよひら 豊平	220,018	2,897	1.3	4,813	2.2
きよた 清田	115,096	1,028	0.9	1,937	1.7
みなみ 南	139,196	1,835	1.3	2,752	2.0
にし 西	213,411	2,772	1.3	5,137	2.4
ていね 手稲	141,569	1,514	1.1	2,784	2.0
そうすう 総数	1,946,407	24,788	1.3	42,188	2.2

※人口：2017 年4月1日現在

※その他：2016年度末現在

(3) 身体障がい・障がい等級別

(人、%)

	2014年		2015年		2016年	
	にんすう 人数	こうせいひ 構成比	にんすう 人数	こうせいひ 構成比	にんすう 人数	こうせいひ 構成比
1級	29,250	34.7	29,388	35.0	29,573	35.4
2級	13,784	16.4	13,582	16.1	13,341	16.0
3級	12,370	14.7	12,178	14.5	11,961	14.3
4級	20,467	24.3	20,347	24.2	20,123	24.1
5級	4,598	5.5	4,762	5.7	4,768	5.7
6級	3,752	4.4	3,792	4.5	3,798	4.5
ごうけい 合計	84,221	100.0	84,049	100.0	83,564	100.0

※各年度末現在数



(4) 身体障がい・障がい区分別

(人)

	2014年	2015年	2016年
視覚障がい	4,534	4,480	4,424
聴覚・平衡機能障がい	5,302	5,288	5,278
聴覚	5,230	5,215	5,209
平衡機能	72	73	69
音声・言語・そしゃく機能障がい	811	815	833
肢体不自由	49,415	48,788	48,018
上肢	16,066	15,884	15,645
下肢	27,757	27,456	27,047
体幹	5,255	5,111	4,991
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	337	337	335
上肢機能	188	187	187
移動機能	149	150	148
内部障がい	24,159	24,678	25,011
心臓機能	13,757	14,074	14,304
じん臓機能	5,640	5,794	5,844
呼吸器機能	1,445	1,365	1,317
ぼうこう・直腸機能	2,861	2,966	3,029
小腸機能	151	147	142
免疫機能	203	226	239
肝臓機能	102	106	136
合計	84,221	84,049	83,564

※各年度末現在数

りょういくてちょうしょじしやすう  
**(5) 療育手帳所持者数**

にん  
 (人、%)

	2014年 <sup>ねん</sup>		2015年 <sup>ねん</sup>		2016年 <sup>ねん</sup>	
	にんすう 人数	こうせいひ 構成比	にんすう 人数	こうせいひ 構成比	にんすう 人数	こうせいひ 構成比
えー じゅうど A (重度)	5,557	34.9	5,622	33.7	5,788	33.3
びー ちゅうど B (中度)	3,641	22.9	3,784	22.7	3,836	22.1
びーばー けいど B- (軽度)	6,712	42.2	7,260	43.6	7,751	44.6
ごうけい 合計	15,910	100.0	16,666	100.0	17,375	100.0

かくねん どまつげんざいすう  
 ※各年度末現在数

せいしんしょう しゃてちょうしょじしやすう  
**(6) 精神障がい者手帳所持者数**

にん  
 (人、%)

	2014年 <sup>ねん</sup>		2015年 <sup>ねん</sup>		2016年 <sup>ねん</sup>	
	にんすう 人数	こうせいひ 構成比	にんすう 人数	こうせいひ 構成比	にんすう 人数	こうせいひ 構成比
1 級 <sup>きゅう</sup>	1,390	6.1	1,399	5.9	1,365	1,365
2 級 <sup>きゅう</sup>	12,228	53.4	12,652	53.4	13,079	52.8
3 級 <sup>きゅう</sup>	9,266	40.5	9,664	40.8	10,344	41.7
ごうけい 合計	22,884	100.0	23,715	100.0	24,788	100.0

かくねん どまつげんざいすう  
 ※各年度末現在数

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう じゆきゆうしやすう  
**(7) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数**  
 (人)

	2014 <sup>ねん</sup> 年	2015 <sup>ねん</sup> 年	2016 <sup>ねん</sup> 年
じゆきゆうしやすう 受給者数	39,774	40,895	42,188

かくねん どまつげんざいすう  
 ※各年度末現在数

じぎょうしよすう  
**7 事業所数**

ほうもんけい さーびす  
**(1) 訪問系サービス**

	2015 <sup>ねん</sup> 年	2016 <sup>ねん</sup> 年	2017 <sup>ねん</sup> 年
きよたくかいご 居宅介護	503	523	536
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	492	514	527
じゅうどしょうがいしやとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	2	2	2
こうどうえんご 行動援護	112	110	116
どうこうえんご 同行援護	262	269	279
さんこう いどうしえん (参考) 移動支援	437	445	451

かくねん がつ にちげんざいすう  
 ※各年4月1日現在数

にっちゅうかつどうけいさーびす  
**(2) 日中活動系サービス**

		2015 <sup>ねん</sup> 年	2016 <sup>ねん</sup> 年	2017 <sup>ねん</sup> 年
りょうようかいご 療養介護	じぎょうしょすう 事業所数	3	2	2
	ていいん 定員	376	344	344
せいかつかいご 生活介護	じぎょうしょすう 事業所数	118	125	130
	ていいん 定員	3,449	3,630	3,730
じりつくんれん (きのうくんれん) 自立訓練 (機能訓練)	じぎょうしょすう 事業所数	0	0	0
	ていいん 定員	0	0	0
じりつくんれん (せいかつくんれん) 自立訓練 (生活訓練)	じぎょうしょすう 事業所数	21	23	24
	ていいん 定員	210	226	248
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	じぎょうしょすう 事業所数	63	72	73
	ていいん 定員	837	897	865
しゅうろうけいぞくしえん (えーがた) 就労継続支援 (A型)	じぎょうしょすう 事業所数	93	104	112
	ていいん 定員	1,900	2,053	2,085
しゅうろうけいぞくしえん (びーがた) 就労継続支援 (B型)	じぎょうしょすう 事業所数	221	253	278
	ていいん 定員	4,202	4,914	5,479
たんきにゅうしょ 短期入所	じぎょうしょすう 事業所数	66	68	70
	ていいん 定員	240+	250+	270+
さんこう (にっちゅういちじしえん) (参考) 日中一時支援	じぎょうしょすう 事業所数	66	67	63
	ていいん 定員	597	595	617
さんこう (ちいきかつどうしえんせんたー) (参考) 地域活動支援センター	じぎょうしょすう 事業所数	55	53	52
	ていいん 定員	930	897	883

※各年4月1日現在数。短期入所の定員の「+」は、空床対応の事業所を指す(定員の定めなし。)

きょじゅうけいさーびす  
**(3) 居住系サービス**

		2015年 <sup>ねん</sup>	2016年 <sup>ねん</sup>	2017年 <sup>ねん</sup>
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	じぎょうしよすう 事業所数	145	153	162
	ていいん 定員	2,479	2,680	2,837
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	じぎょうしよすう 事業所数	29	30	30
	ていいん 定員	1431	1,431	1,431

かくねん がつ にちげんざいすう  
 ※各年4月1日現在数

しょうがいじつうしよしえん  
**(4) 障害児通所支援**

		2015年 <sup>ねん</sup>	2016年 <sup>ねん</sup>	2017年 <sup>ねん</sup>
じどうはったつしえん 児童発達支援	じぎょうしよすう 事業所数	210	240	293
	ていいん 定員	2,195	2,662	3,217
ふくしがたじどうはったつしえん 福祉型児童発達支援 せんたー センター	じぎょうしよすう 事業所数	6	7	7
	ていいん 定員	201	231	233
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	じぎょうしよすう 事業所数	3	3	3
	ていいん 定員	100	100	100
ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス	じぎょうしよすう 事業所数	245	281	341
	ていいん 定員	2,590	3,107	3,749
ほいくしよとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	じぎょうしよすう 事業所数	19	23	23

かくねん がつ にちげんざいすう  
 ※各年4月1日現在数

8 第4期障がい福祉計画におけるサービス見込量の進捗状況

(1) 訪問系・居住系・相談サービス

サービス種別		単位	2015年	2016年
訪問系(ほうもんけい)	居宅介護	利用人数	3,622	3,767
		時間/月	73,814	77,003
	重度訪問介護	利用人数	344	362
		時間/月	86,005	94,694
	重度障害者等包括支援	利用人数	0	0
		時間/月	0	0
	行動援護	人数	667	697
		時間/月	11,428	12,161
同行援護	人数	461	479	
	時間/月	9,517	10,390	
居住系(じゅうけい)	共同生活介護 共同生活援助	人/月	2,514	2,688
	施設入所支援	人/月	2,125	2,093
相談(そうだん)	計画相談支援	人	3,406	3,909
	地域移行支援	人/月	8	10
	地域定着支援	人/月	30	30

にっちゅうかつどうけい さーびす  
**(2) 日中活動系サービス**

サービス種別		単位	2015年	2016年
日中活動系(にっちゅうかつどうけい)	療養介護	利用人数	303	301
	生活介護	人数	4,747	4,828
		人日/月	96,093	97,976
	自立訓練 (機能訓練)	利用人数	4	6
		人日/月	60	89
	自立訓練 (生活訓練)	利用人数	132	156
		人日/月	2,293	2,577
	自立訓練 (宿泊型)	利用人数	41	47
		人日/月	1,027	1,270
	就労移行支援	利用人数	799	769
		人日/月	14,343	13,879
	就労継続支援 (A型)	利用人数	1,801	1,891
		人日/月	36,605	38,131
	就労継続支援 (B型)	利用人数	4,783	5,276
人日/月		84,684	93,820	
短期入所 (福祉型)	利用人数	647	755	
	人日/月	5,009	5,645	
短期入所 (医療型)	利用人数	107	145	
	人日/月	752	996	

しょうがいじしえん さーびす  
**(3) 障害児支援サービス**

サービス種別	単位	2015年	2016年
じどうはったつしえん 児童発達支援	にんずう 人数	2,740	3,117
	にんにち つき 人日/月	32,078	37,703
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	りょうにんずう 利用人数	50	55
	にんにち つき 人日/月	378	431
ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス	りょうにんずう 利用人数	3,594	4,280
	にんにち つき 人日/月	38,864	47,343
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	りょうにんずう 利用人数	28	51
	にんにち つき 人日/月	32	67
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	りょうにんずう 利用人数	809	1603
ふくしがたしょうがいじにゆうしょしえん 福祉型障害児入所支援	りょうにんずう 利用人数	711	646
いりょうがたしょうがいじにゆうしょしえん 医療型障害児入所支援	りょうにんずう 利用人数	794	834



ちいきせいかつしえんじぎょう ひっすじぎょう  
**(4) 地域生活支援事業 (必須事業)**

	たんい 単位	ねん 2015年	ねん 2016年
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業			
しょう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業	かしょすう 箇所数	20	20
きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター	せっち うむ 設置の有無	あり	あり
じゅうたくにゅうきょどうしえんじぎょう 住宅入居等支援事業	じっし うむ 実施の有無	あり	あり
せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	じっし うむ 実施の有無	1	1
	じつりようにんすう 実利用人数	1	7
い しそつうしえんしえんじぎょう 意思疎通支援支援事業			
しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業	りようにんすう 利用人数	394	412
ようやくひっきしゃはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業	りようにんすう 利用人数	86	87
しゅわつうやくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業	つうやくしゃすう 通訳者数	62	60
にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業			
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	170	187
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	776	696
ざいたくりょうごとうしえんようぐ 在宅療護等支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	393	433
じょうほう い しそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	306	378
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	きゅうふけんすう 給付件数	34,160	35,488
きょたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	きゅうふけんすう 給付件数	100	99
しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	りようにんすう 利用人数	266	298

	たんい 単位	ねん 2015年	ねん 2016年
いどうしえん 移動支援			
こべつしえんがた 個別支援型	かしょすう 箇所数	437	445
	にんすう 人数	2,985	3,083
	のじかんすう 延べ時間数	316,251	334,537
ちいきかつどうしえんせんたー 地域活動支援センター			
きそてきじぎょう 基礎的事業	かしょすう 箇所数	53	52
	りょうにんすう 利用人数	590	590
はったつしょうがいしゃしえんせんたー 発達障害者支援センター うんえいじぎょう 運営事業	かしょすう 箇所数	1	1
	りょうにんすう 利用人数	810	830
しょうじどうりょういくしえんじぎょう 障がい児等療育支援事業	かしょすう 箇所数	5	5
せんもんせい たか い しそつうしえん おこな もの ようせいけんしゅうじぎょう 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業			
しゅわつうやくしゃようせいけんしゅうじぎょう 手話通訳者養成研修事業	にんすう 人数	0	14
ようやくひつきしゃようせいけんしゅうじぎょう 要約筆記者養成研修事業	にんすう 人数	19	5

ちいきせいかつしえんじぎょう にんいじぎょう  
**(5) 地域生活支援事業 (任意事業)**

	たんに 単位	ねん 2015年	ねん 2016年
ふくしほ - む 福祉ホーム	ていいん 定員	37	37
しんたいしょうがいしゃにゆうよくさ - び、すじぎょう 身体障害者入浴サービス事業	りょうにんすう 利用人数	106	119
	の にんすう 延べ人数	5,994	7,037
きゅうしんたいしょうがいしゃじりつしえんじぎょうりようしゃしえんじぎょう 旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業 (H19までは、身体障害者自立支援事業)	りょうにんすう 利用人数	6	6
せいかつしえんじぎょう 生活支援事業			
せいかつくねんとうじぎょう 生活訓練等事業			
ちょうかくしょう しやしやかいせいかつきょうしつかいさいじぎょう 聴覚障がい者社会生活教室開催事業	の にんすう 延べ人数	631	589
おすとめいとしゃかいてきおうくねんじぎょう オストメイト社会適応訓練事業	の にんすう 延べ人数	231	213
おんせいきのうくねんじぎょう 音声機能訓練事業	の にんすう 延べ人数	744	780
てんじそくじじょうほうねっとわーくじぎょう 点字即時情報ネットワーク事業	の にんすう 延べ人数	5,355	5,253
ちゅうとしつめいしやしやかいてきおうくねんじぎょう 中途失明者社会適応訓練事業	の にんすう 延べ人数	650	793
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	りょうにんすう 利用人数	839	840
	の にんすう 延べ人数	30,934	33,384
	かしょすう 箇所数	66	67

	たんに 単位	ねん 2015年	ねん 2016年
しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業			
すぽーつ れくりえーしょんきょうしつかいさいとうじぎょう スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	の にんずう 延べ人数	702	766
てんじ こえ こうほうとうはっこうじぎょう 点字・声の広報等発行事業	りょうにんずう 利用人数	692	690
ほうしんいんようせいけんしゅうじぎょう 奉仕員養成研修事業			
しゅわほうしんいんようせいじぎょう 手話奉仕員養成事業	にんずう 人数	0	0
ようやくひっきほうしんいんようせいじぎょう 要約筆記奉仕員養成事業	にんずう 人数	19	5
てんやく おんやくほうしんいんようせいじぎょう 点訳・音訳奉仕員養成事業	の にんずう 延べ人数	1,620	1,579
じどうしゃうんでんめんきよしゆとく かいぞうほじょじぎょう 自動車運転免許取得・改造補助事業	りょうにんずう 利用人数	59	54
たしゃかいさんかそくしんじぎょう その他社会参加促進事業			
しょう しゃ そうだんうんえいじぎょう 障がい者あんしん相談運営事業	かしょすう 箇所数	1	1
しょう しゃあいていさほーとせんたーうんえいじぎょう 障がい者ITサポートセンター運営事業	かしょすう 箇所数	1	1
かみ さーびすじぎょう 紙おむつサービス事業	りょうにんずう 利用人数	1,605	1,694
	の にんずう 延べ人数	18,878	20,159
しんたいしょうがいしゃふくしてんわせつちじぎょう 身体障害者福祉電話設置事業	りょうにんずう 利用人数	31	29

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
6	しゃかい も てる 社会モデル	<p>しょう がいのある人が日常生活において          受ける制限は、しょう がい（身体しょう がい、          ちてきしょう 知的しょう がい、せいしんしょう 精神しょう がい（発達しょう がい          を含む。）、なんびょう げんいん 難病を原因とするしょう がい          など）のみにげんいん 原因があるのではなく、しゃかい          におけるさまざま しょうへき ばりあ ちやくめん 障壁（バリア）と直面す          ることによってはっせい 発生するというかんが 考えかた 方。          「しょう がいがあるからふべん 不便」なのではな          く「しょう がいとともにいきることがそうてい 想定さ          れていないからふべん 不便」なのである、とはっそう 発想          のてんかん 転換をうなが 促すもの。</p>
6	ごうりてきはいりよ 合理的配慮	<p>しょう がいのある人からのもと 求めにおう じ、          ふたん 負担になりすぎないはんい 範囲で、しゃかいてきしょうへき 社会的障壁          とのぞ のぞきのためにひつよう 必要でてきせつ 適切なはいりよ 配慮を          おこな 行うこと。</p>



ページ	ことば 言葉	いみ 意味
7	いりょうてきけ あ ひつよう 医療的ケアを必要と する子ども	えぬあいしーゆー しんせいじしゅうちゅうちりょうしつ NICU(新生児集中治療室) など ちょうきにゆういん ひ つづ じんこう に長期入院したあと、引き続き人工 こきゅうき い とう しょう 呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの きゅういん けいかんえいよう いりょうてきけ あ 吸引や経管栄養などの医療的ケアが ひつよう こ 必要な子どものこと。
7	しょうがいふくしき サービス 障害福祉サービス	しょうがいしゃそうごうしえんぽう もと しょう 障害者総合支援法に基づいて障が いのある人や難病患者を対象に行わ れる支援の総称のこと。支援の種類は しえん そうしょう しえん しゅるい 日常生活の介護支援を行う「介護 きゅうふ ひと じりつせいかつ しゅうろう めざ ひと 給付」と自立生活や就労を目指す人を しえん くんれんとうきゅうふ おお 支援する「訓練等給付」の2つに大きく わ しょうせい しょうせい しょうせい しょうせい 分けられます。支援の種類や内容の しょうさい 詳細については116～125ページを さんしょう 参照。
7	らいふすてーじ ライフステージ	ひと いっしょう しゅっしょう にゆうがく 人の一生における、出生、入学、 そつぎょう しゅうしょく けっこん しゅっさん こそだ 卒業、就職、結婚、出産、子育て、 たいしょく ふしめ できごと だんかい 退職などの節目となる出来事の段階の こと。

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
15	しょうがいしゃしゅうかん 障害者週間	<p>まいとし がつ か がつ か 毎年12月3日から12月9日までを 「しょうがいしゃしゅうかん」として、しょうがいのあ ひと ひと こうりゅう ぶく けいはつじぎょう る人となない人の交流を含めた啓発事業 を実施し、しょうがいのある人のしゃかいさんか を促進するとともに、しみん りかいと を促進するとともに、市民の理解と きょうちよう せいしん そだ つと 協 調 の精神を育てるよう努めている。</p>
18	いくせいりりょう 育成医療	<p>さいみまん しんたい しょう こ 18歳未満の身体に障がいの子ども たいしょう しゅじゅつ せいかつ のうりよく を対象に、手術などにより生活能力 を回復するためのいりりょう を回復するための医療のこと。</p>
18	こうせいりりょう 更生医療	<p>しんたい しょう ひと たいしょう 身体に障がいのある人を対象に、そ のしょうがいをかる と のそ の障がいを軽くしたり取り除いたりし てしよくぎょうのうりよく たか にちじょうせいかつ おく て職業能力を高め、日常生活を送り やすくするためのいりりょう やすくするための医療のこと</p>
18	せいしんつういんいりりょう 精神通院医療	<p>せいしんしょう てきせつ いりりょう ひろ 精神障がいの適切な医療を広めるた めに、せいしん しょう ひと たいしょう めに、精神に障がいのある人を対象 に、びょういんとう にゅういん おこな に、病院等に入院しないで行われる せいしんしょう いりりょう 精神障がいの医療のこと</p>

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
19	じゅうてんせいびちく 重点整備地区	<p>しん さっぽろしばりあふりーきほんこうそう 新・札幌市バリアフリー基本構想にお</p> <p>いて、こうりつてき ばりあふりーせいび すす 効率的なバリアフリー整備を進め</p> <p>るために、「ちいき きよてん ちく 地域の拠点となる地区」や</p> <p>「いちにち へいきんじょうこうきゃくすう にん 一日の平均乗降客数が5,000人</p> <p>いじょう じえいあーる ちかてつえき ちゅうしん 以上のJR・地下鉄駅を中心とした</p> <p>とほけん おおむ はんけい めーとる 徒歩圏（概ね半径500 m もしくは1</p> <p>きろめーとるしほう はんい こうきょうし km 四方の範囲）」について、公共施</p> <p>せつ いりょうしせつ せいかつ かんれん し 設や医療施設などの生活に関連する施</p> <p>せつ りっちじょうきょう ふ せつてい 設の立地状況などを踏まえて設定し</p> <p>たちく た地区のこと。</p>
19	まな さほーたー 学びのサポーター	<p>とくべつ きょういくてきしえん ひつよう じどう 特別な教育的支援を必要とする児童</p> <p>せいと たい きょういん ほじょ がっこう 生徒に対して、教員の補助として、学校</p> <p>せいかつおよ かくしゅう おこな ひつよう 生活及び学習を行ううえで必要とな</p> <p>るしえん おこな ゆうしょうほらんていあ る支援を行う有償ボランティアのこ</p> <p>と。</p>
20	じょぶさほーたー ジョブサポーター	<p>しょう ひと しゅうろうしえん しょくば 障がいのある人の就労支援や職場</p> <p>ていちやく はか しょくば でむ しょう 定着を図るために、職場に出向いて障</p> <p>がいのある人や雇用主に助言などを行 うしえんいん さっぽろし へいせい う支援員のこと。札幌市では平成29</p> <p>ねんど めいぞういん けい めい たいおう 年度から1名増員し、計8名で対応。</p>



ページ	ことば 言葉	いみ 意味
20	げんきしよっぷ 元気ショップ	<p>しょうがいのある人が利用する施設などで作られる製品の販売を促進することにより、障がいのある人の社会的自立や活動などの理解を進めるために設置している常設の販売所のこと。</p> <p>さっぽろしないてんぽう 札幌市内に2店舗あり、JR札幌駅西コンコース「食と観光の情報館」内に「元気ショップいこ〜る」を、地下鉄南北線大通駅コンコース内に「元気ショップ」を設置している。</p>
29	りょういく 療育	<p>しょうがいのある子どもが、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。</p>
32	さーびすていきょうきばん サービス提供基盤	<p>このプランにおいては、障害福祉サービス等を提供する事業所や人など、障がいのある人の生活を支援する物事のことをいう。</p>

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
37	ヘルプマーク へるぷまーく	<p>まわりのひとびとに援助や配慮が必要なことを知らせることができるマークのこと。</p> 
37	ヘルプカード へるぷかーど	<p>緊急連絡先や必要な支援内容などを書くことができ、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時などに、周りの援助や配慮をお願いしやすくするカードのこと。</p> 
38	出前講座 でまえこうざ	<p>市民への情報提供と対話の一環として、市職員が市民からの要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業についてわかりやすく説明を行うもの。</p>
38	福祉読本 ふくしどくほん	<p>主に学校で使用する福祉に関する教育のための教科書・入門書のこと。</p>

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
39	でいすかつしょん ディスカッション	とうろん とうぎ ぎろん 討論、討議、議論のこと。
40	さぽーとほつとききん （市民まちづくり 活動促進基金）	しみん きのふ げんし しみんだんたい 市民からの寄付を原資に、市民団体へ じぎょうじょせい おこな の事業助成を行うとともに、寄附文化 の醸成を図るもの。
41	ぶつりてき ばりあ 物理的バリア	だんさ つうこう さまた しょうがいぶつ 段差や通行を妨げる障害物などの ばりあ バリアのこと。
41	せいどてき ばりあ 制度的バリア	しょう しょうがいがあることを理由に資格や めんきょ しょうじょせい せいげんとう ばりあ 免許などの取得に制限等をするバリア のこと。
41	ぶんか じょうほうめん 文化・情報面での ばりあ バリア	おんせいあんない てんじ しゅわつうやく じまくほうそう 音声案内や点字、手話通訳、字幕放送、 わかりやすい表示がないなどのバリア のこと。
41	いしきじょう ばりあ 意識上のバリア	こころ ことば しせん しょう ひと 心ない言葉や視線、障がいのある人 まも ほんざい は守られるべき存在としてとらえるな ど、人の中にある心のバリアのこと。
42	ばりあふりー バリアフリー	しょう ひと こうれい ひと にちじょう 障がいのある人や高齢の人が日常 せいかつ しゃかいせいかつ いとな 生活や社会生活を営む上で障壁（バリ ア）となるもの（物理的なものや制度、 文化、意識上のものなど）を解消するこ と。

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
42	ユニバーサルデザイン	障がいのある人や高齢の人のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた仕様のこと。
44	オストメイト対応 トイレ	病気などにより臓器に機能障がいのある人で、手術で腹部に便や尿の排泄口（ストーマ）を作っている人（オストメイト）が、便や尿の溜まった袋（パウチ）を処理しやすく、また排泄口などを清潔に保つことのできる設備があるトイレのこと。
47	アクセシビリティ	このプランにおいては、障がいのある人や高齢の人にとっての、使いやすさや利用のしやすさを意味し、近づきやすさという意味もある。
50	タブレット端末	キーボードは付いておらず、タッチパネル（指先を画面にあてながら操作する）が採用されている平らな板状の機械のこと。
50	アプリケーション	ワープロソフトや表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェアのこと。

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
50	かうんたがたじきゆうどう <b>カウンタ型磁気誘導</b> しすてむ <b>システム</b>	ほちょうき しょう ひと き <b>補聴器</b> を使用している人の“ <b>聞こえ</b> ” しき たす きかい <b>を磁気によって助ける機械</b> のこと。
50	ようやくひっき <b>要約筆記</b>	ちょうかくしょう ひと しょうほうほしょう <b>聴覚障</b> がいがある人への <b>情報保障</b> しゅだん ひと ひと はな ないよう <b>手段</b> の一つで、人が <b>話</b> している内容をま とめて、 <b>文字</b> として <b>伝える</b> こと。ノ <b>ート</b> などの <b>紙</b> に <b>手書き</b> する方法と <b>パソコン</b> の <b>画面</b> や <b>スクリーン</b> に <b>表示</b> する方法が <b>ある</b> 。
52	<b>IT (アイティー)</b>	コンピューターやインターネットに <b>関する技術の総称</b> のこと。
63	ちいきしえんいん <b>地域支援員</b>	ちいき ふくしだんたい ぎょうせいきかんとう たい <b>地域の福祉団体、行政機関等</b> に対す <b>る、障</b> がいのある人の <b>支援</b> における せんもんてきじょげん ちいき しょう <b>専門的助言</b> や、 <b>地域</b> における <b>障</b> がいの ある人の <b>理解促進活動</b> 等を行 <b>う</b> 相 <b>談員</b> <b>のこと</b> 。
63	ぴあさぽーター <b>ピアサポーター</b>	おな もんだい かか ひと なかま たちば <b>同じ問題</b> を抱える人を <b>仲間の立場</b> で <b>支援</b> し合う人のこと。この <b>プラン</b> では、 じぶん たいけん ちと おな しょう <b>自分の体験</b> に基づいて、 <b>同じ障</b> がいの ある人を <b>支援</b> する <b>活動</b> をしている人の <b>こと</b> をいう。

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
64	プロジェクトチーム	このプランでは、札幌市自立支援協議会において、特別の事項を調査審議する必要がある場合に設置するもののことをいう。
66	サポートファイル さっぽろ	札幌市が作成したファイルで、保護者が子どもの成長を記録し、関係者がその子どもの個性や特徴、これまでの発達の経過を共通理解するためのもの。
66	ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ悩みを持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係機関の紹介などを行ったりする先輩親のこと。
66	行動障がい	不安に感じていることや苦手なことを紛らわせる（解消）などの理由から、自分や物を傷つける、突然道路に飛び出すなど、不適切な行動をしてしまうこと。

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
72	はいりすくにんぶ ハイリスク妊婦	しゅっさんご いくじ ふあん つよ 出産後の育児への不安が強い、 けいざいてき こんきゅう しゅっさんまえ 経済的に困窮しているなど、出産前か ら支援が必要と認められる妊婦のこと。
75	げーとキーパー ゲートキーパー	なや ひと き こえ はなし 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話 をきいて、必要な支援につなげ、見守る ひと 人のこと。特別な資格は不要。
86	とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級	しょう しょう がつきゅう 障がいがあるために通常の学級に おける指導では、がくしゅう こんなん じどう 学習が困難な児童 せいと つく しょうにんずう がつきゅう 生徒のために作られた少人数の学級 のことをいい、しょう ちゅうがっこう もう 小・中学校に設けられ ている。
86	つうきゅうしどうきょうしつ 通級指導教室	しょう ちゅうがっこう しょう がつきゅう ざいせき 小・中学校の通常の学級に在籍し ているしょう じどうせいと たい 障がいのある児童生徒に対し て、しょう じょうきょうとう おう とくべつ 障がいの状況等に応じた特別の 指導を行う教室のことをいい、せいと 指導を行う教室のことをいい、生徒 じどう ざいせき がっこう つうきゅう ばあい 児童が在籍する学校に通級する場合 と、ざいせきごういがい つうきゅう ばあい 在籍校以外に通級する場合がある。

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
90	げんきかふえ 元気カフェ	<p>おお しみん おとす こうきょうしせつとう 多くの市民が訪れる公共施設等の</p> <p>くうかん い しょう ひと せっきやく 空間を生かし、障がいのある人が接客</p> <p>とう つう ひと こうりゆう 等を通じてたくさんの人と交流するこ</p> <p>とで、しょう たい しみん りかいそくしん とで、障がいに対する市民の理解促進</p> <p>しょう につなげていくことや、障がいのある</p> <p>ひと い い はたら すがた み 人が生き生きと働く姿を見てもらう</p> <p>ことにより、みんかんきぎょうとう しょう ことにより、民間企業等における障が</p> <p>いしゃこよう そくしん はか もくてき い者雇用の促進を図ることを目的とす</p> <p>るもの。</p>
91	ちいきかつどうしえん 地域活動支援 センター	<p>いっばんがた ちいき く しょう (1) 一般型：地域で暮らす障がいのあ</p> <p>ひと にっちゅうかつどうとう おこな せんたー る人が日中活動等を行うセンターの</p> <p>こと。</p> <p>そうだんしえんへいせつがた さっぽろししょう しゃ (2) 相談支援併設型：札幌市障がい者</p> <p>そうだんしえんじぎょうしょ いったいてき うんえい おも 相談支援事業所と一体的に運営し、主</p> <p>せいしんしょう ひと たいしょう に精神障がいのある人を対象に、</p> <p>にっちゅうかつどう おこな せんたー 日中活動などを行うセンターのこと。</p> <p>しゅうろうしやしえんがた さっぽろししょう しゃ (3) 就労者支援型：札幌市障がい者</p> <p>しゅうぎょう せいかつそうだんしえんじぎょうしょ いったいてき 就業・生活相談支援事業所と一体的に</p> <p>うんえい しゅうしょくまた こよう けいぞく めざ 運営し、就職又は雇用の継続を目指す</p> <p>しょう ひとどうし こうりゆうそくしん 障がいのある人同士の交流促進、</p> <p>じょうほうこうかん おこな ば ていきょう 情報交換を行う場を提供する</p> <p>せんたー センターのこと。</p>



ページ	ことば 言葉	いみ 意味
93	ちいききょうどうさぎょうしょ 地域共同作業所	ざいたく しょう ひと たい 在宅の障がいのある人に対し、 そうさくてきかつどう しゃかいさんか ば てい 創作的活動や社会参加のための場を提 きょう きちょうせいかつじょう しえん 供するとともに日常生活上の支援な おこな どを行うところ。
98	ようはいりよしゃ 要配慮者	しょう ひと こうれい ひと にんさんぶ 障がいのある人、高齢の人、妊産婦、 にゅうようじ さいがいじ とく はいりよ ひつよう 乳幼児など、災害時に特に配慮を必要と する人のこと。
103	しょうひせいかつすいしんいん 消費生活推進員	さっぽろし いしよく こうれい ひと しょう 札幌市から委嘱され、高齢の人や障 がいのある人を標的にした悪質商法 ひと ひょうてき あくしつしょうほう による消費者被害の未然防止、早期 しょうひしゃひがい みぜんぼうし そうき 発見・救済を目的に、被害者宅を訪問 ひがい じつたいちようさ そうだん う つ し、被害の実態調査や、相談を受け付け、 ひつよう おう しょうひしゃせんたー そうだんしつどう 必要に応じて、消費者センター相談室等 かんけいきかん ひきつ おこな てまえ 関係機関に引継ぎを行うほか、出前 こうざどう けいはつかつどう おこな ひと 講座等による啓発活動を行う人のこ と。
103	しょうひせいかつ さぼーたー 消費生活サポーター	きぎょう だんたい ひとまた こじん さっぽろし 企業や団体の人又は個人で、札幌市に さぼーたー とうろく しょうひしゃとらぶる サポーター登録し、消費者トラブルにあ みちか しみん しょうひしゃせんたー っている身近な市民を消費者センター そうだんしつ しょうかい しょうひしゃもんだい 相談室に紹介することや、消費者問題 かん けいはつかつどう おこな ひと に関する啓発活動を行う人のこと。

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
135	てんじそくじねっとわーく 点字即時ネットワーク じぎょう 事業	しかくしょう ひと しゃかいさんかそくしん 視覚障がいのある人の社会参加促進 ふくし こうじょう はか しんぶんとう と、福祉の向上を図るため新聞等によ さいしん じょうほう てんやく えつらん ていきょう る最新の情報を点訳し、閲覧、提供す じぎょう る事業のこと。

さっぽろ<sup>しょう</sup>障がい者<sup>しゃぶらん</sup>プラン2018 (案)<sup>あん</sup>

平成<sup>へいせい</sup>29<sup>ねん</sup>年 (2017<sup>ねん</sup>年) 12<sup>がつ</sup>月

編集<sup>へんしゅう</sup>：札幌市<sup>さっぽろし</sup>保健福祉<sup>ほけんふくし</sup>局 障がい<sup>しょうがい</sup>保健福祉部<sup>ほけんふくしぶ</sup> 障がい福祉課<sup>しょうがいふくしか</sup>

〒060-8611 札幌市<sup>さっぽろし</sup>中央区<sup>ちゅうおうくさ</sup>北1条<sup>じょうにし</sup>西2丁目<sup>ちようめ</sup>

電話<sup>でんわ</sup>011-211-2936

ファクス<sup>ふぁくす</sup>011-218-5181

ホームページ<sup>ほむぺーじ</sup> <http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/>

市政等資料番号<sup>しせいとうしりょうばんごう</sup>

01-F04-17-2018



